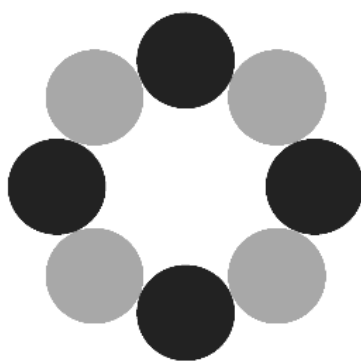


令和2年南砺市議会定例会
令和3年3月会議
議案書



南砺市

令和3年3月会議提出案件

目 次

予算関係

議案第 8 号	令和3年度南砺市一般会計予算	別冊
議案第 9 号	令和3年度南砺市バス事業特別会計予算	別冊
議案第10号	令和3年度南砺市国民健康保険事業特別会計予算	別冊
議案第11号	令和3年度南砺市国民健康保険診療所事業特別会計予算	別冊
議案第12号	令和3年度南砺市後期高齢者医療事業特別会計予算	別冊
議案第13号	令和3年度南砺市介護事業特別会計予算	別冊
議案第14号	令和3年度南砺市訪問看護事業特別会計予算	別冊
議案第15号	令和3年度南砺市病院事業会計予算	別冊
議案第16号	令和3年度南砺市水道事業会計予算	別冊
議案第17号	令和3年度南砺市下水道事業会計予算	別冊
議案第18号	令和2年度南砺市一般会計補正予算(第16号)	4
議案第19号	令和2年度南砺市バス事業特別会計補正予算(第2号)	7 2
議案第20号	令和2年度南砺市国民健康保険事業特別会計補正予算(第4号)	8 1
議案第21号	令和2年度南砺市国民健康保険診療所事業特別会計 補正予算(第5号)	9 1
議案第22号	令和2年度南砺市後期高齢者医療事業特別会計補正予算(第2号)	1 0 7
議案第23号	令和2年度南砺市介護事業特別会計補正予算(第4号)	1 1 5
議案第24号	令和2年度南砺市訪問看護事業特別会計補正予算(第6号)	1 3 3
議案第25号	令和2年度南砺市工業用地造成事業特別会計補正予算(第1号)	1 4 5
議案第26号	令和2年度南砺市病院事業会計補正予算(第6号)	1 5 2
議案第27号	令和2年度南砺市水道事業会計補正予算(第3号)	1 6 1
議案第28号	令和2年度南砺市下水道事業会計補正予算(第3号)	1 6 5

条例関係

議案第29号	南砺市福光里山レクリエーション農園条例の全部改正について……………	172
議案第30号	南砺市つくばね森林公園条例の全部改正について……………	176
議案第31号	南砺市の職員のサービスの宣誓に関する条例の一部改正について……………	180
議案第32号	南砺市一般職員の特殊勤務手当に関する条例の一部改正について……………	182
議案第33号	南砺市地域経済牽引事業の促進による地域の成長発展の基盤強化 に関する法律の施行に伴う固定資産税の課税免除に関する条例の 一部改正について……………	185
議案第34号	南砺市体育施設条例の一部改正について……………	187
議案第35号	南砺市重度心身障害者等医療費助成条例の一部改正について……………	189
議案第36号	南砺市国民健康保険条例の一部改正について……………	191
議案第37号	南砺市国民健康保険税条例の一部改正について……………	193
議案第38号	南砺市火入れに関する条例の一部改正について……………	196
議案第39号	南砺市井口カイニョと椿の森公園条例の一部改正について……………	198
議案第40号	南砺市都市公園条例の一部改正について……………	200
議案第41号	南砺市特定公共賃貸住宅条例の一部改正について……………	205
議案第42号	南砺市病院事業使用料及び手数料条例の一部改正について……………	207

その他

議案第43号	南砺市国土強靱化地域計画の策定について……………	209
議案第44号	過疎地域自立促進計画の変更について……………	211
議案第45号	辺地総合整備計画の変更について……………	219
議案第46号	市道路線の認定について……………	223
議案第47号	市道路線の変更について……………	224
議案第48号	南砺市特別養護老人ホーム（特別養護老人ホームいなみ等）、南砺市城端 介護研修センター及び南砺市デイサービスセンター（デイサービスセンタ ーいなみ等）等の指定管理者の指定について……………	225
議案第49号	南砺市城端老人福祉センター「美山荘」の指定管理者の 指定について……………	227

議案第18号

令和2年度南砺市一般会計補正予算（第16号）

令和2年度南砺市一般会計補正予算（第16号）は、次に定めるところによる。

（歳入歳出予算の補正）

第1条 既定の歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ844,458千円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ42,036,685千円とする。

2 歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、「第1表 歳入歳出予算補正」による。

（繰越明許費）

第2条 地方自治法（昭和22年法律第67号）第213条第1項の規定により、翌年度に繰り越して使用することができる経費は、「第2表 繰越明許費」による。

（債務負担行為の補正）

第3条 債務負担行為の追加及び変更は、「第3表 債務負担行為補正」による。

（地方債の補正）

第4条 既定の地方債の追加、変更及び廃止は、「第4表 地方債補正」による。

令和3年3月2日提出

南砺市長 田中幹夫

第1表

歳入歳出予算補正

歳入

(単位：千円)

款	項	補正前の額	補正額	計
1. 市税		6,666,718	38,234	6,704,952
	1. 市民税	2,658,727	△ 35,000	2,623,727
	2. 固定資産税	3,629,535	59,400	3,688,935
	3. 軽自動車税	175,490	5,850	181,340
	4. 市たばこ税	193,150	12,850	206,000
	5. 入湯税	9,816	△ 4,866	4,950
11. 地方特例交付金		23,800	26,800	50,600
	1. 地方特例交付金	23,800	26,800	50,600
12. 地方交付税		13,600,000	589,895	14,189,895
	1. 地方交付税	13,600,000	589,895	14,189,895
14. 分担金及び負担金		110,125	801	110,926
	1. 分担金	0	103	103
	2. 負担金	110,125	698	110,823
15. 使用料及び手数料		307,416	△ 10,459	296,957
	1. 使用料	232,109	△ 10,459	221,650
16. 国庫支出金		9,886,763	14,968	9,901,731
	1. 国庫負担金	1,620,557	△ 26,448	1,594,109
	2. 国庫補助金	8,257,071	41,416	8,298,487
17. 県支出金		2,248,246	△ 67,691	2,180,555
	1. 県負担金	725,216	△ 4,645	720,571

(単位：千円)

款	項	補正前の額	補正額	計
	2. 県補助金	1,303,931	△ 45,850	1,258,081
	3. 県委託金	219,099	△ 17,196	201,903
18. 財産収入		91,603	4,028	95,631
	1. 財産運用収入	83,234	4,028	87,262
19. 寄附金		42,049	28,800	70,849
	1. 寄附金	42,049	28,800	70,849
20. 繰入金		2,003,529	△ 1,300,706	702,823
	1. 繰入金	2,003,529	△ 1,300,706	702,823
21. 繰越金		93,904	1,346,309	1,440,213
	1. 繰越金	93,904	1,346,309	1,440,213
22. 諸収入		1,090,974	△ 100,975	989,999
	3. 貸付金元利収入	354,796	△ 5,000	349,796
	4. 受託事業収入	18,097	△ 8,500	9,597
	5. 雑入	640,044	△ 87,475	552,569
23. 市債		3,494,700	274,454	3,769,154
	1. 市債	3,494,700	274,454	3,769,154
歳 入 合 計		41,192,227	844,458	42,036,685

歳 出

(単位：千円)

款	項	補正前の額	補正額	計
1. 議会費		225,660	△ 1,459	224,201
	1. 議会費	225,660	△ 1,459	224,201
2. 総務費		3,694,460	△ 95,389	3,599,071
	1. 総務管理費	3,113,822	△ 48,137	3,065,685
	2. 徴税費	278,302	12,798	291,100
	3. 戸籍住民基本台帳 費	145,689	△ 7,827	137,862
	4. 選挙費	112,170	△ 50,252	61,918
	5. 統計調査費	23,118	△ 1,971	21,147
3. 民生費		13,531,419	△ 108,149	13,423,270
	1. 社会福祉費	10,167,370	1,002	10,168,372
	2. 児童福祉費	3,364,049	△ 111,651	3,252,398
	3. 災害救助費	0	2,500	2,500
4. 衛生費		3,603,861	△ 42,706	3,561,155
	1. 保健衛生費	2,722,919	△ 42,009	2,680,910
	2. 環境費	880,942	△ 697	880,245
5. 労働費		133,996	△ 78,000	55,996
	1. 労働諸費	133,996	△ 78,000	55,996
6. 農林水産業費		1,751,679	101,155	1,852,834
	1. 農業費	1,017,214	△ 8,896	1,008,318

(単位：千円)

款	項	補正前の額	補正額	計
	2. 農地費	221,371	157,588	378,959
	3. 林業費	510,702	△ 47,537	463,165
7. 商工費		1,819,682	△ 59,412	1,760,270
	1. 商工費	1,819,682	△ 59,412	1,760,270
8. 土木費		5,501,651	2,247	5,503,898
	2. 道路橋梁費	2,394,043	△ 49,349	2,344,694
	3. 河川費	184,534	60,000	244,534
	4. 都市計画費	2,656,624	△ 6,404	2,650,220
	5. 住宅費	76,662	△ 2,000	74,662
9. 消防費		1,072,916	△ 8,500	1,064,416
	1. 消防費	1,072,916	△ 8,500	1,064,416
10. 教育費		4,615,018	△ 215,488	4,399,530
	1. 教育総務費	446,193	△ 11,110	435,083
	2. 小学校費	1,929,960	△ 87,523	1,842,437
	3. 中学校費	874,035	△ 34,305	839,730
	4. 社会教育費	968,817	△ 52,878	915,939
	5. 保健体育費	396,013	△ 29,672	366,341
11. 災害復旧費		228,728	△ 108,690	120,038
	1. 農林水産業施設災害復旧費	68,311	△ 51,412	16,899

(単位：千円)

款	項	補正前の額	補正額	計
	2. 土木施設災害復旧 費	160,417	△ 57,278	103,139
12. 公債費		4,861,563	△ 57,444	4,804,119
	1. 公債費	4,861,563	△ 57,444	4,804,119
13. 諸支出金		81,594	1,516,293	1,597,887
	2. 基金費	81,594	1,516,293	1,597,887
歳 出	合 計	41,192,227	844,458	42,036,685

繰越明許費

(単位：千円)

款	項	事業名	金額
2. 総務費	1. 総務管理費	行政改革推進費	4,677
		エコビレッジ推進費	1,743
		空き家対策費	5,631
		総務施設管理費	3,017
	3. 戸籍住民基本台帳費	戸籍住民基本台帳費	1,325
3. 民生費	1. 社会福祉費	国民健康保険診療所事業特別会計繰出金	4,679
		国民年金費	1,646
		在宅介護支援事業費	3,063
		介護事業特別会計繰出金	33,152
		障害福祉推進費	2,860
	2. 児童福祉費	保育園費	11,726
	3. 災害救助費	災害救助費	2,500
4. 衛生費	1. 保健衛生費	病院事業会計繰出金	5,269
		予防接種費	317,312
		感染症予防費	41,350
		訪問看護事業特別会計繰出金	2,450
5. 労働費	1. 労働諸費	勤労者労務対策費	5,991
6. 農林水産業費	1. 農業費	水田農業経営体活性化対策費	15,514
		特産物振興対策費	251,223
	2. 農地費	土地改良事務費	12,700
		県営土地改良費	206,772
		県単土地改良費	17,442
	3. 林業費	中山間地整備費	4,030
		林道整備事業負担金	7,270
7. 商工費	1. 商工費	県単治山費	4,890
		商工振興費	9,000
8. 土木費	2. 道路橋梁費	道路橋梁施設整備費	285,424
		道路新設改良費(補助)	384,712
		道路新設改良費(単独)	103,823
		県道整備費	18,283
	3. 河川費	河川管理費	220,740
	4. 都市計画費	都市計画管理費	1,155
		都市計画街路費	377,114
10. 教育費	1. 教育総務費	複合教育施設維持費	7,099
		なんとっ子健康応援商品券支給事業費	1,258
	2. 小学校費	小学校管理費	5,840
		小学校施設整備費	139,920
		小学校教育振興費	26,524
		小学校施設管理費	8,905
	3. 中学校費	中学校管理費	5,340
		中学校施設整備費	164,010
		中学校教育振興費	19,727
中学校施設管理費		80,316	

(単位：千円)

款	項	事業名	金額
	4. 社会教育費	世界遺産関係費	924
		社会教育施設管理費	41,071
11. 災害復旧費	1. 農林水産業施設災害復旧費	農業用施設等災害復旧費（補助）	6,573
	2. 土木施設災害復旧費	道路河川災害復旧費（補助）	87,956
合 計			2,963,946

第3表

債務負担行為補正

(追加)

事 項	期 間	限度額
令和2年度 城端老人福祉センター美山荘指定管理料	令和3年度	千円 7,987
令和2年度 医療・介護連携ガイドブック印刷製本業務	令和3年度	748
令和2年度 利賀観光施設指定管理料	令和3年度から 令和5年度まで	25,737

(変更)

事 項	変更前	変更後
令和2年度 たいらスキー場クロスカントリー場指定管理料	4,137	千円 12,411

第4表

地方債補正

(追加)

(単位：千円)

起債の目的	限度額	起債方法	利率	償還の方法
減収補てん債	74,800	普通貸借 又は 証券発行	年5.0%以内 (ただし、利率見直し方式で 借り入れる資金について、 利率の見直しを行った後 においては、当該見直し後の 利率)	借入先の融資条件に従い償還するものとする。ただし、市財政の都合により、据置期間及び償還期限を短縮し、若しくは繰上償還し、又は低利に借換えすることができる。

(変更)

(単位：千円)

起債の目的	限度額			起債の方法	利率	償還の方法
	補正前	補正額	補正後			
公共事業等債	228,500	140,800	369,300	普通貸借 又は 証券発行	年5.0%以内 (ただし、利率見 直し方式で借り入 れる資金につい て、利率の見直し を行った後におい ては、当該見直し 後の利率)	借入先の融資条件に従 い償還するものとする。た だし、市財政の都合によ り、据置期間及び償還期 限を短縮し、若しくは繰 上償還し、又は低利に借 換えすることができる。
地方道路等整備 事業債	33,000	12,000	45,000			
学校教育施設等 整備事業債	264,600	△ 67,600	197,000			
辺地対策事業債	233,700	△ 42,800	190,900			
過疎対策事業債	1,682,900	142,700	1,825,600			
防災・減災・国土 強靱化緊急対策 事業債	92,100	41,700	133,800			
緊急自然災害 防止対策事業債	3,600	1,700	5,300			
農業用施設等 災害復旧債	9,400	△ 4,900	4,500			
道路河川災害 復旧債	45,800	△ 16,600	29,200			
臨時財政対策債	780,000	5,454	785,454			

(廃止)

(単位：千円)

起債の目的	限度額	備考
一般事業債	700	
林道災害復旧債	12,100	

1. 総括

歳入歳出予算事項別明細書

(1) 歳入

(単位：千円)

款	補正前の額	補正額	計
1. 市税	6,666,718	38,234	6,704,952
11. 地方特例交付金	23,800	26,800	50,600
12. 地方交付税	13,600,000	589,895	14,189,895
14. 分担金及び負担金	110,125	801	110,926
15. 使用料及び手数料	307,416	△ 10,459	296,957
16. 国庫支出金	9,886,763	14,968	9,901,731
17. 県支出金	2,248,246	△ 67,691	2,180,555
18. 財産収入	91,603	4,028	95,631
19. 寄附金	42,049	28,800	70,849
20. 繰入金	2,003,529	△ 1,300,706	702,823
21. 繰越金	93,904	1,346,309	1,440,213
22. 諸収入	1,090,974	△ 100,975	989,999
23. 市債	3,494,700	274,454	3,769,154
歳入合計	41,192,227	844,458	42,036,685

(2) 歳 出

(単位：千円)

款	補正前の額	補正額	計	補正額の財源内訳			
				特定財源			一般財源
				国県支出金	地方債	その他	
1. 議会費	225,660	△ 1,459	224,201				△ 1,459
2. 総務費	3,694,460	△ 95,389	3,599,071	△ 63,349	16,400	△ 6,246	△ 42,194
3. 民生費	13,531,419	△ 108,149	13,423,270	34,731	△ 16,700	△ 6,438	△ 119,742
4. 衛生費	3,603,861	△ 42,706	3,561,155	△ 8,849	8,500	△ 3,904	△ 38,453
5. 労働費	133,996	△ 78,000	55,996	△ 84,900			6,900
6. 農林水産業費	1,751,679	101,155	1,852,834	△ 5,928	147,900	△ 23,221	△ 17,596
7. 商工費	1,819,682	△ 59,412	1,760,270	26,238	11,200	△ 20,309	△ 76,541
8. 土木費	5,501,651	2,247	5,503,898	49,462	30,500	△ 60,862	△ 16,853
9. 消防費	1,072,916	△ 8,500	1,064,416				△ 8,500
10. 教育費	4,615,018	△ 215,488	4,399,530	60,929	△ 45,600	△ 9,280	△ 221,537
11. 災害復旧費	228,728	△ 108,690	120,038	△ 61,057	△ 33,600	103	△ 14,136
12. 公債費	4,861,563	△ 57,444	4,804,119				△ 57,444
13. 諸支出金	81,594	1,516,293	1,597,887		150,400	1,365,893	
歳 出 合 計	41,192,227	844,458	42,036,685	△ 52,723	269,000	1,235,736	△ 607,555

2. 歳入
第1款 市税

第1項 市民税

(単位：千円)

目	補正前の額	補正額	計	節		説明
				区分	金額	
1 個人	2,261,748	3,800	2,265,548	1 現年課税分	1,400	均等割（個人現年課税分） 1,400
				2 滞納繰越分	2,400	個人市民税（滞納繰越分） 2,400
2 法人	396,979	△ 38,800	358,179	1 現年課税分	△ 40,200	均等割（法人現年課税分） △2,100 法人税割（法人現年課税分） △38,100
				2 滞納繰越分	1,400	法人市民税（滞納繰越分） 1,400
計	2,658,727	△ 35,000	2,623,727			

第1款 市税

第2項 固定資産税

(単位：千円)

目	補正前の額	補正額	計	節		説明
				区分	金額	
1 固定資産税	3,500,000	59,400	3,559,400	1 現年課税分	61,500	固定資産税（現年課税分） 61,500
				2 滞納繰越分	△ 2,100	固定資産税（滞納繰越分） △2,100
計	3,629,535	59,400	3,688,935			

第1款 市税

第3項 軽自動車税

(単位：千円)

目	補正前の額	補正額	計	節		説明
				区分	金額	
1 環境性能割	3,552	3,600	7,152	1 現年課税分	3,600	環境性能割（現年課税分） 3,600
2 種別割	171,938	2,250	174,188	1 現年課税分	1,900	種別割（現年課税分） 1,900
				2 滞納繰越分	350	種別割（滞納繰越分） 350
計	175,490	5,850	181,340			

第1款 市税

第4項 市たばこ税

(単位：千円)

目	補正前の額	補正額	計	節		説明
				区分	金額	
1 市たばこ税	193,150	12,850	206,000	1 現年課税分	12,850	市たばこ税 12,850

第 1 款 市税		第 4 項 市たばこ税			(単位：千円)	
目	補正前の額	補正額	計	節		説明
				区分	金額	
計	193,150	12,850	206,000			

第 1 款 市税		第 5 項 入湯税			(単位：千円)	
目	補正前の額	補正額	計	節		説明
				区分	金額	
1 入湯税	9,816	△ 4,866	4,950	1 現年課税分	△ 4,866	入湯税 △4,866
計	9,816	△ 4,866	4,950			

第 11 款 地方特例交付金		第 1 項 地方特例交付金			(単位：千円)	
目	補正前の額	補正額	計	節		説明
				区分	金額	
1 地方特例交付金	23,800	26,800	50,600	1 地方特例交付金	26,800	地方特例交付金 26,800
計	23,800	26,800	50,600			

第 12 款 地方交付税		第 1 項 地方交付税			(単位：千円)	
目	補正前の額	補正額	計	節		説明
				区分	金額	
1 地方交付税	13,600,000	589,895	14,189,895	1 普通交付税	589,895	普通交付税 589,895
計	13,600,000	589,895	14,189,895			

第 14 款 分担金及び負担金		第 1 項 分担金			(単位：千円)	
目	補正前の額	補正額	計	節		説明
				区分	金額	
1 災害復旧費分担金	0	103	103	1 農林水産業施設災害復旧費分担金	103	農業用施設等災害復旧費分担金 103
計	0	103	103			

第 14 款 分担金及び負担金

第 2 項 負担金

(単位：千円)

目	補正前の額	補正額	計	節		説明
				区分	金額	
2 民生費負担金	105,337	1,660	106,997	1 社会福祉費負担金	1,660	老人保護措置費負担金 1,660
5 土木費負担金	4,174	△ 962	3,212	1 道路橋梁費負担金	△ 962	除雪機械等負担金 △962
計	110,125	698	110,823			

第 15 款 使用料及び手数料

第 1 項 使用料

(単位：千円)

目	補正前の額	補正額	計	節		説明
				区分	金額	
5 商工費使用料	9,544	△ 1,359	8,185	1 商工費使用料	△ 1,359	ささら館施設使用料 △1,359
6 土木費使用料	172,301	△ 500	171,801	3 住宅費使用料	△ 500	住宅使用料 △500
7 教育費使用料	26,786	△ 8,600	18,186	2 社会教育費使用料	△ 8,600	美術館使用料 △8,600
計	232,109	△ 10,459	221,650			

第 16 款 国庫支出金

第 1 項 国庫負担金

(単位：千円)

目	補正前の額	補正額	計	節		説明
				区分	金額	
1 民生費負担金	1,327,827	6,902	1,334,729	1 社会福祉費負担金	12,902	保険基盤安定国庫負担金[1/2] 1,552 自立支援給付費負担金[1/2] 11,350
				2 児童福祉費負担金	△ 6,000	児童手当交付金[37/45, 2/3] △6,000
3 災害復旧費国庫負担金	92,017	△ 33,350	58,667	1 土木施設災害復旧費負担金	△ 33,350	道路河川災害復旧負担金 [66.7/100] △33,350
計	1,620,557	△ 26,448	1,594,109			

第 16 款 国庫支出金

第 2 項 国庫補助金

(単位：千円)

目	補正前の額	補正額	計	節		説明
				区分	金額	
1 総務費国庫補助金	1,520,445	△ 11,421	1,509,024	1 総務管理費補助金	△ 5,604	社会保障・税番号制度システム整備費補助金[2/3] 1,705 地方創生推進交付金[1/2] △37,390

第 16 款 国庫支出金

第 2 項 国庫補助金

(単位：千円)

目	補正前の額	補正額	計	節		説明
				区分	金額	
(総務費国庫補助金)						新型コロナウイルス感染症対応地方創生臨時交付金[10/10] 30,081
				2 戸籍住民基本台帳費補助金	△ 5,817	個人番号カード交付事業費補助金[10/10] △6,609 個人番号カード交付事務費補助金[10/10] 792
2 民生費国庫補助金	5,255,785	△ 10,681	5,245,104	2 児童福祉費補助金	△ 10,681	次世代育成支援対策施設整備交付金[1/3] △422 子ども・子育て支援交付金 [1/3] △2,099 子育て世帯への臨時特別給付金給付事業費補助金[10/10] △510 ひとり親世帯臨時特別給付金事業費補助金[10/10] △7,650
4 商工費国庫補助金	4,488	648	5,136	1 商工費補助金	648	農山漁村振興交付金(農泊推進対策)[1/2] 648
5 土木費国庫補助金	962,929	53,178	1,016,107	1 道路橋梁費補助金	33,678	社会資本整備総合交付金(道路)[53.5/100] △321 社会資本整備総合交付金(雪寒)[2/3,6/10] 20,000 道整備交付金(道路)[1/2] 14,000 道路メンテナンス事業補助金[58.85/100] △1
				3 住宅費補助金	△ 500	社会資本整備総合交付金(地域住宅計画)[45/100] △500
				4 河川費補助金	20,000	社会資本整備総合交付金(防災)[1/3] 20,000
7 教育費国庫補助金	394,271	9,692	403,963	2 小学校費補助金	21,768	学校施設環境改善交付金(小)[1/3] 24,577 公立学校情報機器整備費補助金(小)[定額] △2,598 公立学校情報ネットワーク環境施設整備費補助金(小)[1/2] △211
				3 中学校費補助金	△ 4,517	公立学校情報機器整備費補助金(中)[定額] △1,608 公立学校情報ネットワーク環境施設整備費補助金(中)[1/2] △2,909

第 16 款 国庫支出金

第 2 項 国庫補助金

(単位：千円)

目	補正前の額	補正額	計	節		説明
				区分	金額	
(教育費国庫補助金)				4 社会教育費補助金	△ 7,559	国宝重要文化財等保存整備費補助金[1/2]] △5,785 芸術文化事業補助金[1/2] △1,774
計	8,257,071	41,416	8,298,487			

第 17 款 県支出金

第 1 項 県負担金

(単位：千円)

目	補正前の額	補正額	計	節		説明
				区分	金額	
1 民生費県負担金	690,477	△ 3,427	687,050	1 社会福祉費負担金	△ 4,302	保険基盤安定県負担金[3/4, 1/4] 3,463 自立支援給付費負担金[1/4] 5,675 後期高齢者医療保険基盤安定県負担金[3/4] △13,440
				2 児童福祉費負担金	△ 1,000	児童手当負担金[4/45, 1/6] △1,000
				3 災害救助費負担金	1,875	災害救助費負担金[国1/2, 県1/4] 1,875
4 農林水産業費県負担金	34,539	△ 1,218	33,321	1 林業費負担金	△ 1,218	地籍調査負担金[国1/2, 県1/4] △1,218
計	725,216	△ 4,645	720,571			

第 17 款 県支出金

第 2 項 県補助金

(単位：千円)

目	補正前の額	補正額	計	節		説明
				区分	金額	
2 民生費県補助金	235,541	△ 9,314	226,227	2 児童福祉費補助金	△ 9,314	ひとり親家庭等医療補助金[1/2] △935 乳児・幼児及び妊産婦医療補助金[1/2] △5,825 乳児・幼児及び妊産婦医療事務補助金[1/2] △33 放課後児童健全育成補助金[1/3] △646 児童館整備事業費補助金[1/3] △422 地域子育て支援充実事業費補助金 [1/3] △1,453
3 衛生費県補助金	13,034	△ 679	12,355	1 保健衛生費補助金	△ 679	がん対策補助金[1/2, 1/3] △679
4 農林水産業費県補助金	872,803	△ 1,892	870,911	1 農業費補助金	5,439	強い農業・担い手づくり総合支援事業交付金[国3/10] △5,329

第 17 款 県支出金

第 2 項 県補助金

(単位：千円)

目	補正前の額	補正額	計	節		説明		
				区分	金額			
(農林水産業費県補助金)						集落営農新規設立推進事業補助金[1/3]	△1,172	
						担い手確保・経営強化支援事業[国1/2]	10,886	
						農業人材力強化総合支援事業[国10/10]	3,750	
						多面的機能支払交付金[国1/2、県1/4]	△1,548	
						とやまの園芸産地グレードアップ事業補助金[県1/3]	△660	
						多面的機能支払推進交付金[10/10]	△488	
				2	農地費補助金	9,700	震災対策農業水利施設整備事業補助金[国10/10]	9,700
				3	林業費補助金	△ 17,031	県単独森林整備補助金[1/2, 1/3]	△3,000
							県単林道整備補助金[1/2]	29
							団体営林道整備補助金[国1/2, 県1/5]	140
							とやまの森づくり整備事業補助金[10/10]	△14,200
6	5,900	△ 1,100	4,800	1	道路橋梁費補助金	△ 100	地域ぐるみ除排雪促進補助金 [1/3]	△100
土木費県補助金				3	住宅費補助金	△ 1,000	木造住宅耐震改修支援事業費補助金[2/5]	△1,000
8	50,141	△ 5,158	44,983	4	社会教育費補助金	△ 5,092	舞台芸術事業補助金[15/100]	△2,200
教育費県補助金							文化財保存整備費補助金[1/5, 1/4, 1/2]	△2,892
				5	保健体育費補助金	△ 66	元気とやまスポーツライフサポート事業補助金[1/3]	△66
9	33,000	△ 27,707	5,293	1	農林施設等災害復旧費補助金	△ 27,707	農業用施設等災害復旧補助金[国1/2]	△14,207
災害復旧費県補助金							林道災害復旧補助金[国1/2]	△13,500
計	1,303,931	△ 45,850	1,258,081					

第 17 款 県支出金

第 3 項 県委託金

(単位：千円)

目	補正前の額	補正額	計	節		説明		
				区分	金額			
1	148,166	△ 4,816	143,350	2	徴税费委託金	4,045	県民税徴収取扱委託金[3,000円/人]	4,045
総務費県委託金								

第 17 款 県支出金

第 3 項 県委託金

(単位：千円)

目	補正前の額	補正額	計	節		説明
				区分	金額	
(総務費県委託金)				4		国勢調査委託金[定額] △2,155
				統計調査費委託金	△	
6	67,189	△ 12,380	54,809	5		県知事選挙委託金[10/10] △6,706
				選挙費委託金	△	
教育費県委託金				4		埋蔵文化財発掘調査業務委託金[93.5/10] △12,380
				社会教育費委託金	△	12,380
計	219,099	△ 17,196	201,903			

第 18 款 財産収入

第 1 項 財産運用収入

(単位：千円)

目	補正前の額	補正額	計	節		説明
				区分	金額	
1				1		土地貸付収入 328
財産貸付収入	25,943	328	26,271	土地建物貸付収入	328	
2				1		財政調整基金利子 1,500
利子及び配当金	57,291	3,700	60,991	利子及び配当金	3,700	地方創生推進基金利子 2,200
計	83,234	4,028	87,262			

第 19 款 寄附金

第 1 項 寄附金

(単位：千円)

目	補正前の額	補正額	計	節		説明
				区分	金額	
2 指定寄附金	41,949	28,800	70,749	1		社会福祉費寄附金 300
				社会福祉費寄附金	300	
				3		保健衛生費寄附金 1,500
				保健衛生費寄附金	1,500	
				8		総務管理費寄附金 5,300
総務管理費寄附金	5,300					
12		ふるさと寄附金 20,000				
ふるさと寄附金	20,000					
15		SDGs 関連寄附金 1,700				
SDGs 関連寄附金	1,700					
計	42,049	28,800	70,849			

第 20 款 繰入金

第 1 項 繰入金

(単位：千円)

目	補正前の額	補正額	計	節		説明			
				区分	金額				
1 基金繰入金	2,003,529	△ 1,356,066	647,463	1	△ 811,366	財政調整基金繰入金 △811,366			
				2	△ 524,000	減債基金繰入金 △524,000			
				9	△ 9,400	国際交流基金繰入金 △9,400			
				10	6,200	施設等整備基金繰入金 6,200			
				20	△ 1,900	合併地域振興基金繰入金 △1,900			
				32	△ 15,600	森林環境譲与税基金繰入金 △15,600			
2 他会計繰入金	0	55,360	55,360	1	54,460	介護事業特別会計繰入金 6,188 後期高齢者医療事業特別会計繰入金 30,571 バス事業特別会計繰入金 8,702 病院事業会計繰入金 4,429 国民健康保険診療所事業特別会計繰入金 2,824 工業用地造成事業特別会計繰入金 1,746			
				2	900	病院事業会計出資金返還金 900			
				計	2,003,529	△ 1,300,706	702,823		

第 21 款 繰越金

第 1 項 繰越金

(単位：千円)

目	補正前の額	補正額	計	節		説明
				区分	金額	
1 繰越金	93,904	1,346,309	1,440,213	1	1,346,309	前年度繰越金 1,346,309
計	93,904	1,346,309	1,440,213			

第 22 款 諸収入 第 3 項 貸付金元利収入 (単位：千円)

目	補正前の額	補正額	計	節		説明
				区分	金額	
5 商工費貸付金元利収入	308,013	△ 5,000	303,013	1 商工費貸付金元利収入	△ 5,000	ジェイウイング貸付金元金収入 △5,000
計	354,796	△ 5,000	349,796			

第 22 款 諸収入 第 4 項 受託事業収入 (単位：千円)

目	補正前の額	補正額	計	節		説明
				区分	金額	
4 農林水産業費受託事業収入	13,954	△ 8,500	5,454	2 林業費受託事業収入	△ 8,500	森林総研造林受託事業収入 △8,500
計	18,097	△ 8,500	9,597			

第 22 款 諸収入 第 5 項 雑入 (単位：千円)

目	補正前の額	補正額	計	節		説明
				区分	金額	
1 雑入	640,044	△ 87,475	552,569	1 総務管理費雑入	37,273	県市町村振興協会交付金 44,744 公共交通費雑入 △7,471
				4 民生費雑入	△ 8,398	ひとり親家庭等医療費高額療養収入 △400 子ども妊産婦医療費高額療養収入 △2,000 地域支援事業雑入 △4,773 予防給付費雑入 △1,225
				5 衛生費雑入	△ 50,621	健康診査費雑入 △3,904 環境費雑入 △46,717
				6 農林水産業費雑入	551	農業費雑入 621 林業費雑入 △1,000 中山間地域総合整備事業地区負担金 930
				8 道路橋梁費雑入	△ 65,600	中日本高速道路負担金 △65,600
				13 教育費雑入	△ 680	美術館費雑入 △680
				計	640,044	△ 87,475

第 23 款 市債

第 1 項 市債

(単位：千円)

目	補正前の額	補正額	計	節		説明
				区分	金額	
1 総務債	63,200	163,800	227,000	1 総務管理債	163,800	過疎地域自立促進基金積立（過疎債） 150,400 公共交通ソフト事業（過疎債） 13,400
2 民生債	58,800	△ 19,100	39,700	2 児童福祉債	△ 19,100	児童福祉施設整備債（過疎債） △8,900 児童福祉施設整備債（辺地債） △10,200
4 農林水産業債	136,100	141,900	278,000	1 農業債	△ 2,500	農業用機械整備（過疎債） △2,500
				2 農地債	141,800	公共事業等債（農業農村整備事業分） 140,800 中山間地整備（過疎債） 1,000
				3 林業債	2,600	林道整備（辺地債） 2,900 林道整備（過疎債） 400 一般事業債（県単治山事業） △700
5 商工債	73,200	△ 18,100	55,100	1 観光施設債	△ 7,900	観光施設整備（過疎債） △6,500 観光施設整備（辺地債） △1,400
				2 観光事業債	△ 10,200	観光ソフト事業（過疎債） △10,200
6 土木債	942,600	△ 17,300	925,300	1 道路橋梁債	△ 12,100	市道整備（辺地債） △11,400 市道整備（過疎債） △12,600 道路維持（辺地債） △14,100 道路維持（過疎債） △2,300 地方道路等整備事業債（県道整備） 12,000 市道整備・補助（過疎債） 16,300
				2 都市計画債	△ 5,200	過疎債（公園整備） △5,200
8 教育債	1,157,100	△ 66,800	1,090,300	1 小学校債	△ 50,100	学校教育施設整備事業（過疎債） 23,200 学校教育施設整備事業（辺地債） △8,600 学校教育施設整備事業債 △64,700
				2 中学校債	△ 2,900	学校教育施設整備事業債 △2,900
				4 社会教育施設費	△ 2,200	社会教育施設整備（過疎債） △2,200
				5 社会教育事業債	△ 1,300	芸術文化ソフト事業（過疎債） △1,300
				6 体育振興事業債	△ 5,100	体育振興ソフト事業（過疎債） △5,100

第 23 款 市債

第 1 項 市債

(単位：千円)

目	補正前の額	補正額	計	節		説明
				区分	金額	
(教育債)				7 学校教育事業債	△ 5,200	学校教育ソフト事業(過疎債) △5,200
9 災害復旧債	67,300	△ 33,600	33,700	1 災害復旧事業債(補助)	△ 33,600	農業用施設等災害復旧債 △4,900 林道災害復旧債 △12,100 道路河川災害復旧債 △16,600
12 臨時財政対策債	780,000	5,454	785,454	1 臨時財政対策債	5,454	臨時財政対策債 5,454
17 緊急自然災害防止対策事業債	3,600	1,700	5,300	1 緊急自然災害防止対策事業債	1,700	緊急自然災害防止対策事業債(土地改良事業) 900 緊急自然災害防止対策事業債(治山事業) 800
18 防災・減災・国土強靱化緊急対策事業債	92,100	41,700	133,800	1 防災・減災・国土強靱化緊急対策事業債	41,700	防災・減災・国土強靱化緊急対策事業債(土地改良事業) 2,000 防災・減災・国土強靱化緊急対策事業債(道路維持) △300 防災・減災・国土強靱化緊急対策事業債(河川改修) 40,000
19 減収補てん債	0	74,800	74,800	1 減収補てん債	74,800	減収補てん債 74,800
計	3,494,700	274,454	3,769,154			

3. 歳出
第1款 議会費

第1項 議会費

(単位：千円)

目	補正前 の額	補正額	計	節		事業名	金額	補正額の財源内訳				説明
				区 分	金額			特定財源			一般財源	
								国県支出金	地方債	その他		
1 議会費	225,660	△ 1,459	224,201	8		3(00003)						議員研修等負担金 △459
				旅費	△ 1,000	議会運営費	△ 459				△ 459	
				18		5(00005)						
				負担金補助 及び交付金	△ 459	事務局費	△ 1,000				△ 1,000	随行職員旅費 △1,000
						目計	△ 1,459				△ 1,459	
計	225,660	△ 1,459	224,201				△ 1,459				△ 1,459	

第2款 総務費

第1項 総務管理費

(単位：千円)

目	補正前 の額	補正額	計	節		事業名	金額	補正額の財源内訳				説明
				区 分	金額			特定財源			一般財源	
								国県支出金	地方債	その他		
1 一般管理費	1,027,662	5,250	1,032,912	12		3(00008)		(国補)				鑑定価格調査・境界確 定測量等業務委託料 △1,500
				委託料	△ 1,500	行政改革推進 費	5,250	5,026			224	
				18								
				負担金補助 及び交付金	6,750						指定管理者コロナ対策 環境整備負担金 7,680	
						目計	5,250	5,026			△300	指定管理者休館要請等 協力金 △630
											224	
2 人事管理費	40,886	△ 6,000	34,886	8		1(00012)						職員研修等旅費 △6,000
				旅費	△ 6,000	人事管理費	△ 6,000				△ 6,000	
						目計	△ 6,000				△ 6,000	
5 会計管理費	5,261	△ 2,461	2,800	2		1(00017)						会計年度任用職員 ・給料 1人 △1,774 ・手当 1人 △417 ・社会保険料 1人 △270
				給料	△ 1,774	会計管理費	△ 2,461				△ 2,461	
				3								
				職員手当等	△ 417							
				4								
				共済費	△ 270							

第 2 款 総務費

第 1 項 総務管理費

(単位：千円)

目	補正前 の額	補正額	計	節		事業名	金額	補正額の財源内訳			説明			
				区 分	金額			特定財源				一般財源		
								国県支出金	地方債	その他				
						目計	△ 2,461				△ 2,461			
6 財産管理費	213,350	△ 18,026	195,324	1	報酬	△ 300	1(00019) 財産管理費	△ 9,526	(国補) △26			△ 9,500	会計年度任用職員報酬	△300
				10	需用費	△ 6,000							庁舎維持管理費	△3,000
				12	委託料	△ 10,126							駐車場整備測量設計業 務委託料	△5,126
				13	使用料及び 賃借料	△ 1,600							新IP電話システム使用 料	△1,100
							2(00020) 市有車管理費	△ 8,500	庁用車維持管理費	△3,000				
										マイクロバス運行業務 委託料 ETC利用料	△5,000 △500			
						目計	△ 18,026	△ 26			△ 18,000			
7 企画費	95,284	△ 21,330	73,954	8	旅費	△ 2,600	1(00025) 秘書費	△ 2,600				△ 2,600	特別職及び随員職員旅 費	△2,600
				18	負担金補助 及び交付金	△ 18,730	2(00026) 企画費	0	(国補) △98			98	財源振替	
							4(00028) 交流費	△ 18,730			(繰入) △9,400	△ 9,330	友好交流協会補助金	△18,730
							目計	△ 21,330	△ 98		△ 9,400	△ 11,832		
8 協働のまち づくり費	298,839	0	298,839				6(01158) 住民自治推進 費	0	(国補) △47,077	3,000		44,077	財源振替	
							目計	0	△ 47,077	3,000		44,077		
9 女性活躍・ 婚活支援費	11,903	△ 1,800	10,103	1	報酬	△ 20	2(01184) 結婚活動支援 費	△ 1,800				△ 1,800	婚活イベント	
				7	報償費	△ 160								

第 2 款 総務費

第 1 項 総務管理費

(単位：千円)

目	補正前 の額	補正額	計	節		事業名	金額	補正額の財源内訳			説明							
				区 分	金額			特定財源				一般財源						
								国県支出金	地方債	その他								
(女性活躍 ・婚活支援 費)				8 旅費	△ 279						・チラシ印刷 △100 ・バス運転等業務委託 料 △157 ・会場等使用料 △484 婚活出会いイベント補 助金 △400							
				10 需用費	△ 300													
				12 委託料	△ 157													
				13 使用料及び 賃借料	△ 484													
				18 負担金補助 及び交付金	△ 400													
												目計	△ 1,800				△ 1,800	
10 エコビレッ ジ推進費	62,105	△ 4,834	57,271	10 需用費	1,743	1(01006) エコビレッ ジ推進費	1,743	(国補)	98	(寄附)	1,700	△ 55	南砺市SDGsロゴバッジ 製作 350 SDGs周知啓発用物品・ チラシ作成 1,393					
				18 負担金補助 及び交付金	△ 6,577													
								2(01008) 再生可能エネ ルギー推進費		△ 6,577							△ 6,577	木質(薪)ボイラー管 理費負担金 △7,387 木質エネルギー用材搬 出支援事業補助金 810
								目計		△ 4,834					98		1,700	△ 6,632
11 電算管理費	127,946	△ 3,300	124,646	12 委託料	△ 3,300	1(00039) 電算管理費	△ 3,300	(国補)	1,705			△ 5,005	マイナンバー特定個人 情報データ標準レイア ウト改版対応業務委託 料 △3,300					
								2(00040) インターネット 費		0				(国補)	△712		712	財源振替
								目計		△ 3,300					993		△ 4,293	
13 公共交通費	247,506	32,102	279,608	12 委託料	11,004	1(00054) 公共交通費	11,004	(国補)	△1,206	13,400	(諸収)	△7,471	6,281	南砺金沢線運行業務委 託料 13,304				

第 2 款 総務費

第 1 項 総務管理費

(単位：千円)

目	補正前 の額	補正額	計	節		事業名	金額	補正額の財源内訳				説明
				区 分	金額			特定財源			一般財源	
								国県支出金	地方債	その他		
(公共交通 費)				27								乗車券類発売業務委託 料 △800 地域内移動サービス実 証実験委託料 △1,500 繰出金 21,098
				繰出金	21,098							
				2(00055) バス事業特別 会計繰出金	21,098							
				目計	32,102	△ 1,206	13,400	△ 7,471	27,379			
14 災害対策費	203,788	△ 4,700	199,088	12		1(00056) 災害対策費	△ 4,700	(国補) △9,344		(繰入) △1,900	6,544	防災行政無線保守点検 業務委託料 △1,076 南砺市国土強靱化地域 計画作成支援業務委託 料 △924 防災行政無線等移設工 事 △2,700
				委託料	△ 2,000							
				14								
				工事請負費	△ 2,700							
				目計	△ 4,700	△ 9,344		△ 1,900	6,544			
25 定住推進費	185,939	△ 18,550	167,389	2		1(01007) 定住推進費	△ 18,550	(国補) △514		(諸収) △1,973	△ 16,063	地域おこし協力隊 ・給与 △7,840 ・手当 △560 ・社会保険料 △1,480 ・研修旅費 △1,900 ・活動消耗品等 △3,180 ・住居、ネット使用料 △3,590
				給料	△ 7,840							
				3								
				職員手当等	△ 560							
				4								
				共済費	△ 1,480							
				8								
				旅費	△ 1,900							
10												
需用費	△ 3,180											
13												
使用料及び 賃借料	△ 3,590											
				目計	△ 18,550	△ 514		△ 1,973	△ 16,063			
26 総務施設管 理費	164,109	△ 3,300	160,809	14		1(01077) 総務施設管 理費	△ 3,300			△ 3,300	公共施設解体工事費 △3,300	
				工事請負費	△ 3,300							

第 2 款 総務費

第 1 項 総務管理費

(単位：千円)

目	補正前 の額	補正額	計	節		事業名	金額	補正額の財源内訳				説明
				区 分	金額			特定財源			一般財源	
								国県支出金	地方債	その他		
						目計	△ 3,300				△ 3,300	
27 公共施設再 編費	7,127	△ 1,188	5,939	12		2(01147) 統合庁舎整備 費	△ 1,188				△ 1,188	統合庁舎移転業務委託 料 △1,188
				委託料	△ 1,188							
						目計	△ 1,188				△ 1,188	
計	3,113,822	△ 48,137	3,065,685				△ 48,137	△ 52,148	16,400	△ 19,044	6,655	

第 2 款 総務費

第 2 項 徴税费

(単位：千円)

目	補正前 の額	補正額	計	節		事業名	金額	補正額の財源内訳				説明		
				区 分	金額			特定財源			一般財源			
								国県支出金	地方債	その他				
1 税務総務費	173,185	12,798	185,983	7		2(00129) 給与費（税務 総務費）	0	(県委) 4,045			△ 4,045	財源振替		
				11		3(00130) 税務諸費	12,798			(寄附) 12,798			ふるさと寄附金 ・返礼ポイント ・ふるさと産品送料代 ・公金支払いシステム 手数料等 ・運営・管理業務委託 料	
				12										
				報償費	6,000									
						目計	12,798	4,045		12,798	△ 4,045			
計	278,302	12,798	291,100				12,798	4,045		12,798	△ 4,045			

第 2 款 総務費

第 3 項 戸籍住民基本台帳費

(単位：千円)

目	補正前 の額	補正額	計	節		事業名	金額	補正額の財源内訳				説明		
				区 分	金額			特定財源			一般財源			
								国県支出金	地方債	その他				
1 戸籍住民基本台帳費	145,689	△ 7,827	137,862	1	報酬	△ 700	2(00135) 戸籍住民基本台帳費	△ 7,827	(国補) △5,817			△ 2,010	個人番号カード交付事務費 ・会計年度任用職員報酬 ・休日開庁業務職員手当 ・個人番号カード等郵送料 ・地方公共団体情報システム機構個人番号カード関連事務委任負担金 システム保守及び改修業務委託料	
				3	職員手当等	893								△700
				11	役務費	600								893
				12	委託料	△ 2,011								600
				18	負担金補助及び交付金	△ 6,609								△6,609
														△2,011
	目計	△ 7,827	△ 5,817		△ 2,010									
計	145,689	△ 7,827	137,862			△ 7,827	△ 5,817			△ 2,010				

第 2 款 総務費

第 4 項 選挙費

(単位：千円)

目	補正前 の額	補正額	計	節		事業名	金額	補正額の財源内訳				説明		
				区 分	金額			特定財源			一般財源			
								国県支出金	地方債	その他				
4 富山県知事選挙費	38,091	△ 6,706	31,385	1	報酬	△ 1,487	1(00140) 富山県知事選挙費	△ 6,706	(県委) △6,706				投開票管理者・立会人等報酬 事務補助員報酬 時間外勤務手当 委員費用弁償 ポスター掲示場設置・撤去管理等委託料 投開票所等使用料 事務費	
				3	職員手当等	△ 4,509								△361
				8	旅費	△ 4								△1,126
				10	需用費	△ 456								△4,509
				11	役務費	△ 13								△4
				12	委託料	△ 129								△129
														△97
														△480

第 2 款 総務費

第 4 項 選挙費

(単位：千円)

目	補正前 の額	補正額	計	節		事業名	金額	補正額の財源内訳			説明		
				区 分	金額			特定財源				一般財源	
								国県支出金	地方債	その他			
(富山県知 事選挙費)				13 使用料及び 賃借料	△ 97								
				17 備品購入費	△ 11								
				目計	△ 6,706							△ 6,706	
6 市長選挙費	10,027	△ 4,765	5,262	1 報酬	△ 29	1(00142) 市長選挙費	△ 4,765				△ 4,765	選挙長・立会人報酬	△29
				10 需用費	△ 344							ポスター掲示場設置・ 撤去管理等業務委託料	△1
				11 役務費	△ 62							個人演説会会場等使用 料	△190
				12 委託料	△ 1							選挙公営負担金	△4,139
				13 使用料及び 賃借料	△ 190							事務費	△406
				18 負担金補助 及び交付金	△ 4,139								
				目計	△ 4,765							△ 4,765	
7 市議会議員 選挙費	63,553	△ 38,781	24,772	1 報酬	△ 3,864	1(00143) 市議会議員選 挙費	△ 38,781	(国補) △568			△ 38,213	選挙長・立会人等報酬	△2,966
				3 職員手当等	△ 11,061							事務補助員報酬	△898
				10 需用費	△ 2,377							時間外勤務手当	△11,061
				11 役務費	△ 2,142							ポスター掲示場設置・ 撤去管理等業務委託料	△329
				12 委託料	△ 329							投開票所等使用料	△1,180
				13 使用料及び 賃借料	△ 1,180							選挙公営負担金	△17,828

第 2 款 総務費

第 4 項 選挙費

(単位：千円)

目	補正前 の額	補正額	計	節		事業名	金額	補正額の財源内訳				説明
				区 分	金額			特定財源			一般財源	
								国県支出金	地方債	その他		
(市議会議員選挙費)				18 負担金補助 及び交付金	△ 17,828							
						目計	△ 38,781	△ 568			△ 38,213	
計	112,170	△ 50,252	61,918				△ 50,252	△ 7,274			△ 42,978	

第 2 款 総務費

第 5 項 統計調査費

(単位：千円)

目	補正前 の額	補正額	計	節		事業名	金額	補正額の財源内訳				説明
				区 分	金額			特定財源			一般財源	
								国県支出金	地方債	その他		
1 統計調査費	23,118	△ 1,971	21,147	1 報酬	△ 1,971	2(00146) 国勢調査費	△ 1,971	(県委) △2,155			184	国勢調査費 △1,971
						目計	△ 1,971	△ 2,155			184	
計	23,118	△ 1,971	21,147				△ 1,971	△ 2,155			184	

第 3 款 民生費

第 1 項 社会福祉費

(単位：千円)

目	補正前 の額	補正額	計	節		事業名	金額	補正額の財源内訳				説明
				区 分	金額			特定財源			一般財源	
								国県支出金	地方債	その他		
1 社会福祉総務費	6,088,121	△ 7,295	6,080,826	27 繰出金	△ 7,295	4(00153) 社会福祉施設 運営費	0	(国補) 1,293	2,400		△ 3,693	財源振替
						5(00154) 国民健康保険 事業特別会計 繰出金	△ 8,048	(国負) 1,552 (県負) 3,463			△ 13,063	保険基盤安定負担金繰 出金 6,687 財政安定化支援事業繰 出金 2,691 出産育児一時金繰出金 △3,640 県国保強化補助金相当 額繰出金 1,538 県単福祉医療波及分繰 出金 △15,324

第 3 款 民生費

第 1 項 社会福祉費

(単位：千円)

目	補正前 の額	補正額	計	節		事業名	金額	補正額の財源内訳			説明	
				区 分	金額			特定財源				一般財源
								国県支出金	地方債	その他		
(社会福祉 総務費)						6(00155) 国民健康保険 診療所事業特 別会計繰出金	753	(国補) 152			601	繰出金 753
						目計	△ 7,295	6,460	2,400		△ 16,155	
4 老人福祉費	1,496,004	11,597	1,507,601	2 給料	△ 1,250	1(00164) 高齢者福祉推 進費(単独)	△ 638	(国補) △319			△ 319	介護人材雇用型訓練事 業業務委託料 △638
				3 職員手当等	△ 860	2(00165) 高齢者福祉推 進費(補助事 業)	0	(国補) △44			44	財源振替
				10 需用費	△ 770							
				12 委託料	△ 6,213	3(00166) 高齢者保護措 置費	△ 5,000			(負担) 1,660	△ 6,660	老人保護措置費 △5,000
				17 備品購入費	300							
				18 負担金補助 及び交付金	△ 5,484	4(00167) 在宅福祉対策 事業費	1,500				1,500	屋根雪除雪支援扶助費 1,500
				19 扶助費	△ 4,442	5(00168) 高齢者施設運 営費	580			(寄附) 300	280	福寿園介護用ベッド購 入 300 緊急ショートステイ床 確保事業負担金 280
				22 償還金利子 及び割引料	1,466							
				27 繰出金	28,850	6(00169) 介護予防事業 費	△ 3,476	(国補) 1,680		(諸収) △500	△ 4,656	介護予防運動教室指導 者派遣事業 △434 地域リハビリテーショ ン活動支援事業 △784 介護予防ケアマネジメ ント作成業務委託料 △500 高齢者の生きがいと健 康づくり推進事業 △1,823 地域住民グループ支援 事業 800

第 3 款 民生費

第 1 項 社会福祉費

(単位：千円)

目	補正前 の額	補正額	計	節		事業名	金額	補正額の財源内訳			説明	
				区 分	金額			特定財源				一般財源
								国県支出金	地方債	その他		
(老人福祉 費)											通所型サービスB事業 補助金 △5,900 訪問型サービスB事業 補助金 △474 支弁人件費 5,639	
						7(00170) 包括的支援事 業費	△ 1,748			(諸収) △2,676	928	会計年度任用職員 ・給料 1人 △1,250 ・手当 △860 高齢者総合相談事業業 務委託料 40 在宅医療・介護連携事 業 △1,179 地域包括支援センター システム法改正対応改 修業務委託料 △275 高齢者総合相談事業負 担金 200 高齢者実態把握事業負 担金 110 令和元年度地域支援事 業交付金返還金 1,466
						8(00171) 在宅介護支援 事業費	△ 2,107	(国補) 11,432		(諸収) △2,097	△ 11,442	介護用品支給事業業務 委託料 675 認知症高齢者徘徊SO S緊急ダイヤル設置事 業業務委託料 △1,150 緊急通報体制整備事業 業務委託料 △690 成年後見制度等利用支 援事業助成金 △942
						9(00172) 予防給付事業 費	△ 725			(諸収) △725		予防給付ケアプラン作 成業務委託料 △750 地域包括支援センター システム法改正対応改 修業務委託料 △275

第 3 款 民生費

第 1 項 社会福祉費

(単位：千円)

目	補正前 の額	補正額	計	節		事業名	金額	補正額の財源内訳			説明	
				区 分	金額			特定財源				一般財源
								国県支出金	地方債	その他		
(老人福祉 費)											予防給付ケアプラン作 成負担金 300	
						13(00176) 給与費重複額 (老人福祉費)	△ 5,639				△ 5,639	介護予防事業費分 △5,639
						16(00179) 介護事業特別 会計繰出金	46,445	(国補) 31,110			15,335	在宅介護支援センター 運営費繰出金 4,202 デイサービスセンター センター運営費繰出金 3,911 ホームヘルプステーシ ョン運営費繰出金 △1,368 デイサービスセンター 施設管理費繰出金 39,700
						17(00180) 後期高齢者医 療事業特別会 計繰出金	△ 17,595	(県負) △13,440			△ 4,155	事務費繰出金 325 保険基盤安定繰出金 △17,920
						目計	11,597	30,419		△ 4,038	△ 14,784	
						5 介護保険費	1,006,177	△ 26,000	980,177	18 負担金補助 及び交付金	△ 26,000	1(00186) 介護保険事業 費
						目計	△ 26,000			△ 26,000		
6 心身障害者 福祉費	1,456,813	22,700	1,479,513	19 扶助費	22,700	2(00188) 障害福祉推進 費	0	(国補) 4,890			△ 4,890	財源振替
						3(00189) 自立支援給付 事業費	22,700	(国負) 11,350 (県負) 5,675			5,675	自立支援給付費 22,700

第 3 款 民生費

第 1 項 社会福祉費

(単位：千円)

目	補正前 の額	補正額	計	節		事業名	金額	補正額の財源内訳				説明
				区 分	金額			特定財源			一般財源	
								国県支出金	地方債	その他		
						目計	22,700	21,915			785	
計	10,167,370	1,002	0,168,372				1,002	58,794	2,400	△ 4,038	△ 56,154	

第 3 款 民生費

第 2 項 児童福祉費

(単位：千円)

目	補正前 の額	補正額	計	節		事業名	金額	補正額の財源内訳				説明
				区 分	金額			特定財源			一般財源	
								国県支出金	地方債	その他		
1 児童福祉総 務費	398,189	△ 32,056	366,133	11	△ 1,158	2(00192) 児童育成費	△ 3,500	(国補) △10,785			7,285	新生児すくすく応援定 額給付金 △3,500
				18	△ 510	4(00194) ひとり親家庭 医療費給付費	△ 2,296	(県補) △935		(諸収) △400	△ 961	ひとり親家庭医療給付 費 △2,296
				19	△ 30,388	5(00195) 子ども妊産婦 医療費給付費	△ 25,750	(県補) △5,858		(諸収) △2,000	△ 17,892	審査支払手数料 △1,158 子ども妊産婦医療給付 費 △24,592
						10(01195) 子育て世帯へ の臨時特別給 付金給付費	△ 510	(国補) △510				子育て世帯への臨時特 別給付金 △510
						目計	△ 32,056	△ 18,088		△ 2,400	△ 11,568	
2 児童措置費	764,162	△ 15,650	748,512	18	△ 7,650	2(00202) 児童扶養手当 給付費	△ 7,650	(国補) △7,650				ひとり親世帯臨時特別 給付金 △7,650
				19	△ 8,000	6(00969) 児童手当給付 費	△ 8,000	(国負) △6,000 (県負) △1,000		△ 1,000	児童手当給付費 △8,000	
						目計	△ 15,650	△ 14,650			△ 1,000	
3 児童館費	87,994	△ 1,937	86,057	1	△ 1,937	1(00207) 児童センター ・児童館管理 運営費	0	(国補) 1,293		△ 1,293	財源振替	

第 3 款 民生費

第 2 項 児童福祉費

(単位：千円)

目	補正前 の額	補正額	計	節		事業名	金額	補正額の財源内訳			説明			
				区 分	金額			特定財源				一般財源		
								国県支出金	地方債	その他				
(児童館費)						2(00208) 放課後児童ク ラブ費	△ 1,937	(国補) △331 (県補) △646			△ 960	会計年度任用職員報酬 △1,937		
						目計	△ 1,937	316			△ 2,253			
4 子育て支援 センター費	57,449	△ 5,085	52,364	1	△ 1,867	2(01016) 子育て支援セ ンター費	△ 4,360	(国補) 3,811 (県補) △1,453			△ 6,718	会計年度任用職員 ・報酬 △1,867 ・手当 △1,892 ・社会保険料 △925 事務費 △401 支弁人件費 725		
				3	△ 1,892									
				4	△ 925									
				10	△ 401	3(01017) 給与費重複額 (子育て支援 センター費)	△ 725				△ 725	子育て支援センター費 に計上 △725		
						目計	△ 5,085	2,358		△ 7,443				
5 保育実施費	1,998,029	△ 42,793	1,955,236	1	△ 29,792	2(00211) 保育園費	△ 42,793	(国補) 4,770 (県補) 200			△ 47,763	会計年度任用職員 ・報酬 △29,792 ・給料 △7,396 ・社会保険料 △9,072 子ども・子育て支援交 付金返還金 3,467		
				2	△ 7,396									
				4	△ 9,072									
				22	3,467									
								目計	△ 42,793	4,970		△ 47,763		
6 児童福祉施 設管理費	58,226	△ 14,130	44,096	14	△ 14,130	1(01068) 児童福祉施設 管理費	△ 14,130	(国補) △422 (県補) △422	△ 19,100		5,814	福野児童センター「ア ルカス」大規模修繕工 事 △1,818 平みどり保育園空調設 備更新工事 △8,152 利賀ささゆり保育園空 調設備更新工事 △4,160		

第 3 款 民生費

第 2 項 児童福祉費

(単位：千円)

目	補正前 の額	補正額	計	節		事業名	金額	補正額の財源内訳				説明
				区 分	金額			特定財源			一般財源	
								国県支出金	地方債	その他		
						目計	△ 14,130	△ 844	△ 19,100		5,814	
計	3,364,049	△ 111,651	3,252,398				△ 111,651	△ 25,938	△ 19,100	△ 2,400	△ 64,213	

第 3 款 民生費

第 3 項 災害救助費

(単位：千円)

目	補正前 の額	補正額	計	節		事業名	金額	補正額の財源内訳				説明
				区 分	金額			特定財源			一般財源	
								国県支出金	地方債	その他		
1 災害救助費	0	2,500	2,500	19 扶助費	2,500	1(00976) 災害救助費	2,500	(国補) 1,875			625	災害弔慰金 2,500
						目計	2,500	1,875			625	
計	0	2,500	2,500				2,500	1,875			625	

第 4 款 衛生費

第 1 項 保健衛生費

(単位：千円)

目	補正前 の額	補正額	計	節		事業名	金額	補正額の財源内訳				説明	
				区 分	金額			特定財源			一般財源		
								国県支出金	地方債	その他			
1 保健衛生総 務費	1,493,296	△ 12,910	1,480,386	18 負担金補助 及び交付金	△ 11,280	3(00226) 病院事業会計 繰出金	△ 12,353	(国補) △6,488			△ 5,865	病院事業会計補助金 △10,723 病院事業会計出資金 △1,630	
						23 投資及び出 資金	△ 1,630	4(01063) 地域医療推進 費	0	(国補) △2,059		2,059	財源振替
								6(01182) 保健衛生施設 負担金	△ 557			△ 557	公立南砺中央病院木質 バイオマスボイラー維 持管理負担金 △557
								7(01196) 訪問看護事業 特別会計繰出 金	0	(国補) 1,429		△ 1,429	財源振替
								目計	△ 12,910	△ 7,118		△ 5,792	

第 4 款 衛生費

第 1 項 保健衛生費

(単位：千円)

目	補正前 の額	補正額	計	節		事業名	金額	補正額の財源内訳			説明	
				区 分	金額			特定財源				一般財源
								国県支出金	地方債	その他		
2 予防費	527,406	△ 2,033	525,373	19		2(00229)		(国補)			妊婦及び中学生インフ ルエンザ予防接種扶助 費 △2,033 財源振替 470 625	
				扶助費	△ 2,033	予防接種費	△ 2,033	△938				△ 1,095
						3(00230)		(国補)				
						感染症予防費	0	△470				
						目計	△ 2,033	△ 1,408				
4 上水道費	533,260	△ 2,712	530,548	18		1(00232)		(国補)			水道事業会計補助金 △2,712	
				負担金補助 及び交付金	△ 2,712	水道事業会計 繰出金	△ 2,712	△683				△ 2,029
						目計	△ 2,712	△ 683				
5 健康増進対 策費	81,726	△ 19,428	62,298	11		1(00234)		(国補)		(諸収)	通信費 がん検診等業務委託料 △530 △18,898 15,884	
				役務費	△ 530	疾病予防対策 費	△ 19,428	1,039		△3,904		△ 15,884
				12				(県補)				
				委託料	△ 18,898			△679				
						目計	△ 19,428	360		△ 3,904	△ 15,884	
6 母子保健費	77,718	△ 4,926	72,792	1		2(00243)					妊婦一般健康診査業務 委託料 △5,113 会計年度任用職員報酬 187	
				報酬	187	母子健康診査 費	△ 5,113					△ 5,113
				12								
				委託料	△ 5,113	3(00244)						
						むし歯予防費	187				187	
						目計	△ 4,926				△ 4,926	
計	2,722,919	△ 42,009	2,680,910				△ 42,009	△ 8,849		△ 3,904	△ 29,256	

第 4 款 衛生費

第 2 項 環境費

(単位：千円)

目	補正前 の額	補正額	計	節		事業名	金額	補正額の財源内訳			説明	
				区 分	金額			特定財源				一般財源
								国県支出金	地方債	その他		
1 環境総務費	91,318	0	91,318			3(00250)					財源振替 8,500 8,500	
						斎場運営費	0		8,500			△ 8,500
						目計	0		8,500		△ 8,500	

第 4 款 衛生費

第 2 項 環境費

(単位：千円)

目	補正前 の額	補正額	計	節		事業名	金額	補正額の財源内訳			説明	
				区 分	金額			特定財源				一般財源
								国県支出金	地方債	その他		
3 環境保全費	8,669	△ 697	7,972	12		3(01166)					富山県海岸漂着物等 地域対策推進事業	
				委託料	△ 697	環境政策推進 費	△ 697					△ 697
						目計	△ 697				△ 697	
計	880,942	△ 697	880,245				△ 697		8,500		△ 9,197	

第 5 款 労働費

第 1 項 労働諸費

(単位：千円)

目	補正前 の額	補正額	計	節		事業名	金額	補正額の財源内訳			説明	
				区 分	金額			特定財源				一般財源
								国県支出金	地方債	その他		
1 労働諸費	133,996	△ 78,000	55,996	18		1(00263)					雇用維持補助金 雇用調整助成金申請支 援補助金 離職者雇用事業所奨励 金	
				負担金補助 及び交付金	△ 78,000	勤労者労務対 策費	△ 78,000	(国補) △84,900				6,900
						目計	△ 78,000	△ 84,900			6,900	
計	133,996	△ 78,000	55,996				△ 78,000	△ 84,900			6,900	

第 6 款 農林水産業費

第 1 項 農業費

(単位：千円)

目	補正前 の額	補正額	計	節		事業名	金額	補正額の財源内訳			説明				
				区 分	金額			特定財源				一般財源			
								国県支出金	地方債	その他					
3 農業振興費	884, 103	1, 236	885, 339	3		5(00276)	266			(諸収)	266	機構集積協力金返還金 266			
				職員手当等	△ 284	米総合対策推 進費									
				4		6(00277)		(県補)					強い農業・担い手づく り総合支援交付金 △5, 329		
				共済費	△ 204	水田農業経営 体活性化対策 費		4, 385	4, 385						
				17		8(01145)		3, 750	(国補) △2, 223 (県補) 3, 750	2, 223				農業次世代人材投資資 金(経営開始型) 3, 750	
				備品購入費	△ 3, 120										担い手育成対 策費
				18											
				負担金補助 及び交付金	4, 563	12(00283)		15		(諸収)				19 △ 4	中山間地域等直接支払 交付金返還 15
				22		16(00287)		△ 1, 508	(県補) △660					△ 848	とやまの園芸産地グレ ードアップ事業 △990
				償還金利子 及び割引料	281	20(00291)		△ 3, 120						△ 2, 500	△ 620
		21(00292)	△ 2, 552	(県補) △2, 036			△ 516	会計年度任用職員 ・期末手当 △284 ・社会保険料 △204 多面的機能支払交付金 △2, 064							
		目計	1, 236	3, 216 △	2, 500	285	235								

第 6 款 農林水産業費

第 1 項 農業費

(単位：千円)

目	補正前 の額	補正額	計	節		事業名	金額	補正額の財源内訳				説明
				区 分	金額			特定財源			一般財源	
								国県支出金	地方債	その他		
7 桜ヶ池周辺 施設費	19,859	△ 10,132	9,727	12 委託料	△ 10,132	1(00314) 桜ヶ池周辺施 設維持費	△ 10,132		2,300	(財運) 328 (諸収) 336	△ 13,096	桜ヶ池自遊の森指定管 理料 △10,132
						目計	△ 10,132		2,300	664	△ 13,096	
計	1,017,214	△ 8,896	1,008,318				△ 8,896	3,216	△ 200	949	△ 12,861	

第 6 款 農林水産業費

第 2 項 農地費

(単位：千円)

目	補正前 の額	補正額	計	節		事業名	金額	補正額の財源内訳				説明
				区 分	金額			特定財源			一般財源	
								国県支出金	地方債	その他		
1 農地総務費	211,310	155,571	366,881	12 委託料	9,919	2(00316) 土地改良事務 費	9,919	(県補) 9,700			219	ため池耐震調査業務委 託料 9,919
				18 負担金補助 及び交付金	145,652	4(00318) 県営土地改良 費	145,652		142,800		2,852	県営土地改良事業負担 金 145,652
						5(00319) 県単土地改良 費	0		900		△ 900	財源振替
						目計	155,571	9,700	143,700		2,171	
2 農地費	8,013	2,017	10,030	18 負担金補助 及び交付金	2,017	2(00334) 中山間地整備 費	2,017		1,000	(諸収) 930	87	県営中山間地域総合整 備事業負担金 2,017
						目計	2,017		1,000	930	87	
計	221,371	157,588	378,959				157,588	9,700	144,700	930	2,258	

第 6 款 農林水産業費

第 3 項 林業費

(単位：千円)

目	補正前 の額	補正額	計	節		事業名	金額	補正額の財源内訳				説明	
				区 分	金額			特定財源			一般財源		
								国県支出金	地方債	その他			
2 林業振興費	150,004	△ 49,900	100,104	12	△ 39,800	1(00351) 林業振興対策 費	△ 1,600				△ 1,600	南砺市の木利用促進事 業補助金	△1,600
				18		委託料		2(00352) 森林育成対策 費	(県補) △3,000	(繰入) △15,600		△ 5,000	
					負担金補助 及び交付金	△ 10,100	4(00354) 市有林造成費	△ 2,000		(諸収) △1,000	△ 1,000	市有林枯損木伐倒処理 業務委託料	△1,500
							5(00355) 森林総研造林 費	△ 8,500		(諸収) △8,500		市有林造林木売払い収 入分収金	△500
							6(00356) 里山再生整備 事業費	△ 14,200	(県補) △14,200			分収造林事業業務委託 料	△8,500
							目計	△ 49,900	△ 17,200		△ 25,100	△ 7,600	
3 林道費	108,201	4,407	112,608	18	4,407	2(00363) 林道整備事業 負担金	4,407				607	県営林道事業負担金	4,407
						負担金補助 及び交付金		4(00365) 団体営林道整 備費	(県補) 140	△ 100		△ 40	
							5(00366) 県単林道整備 費	0	(県補) 29	△ 400		371	財源振替

第 6 款 農林水産業費

第 3 項 林業費

(単位：千円)

目	補正前 の額	補正額	計	節		事業名	金額	補正額の財源内訳			説明	
				区 分	金額			特定財源				一般財源
								国県支出金	地方債	その他		
						目計	4,407	169	3,300		938	
4 治山費	8,200	0	8,200			1(00374) 県単治山費	0		100		△ 100	財源振替
						目計	0		100		△ 100	
5 緑化推進費	63,502	△ 690	62,812	18 負担金補助 及び交付金	△ 690	1(00381) 緑化推進費	△ 690				△ 690	花と緑のフェスティバ ル運営補助金 △690
						目計	△ 690				△ 690	
8 地籍調査費	47,021	△ 1,354	45,667	7 報償費	△ 88	1(00389) 地籍調査事業 費	△ 1,354	(県負) △1,218			△ 136	調査推進委員謝礼 △88
				10 需用費	△ 822							事務費 △792
				11 役務費	△ 67							修繕料 △30
				12 委託料	△ 377							通信費 △65
												目計
											調査業務委託料 △377	
計	510,702	△ 47,537	463,165				△ 47,537	△ 18,249	3,400	△ 25,100	△ 7,588	

第 6 款 農林水産業費

第 4 項 水産業費

(単位：千円)

目	補正前 の額	補正額	計	節		事業名	金額	補正額の財源内訳			説明	
				区 分	金額			特定財源				一般財源
								国県支出金	地方債	その他		
1 水産業振興 費	2,392	0	2,392			1(00390) 水産業振興費	0	(国補) △595			595	財源振替
						目計	0	△ 595		595		
計	2,392	0	2,392				0	△ 595			595	

第 7 款 商工費

第 1 項 商工費

(単位：千円)

目	補正前 の額	補正額	計	節		事業名	金額	補正額の財源内訳			説明			
				区 分	金額			特定財源				一般財源		
								国県支出金	地方債	その他				
2 商工振興費	763,008	△ 5,539	757,469	12	△ 2,834	1(00396) 地域産業振興 事業費	△ 2,834				△ 2,834	「南砺の逸品」販路拡 大支援業務委託料 △2,394		
				18									負担金補助 及び交付金	△ 2,705
								2(00397) 伝統的工芸産 業振興費	△ 1,850				△ 1,850	伝統的工芸品後継者育 成支援事業奨励金 南砺の未来を担う伝統 的工芸品若手職人応援 補助金 △900
								3(00398) 商工振興費	△ 855	(国補) 13,065			△ 13,920	まちなみアートinいな み開催事業補助金 △855
								4(00399) 中小企業金融 対策費	0	(国補) △540			540	財源振替
								目計	△ 5,539	12,525			△ 18,064	
3 観光費	235,927	△ 42,979	192,948	12	△ 876	1(00408) 観光推進費	△ 42,979	(国補) 11,110	△ 10,200	(入湯) △4,866 (財運) △9,084	△ 29,939	市民向け宿泊促進業務 委託料 △876		
				18									負担金補助 及び交付金	△ 42,103
														宿泊事業者経営支援給 付金 △6,000
												五箇山麦屋まつり補助 金 △1,337		
												ど〜んと利賀の山祭り 補助金 △1,116		
												南砺利賀そば祭り補助 金 △7,283		
												いなみ太子伝観光祭補 助金 △1,706		
												南砺菊まつり補助金 △2,041		

第 7 款 商工費

第 1 項 商工費

(単位：千円)

目	補正前 の額	補正額	計	節		事業名	金額	補正額の財源内訳				説明
				区 分	金額			特定財源			一般財源	
								国県支出金	地方債	その他		
(観光費)												福光ねつおくり七夕祭 り補助金 △9,386 南砺ふくみつ雪あかり 祭り補助金 △1,510 南砺100キロマラニッ ク大会補助金 △500
						目計	△ 42,979	11,110	△ 10,200	△ 13,950	△ 29,939	
4 企業立地推 進費	94,273	0	94,273			1(00411) 企業立地推進 費	0	(国補) 1,855			△ 1,855	財源振替
						目計	0	1,855			△ 1,855	
5 商工観光施 設維持費	595,314	△ 10,894	584,420	17 備品購入費	△ 6,778	8(00419) イオックスヴ ァルト管理費	0		2,300		△ 2,300	財源振替
				18 負担金補助 及び交付金	264	24(00435) 利賀観光施設 維持費	0		2,000		△ 2,000	財源振替
				20 貸付金	△ 4,380	36(00447) スキー場管理 費	△ 6,778		4,700		△ 11,478	IOX-AROSAス キー場庄雪車購入 △6,778
						37(00448) 国民宿舎管理 費	0	(県補) 100			△ 100	財源振替
						38(00449) 温泉施設維持 費	△ 4,116		9,100	(諸収) △5,000	△ 8,216	桜ヶ池クアガーデン落 雷修繕負担金 264 (株)ジェイウイング 無利子貸付金 △4,380
						39(00962) ささら館管理 費	0			(使用) △1,359	1,359	財源振替
						目計	△ 10,894	100	18,100	△ 6,359	△ 22,735	

第 7 款 商工費

第 1 項 商工費

(単位：千円)

目	補正前 の額	補正額	計	節		事業名	金額	補正額の財源内訳				説明
				区 分	金額			特定財源			一般財源	
								国県支出金	地方債	その他		
7 商工観光施 設管理費	10,026	0	10,026			2(01087) 観光施設管理 費	0	(国補) 648	3,300		△ 3,948	財源振替
						目計	0	648	3,300		△ 3,948	
計	1,819,682	△ 59,412	1,760,270				△ 59,412	26,238	11,200	△ 20,309	△ 76,541	

第 8 款 土木費

第 2 項 道路橋梁費

(単位：千円)

目	補正前 の額	補正額	計	節		事業名	金額	補正額の財源内訳				説明		
				区 分	金額			特定財源			一般財源			
								国県支出金	地方債	その他				
1 道路橋梁維 持費	617,958	△ 69,551	548,407	12		2(00468) 道路橋梁施設 整備費	△ 69,551	(国補)		(繰入)	5,944	測量設計業務委託料 404		
				委託料	△ 197,596			△322	△ 16,700	7,000			人母橋撤去業務委託料 △198,000	
				14				(県補)		(諸収)				道路施設維持更新等工 事 △34,925
				工事請負費	△ 34,925			127		△65,600			人母橋撤去工事負担金 166,494	
				18									県治山事業市道法面工 事負担金 △3,350	
16					電柱等移転補償 △174									
				21	△ 174	目計	△ 69,551	△ 195	△ 16,700	△ 58,600	5,944			
2 道路改良費	792,594	21,846	814,440	12		1(00473) 道路新設改良 費(補助)	28,000	(国補)		(繰入)	300	測量設計業務委託料 11,965		
				委託料	11,286			14,000	13,300	400			新設改良工事 39,618	
				14									新設改良用地取得 703	
				工事請負費	14,415								物件等補償 △24,286	
				16									測量設計業務委託料 △679	
16				公有財産購 入費	△ 203	2(00474) 道路新設改良 費(単独)	△ 27,496		△ 26,000	△1,200	△ 296	新設改良工事 △25,203		
18				負担金補助 及び交付金	21,342						新設改良用地取得 △906			
											物件等補償 △708			

第 8 款 土木費

第 2 項 道路橋梁費

(単位：千円)

目	補正前 の額	補正額	計	節		事業名	金額	補正額の財源内訳				説明		
				区 分	金額			特定財源			一般財源			
								国県支出金	地方債	その他				
(道路改良費)				21		4(00476)						16,059		
				補償補てん及び賠償金	△ 24,994	県道整備費	21,342		18,500		2,842	5,283		
						目計	21,846	14,000	5,800	△ 800	2,846			
4 除雪対策費	833,776	△ 1,644	832,132	10		1(00487)		(国補)				20,000	財源振替	
				需用費	△ 6	除雪対策費	0				△ 20,000			
				11		4(00490)		(県補)		(負担)				△82
				役務費	△ 6	地域ぐるみ除排雪促進費	△ 1,644	△2,150		△962	1,468	小型除雪機械購入	△1,562	
				13		使用料及び賃借料	△ 30							
15		原材料費	△ 40											
17		備品購入費	△ 1,562											
						目計	△ 1,644	17,850		△ 962	△ 18,532			
5 消融雪施設維持費	93,715	0	93,715			1(00491)						6,600	財源振替	
						消融雪装置管理費	0				△ 6,600			
						目計	0			6,600	△ 6,600			
計	2,394,043	△ 49,349	2,344,694				△ 49,349	31,655	△ 4,300	△ 60,362	△ 16,342			

第 8 款 土木費

第 3 項 河川費

(単位：千円)

目	補正前 の額	補正額	計	節		事業名	金額	補正額の財源内訳				説明	
				区 分	金額			特定財源			一般財源		
								国県支出金	地方債	その他			
1 河川総務費	183,797	60,000	243,797	14		1(00496)		(国補)					荒田町川、合掌川、大鋸屋川バイパス水路工事
				工事請負費	60,000	河川管理費	60,000	20,000	40,000			60,000	
						目計	60,000	20,000	40,000				

第 8 款 土木費

第 3 項 河川費

(単位：千円)

目	補正前 の額	補正額	計	節		事業名	金額	補正額の財源内訳			説明	
				区 分	金額			特定財源				一般財源
								国県支出金	地方債	その他		
計	184,534	60,000	244,534				60,000	20,000	40,000			

第 8 款 土木費

第 4 項 都市計画費

(単位：千円)

目	補正前 の額	補正額	計	節		事業名	金額	補正額の財源内訳			説明		
				区 分	金額			特定財源				一般財源	
								国県支出金	地方債	その他			
1 都市計画総 務費	84,297	△ 621	83,676	16 公有財産購 入費	△ 621	3(00506) 駐車場管理費	△ 621				△ 621	福野駅前駐輪場借地取 得 △621	
						目計	△ 621					△ 621	
2 都市計画街 路費	612,439	0	612,439	12 委託料	△ 1,334	1(00509) 都市計画街路 費	0						節組替
				14 工事請負費	△ 82,412								
				16 公有財産購 入費	△ 6,258								
				21 補償補てん 及び賠償金	90,004								
				目計	0								
3 下水道費	1,847,928	0	1,847,928			1(00515) 下水道事業会 計繰出金	0	(国補) △693			693	財源振替	
						目計	0	△ 693		693			
4 公園費	111,960	△ 5,783	106,177	14 工事請負費	△ 5,783	2(00517) 公園整備費	△ 5,783		△ 5,200		△ 583	吉江中学校テニスコー ト移設工事 △5,783	
						目計	△ 5,783		△ 5,200		△ 583		
計	2,656,624	△ 6,404	2,650,220				△ 6,404	△ 693	△ 5,200		△ 511		

第 8 款 土木費

第 5 項 住宅費

(単位：千円)

目	補正前 の額	補正額	計	節		事業名	金額	補正額の財源内訳				説明
				区 分	金額			特定財源			一般財源	
								国県支出金	地方債	その他		
1 住宅管理費	76,662	△ 2,000	74,662	18 負担金補助 及び交付金	△ 2,000	1(00525) 住宅管理費	△ 2,000	(国補) △500 (県補) △1,000		(使用) △500		木造住宅耐震改修支援 事業補助金 △2,000
						目計	△ 2,000	△ 1,500		△ 500		
計	76,662	△ 2,000	74,662				△ 2,000	△ 1,500		△ 500		

第 9 款 消防費

第 1 項 消防費

(単位：千円)

目	補正前 の額	補正額	計	節		事業名	金額	補正額の財源内訳				説明
				区 分	金額			特定財源			一般財源	
								国県支出金	地方債	その他		
2 非常備消防 費	136,382	△ 8,500	127,882	8 旅費	△ 5,500	1(00534) 消防団運営費	△ 8,500				△ 8,500	消防団員出動手当 市操法大会訓練手当 △157 △4,536
				10 需用費	△ 3,000							県操法大会訓練手当 △561 県操法大会旅費 △132 女性消防団員活性化大 会旅費 △114 事務費 △3,000
				目計	△ 8,500							△ 8,500
計	1,072,916	△ 8,500	1,064,416				△ 8,500			△ 8,500		

第 10 款 教育費

第 1 項 教育総務費

(単位：千円)

目	補正前 の額	補正額	計	節		事業名	金額	補正額の財源内訳				説明
				区 分	金額			特定財源			一般財源	
								国県支出金	地方債	その他		
2 事務局費	335,743	△ 11,110	324,633	1 報酬	△ 5,880	2(00542) 事務局運営費	△ 5,230	(国補) 39,534	△ 5,200		△ 39,564	山村留学定住事業 ・短期山村留学事業運 営業務委託料その1 △2,532
				12 委託料	△ 5,230							

第 10 款 教育費

第 1 項 教育総務費

(単位：千円)

目	補正前 の額	補正額	計	節		事業名	金額	補正額の財源内訳			説明	
				区 分	金額			特定財源				一般財源
								国県支出金	地方債	その他		
(事務局費)											・短期山村留学事業運 営業務委託料その2 △2,698	
						5(00545) 外国語指導助 手事業費	△ 5,880				△ 5,880	A L T 報酬 △5,880
						7(01193) なんとっ子健 康応援商品券 支給事業費	0	(国補) △2,635			2,635	財源振替
						目計	△ 11,110	36,899	△ 5,200		△ 42,809	
3 教育施設維 持費	25,553	0	25,553			1(00550) 複合教育施設 維持費	0	(国補) 5,304			△ 5,304	財源振替
						目計	0	5,304			△ 5,304	
4 教育センタ ー費	83,209	0	83,209			2(00553) 教育センター 運営費	0	(国補) △12,049			12,049	財源振替
						目計	0	△ 12,049			12,049	
計	446,193	△ 11,110	435,083			△ 11,110	30,154	△ 5,200		△ 36,064		

第 10 款 教育費

第 2 項 小学校費

(単位：千円)

目	補正前 の額	補正額	計	節		事業名	金額	補正額の財源内訳			説明		
				区 分	金額			特定財源				一般財源	
								国県支出金	地方債	その他			
1 小学校管理 費	497,097	△ 27,801	469,296	1		2(00557) 小学校管理費	△ 3,217	(国補) △1,291			△ 1,926	会計年度任用職員 ・報酬 11人 △1,375 ・手当 9人 △1,842	
				3		職員手当等	△ 1,842						
				12		小学校健康管 理費	0	(国補) △446			446	財源振替	
				12	△ 24,584								

第 10 款 教育費

第 2 項 小学校費

(単位：千円)

目	補正前 の額	補正額	計	節		事業名	金額	補正額の財源内訳			説明	
				区 分	金額			特定財源				一般財源
								国県支出金	地方債	その他		
(小学校管理費)						4(00559) 小学校施設整備費	△ 24,584	(国補) △8,496	△ 100		△ 15,988	小中学校教育ネットワーク構築業務委託料 △24,584
						目計	△ 27,801	△ 10,233	△ 100		△ 17,468	
2 小学校給食費	158,787	0	158,787			2(00569) 小学校給食費	0	(国補) △1,096			1,096	財源振替
						目計	0	△ 1,096			1,096	
3 小学校教育振興費	340,780	△ 35,307	305,473	2	給料	△ 2,417	1(00570) 小学校教育振興費	(国補) 5,464			△ 40,771	会計年度任用職員給料 1人 △2,417
				12	委託料	△ 5,669						小学校学習・授業支援 ソフト更新業務委託料 △5,669
				13	使用料及び 賃借料	△ 15,237						授業・学習支援ソフト 使用料 △15,237
				17	備品購入費	△ 7,912						小中学校学習者用端末 購入 △3,952
				18	負担金補助 及び交付金	△ 4,072						小中学校電子黒板用パ ソコン更新 △3,960
												小中学校各種大会参加 補助金 △4,072
				目計	△ 35,307	5,464						
4 スクールバス運行費	111,797	0	111,797			1(00573) スクールバス運行費	0	(国補) △2,615			2,615	財源振替
						目計	0	△ 2,615			2,615	
6 小学校施設管理費	821,499	△ 24,415	797,084	14	工事請負費	△ 24,415	1(01078) 小学校施設管理費	(国補) 34,869	△ 50,000		△ 9,284	福光中部小学校長寿命 化改修(第4期)工事 △24,415
				目計	△ 24,415	34,869						△ 50,000

第 10 款 教育費

第 2 項 小学校費

(単位：千円)

目	補正前 の額	補正額	計	節		事業名	金額	補正額の財源内訳				説明
				区 分	金額			特定財源			一般財源	
								国県支出金	地方債	その他		
計	1,929,960	△ 87,523	1,842,437				△ 87,523	26,389	△ 50,100		△ 63,812	

第 10 款 教育費

第 3 項 中学校費

(単位：千円)

目	補正前 の額	補正額	計	節		事業名	金額	補正額の財源内訳				説明			
				区 分	金額			特定財源			一般財源				
								国県支出金	地方債	その他					
1 中学校管理 費	426,658	△ 13,989	412,669	3		2(00579) 中学校管理費	△ 1,691	(国補) △1,068	9,100		△ 9,723	会計年度任用職員手当 10人 △1,691			
				12		3(00580) 中学校健康管理 費	0	(国補) △236			236	財源振替			
						4(00581) 中学校施設整 備費	△ 12,298	(国補) 3,366	△ 2,900		△ 12,764	小中学校教育ネットワ ーク構築業務委託料 △12,298			
						目計	△ 13,989	2,062	6,200		△ 22,251				
2 中学校給食 費	122,027	0	122,027			2(00587) 中学校給食費	0	(国補) △622			622	財源振替			
						目計	0	△ 622			622				
3 中学校教育 振興費	245,034	△ 20,316	224,718	1		1(00588) 中学校教育振 興費	△ 16,918	(国補) 18,850			△ 35,768	会計年度任用職員 ・報酬 36人 △2,577 ・給料 1人 △1,877 ・手当 1人 △1,734			
				2											
				3											
				12											
				17											
				18											

第 10 款 教育費

第 3 項 中学校費

(単位：千円)

目	補正前 の額	補正額	計	節		事業名	金額	補正額の財源内訳			説明	
				区 分	金額			特定財源				一般財源
								国県支出金	地方債	その他		
(中学校教 育振興費)				19 扶助費	△ 3,398	2(00589) 中学校就学援 助費	△ 3,398				△ 3,398	準要保護児童生徒就学 援助費 △3,398
						目計	△ 20,316	18,850			△ 39,166	
4 中学校施設 管理費	80,316	0	80,316			1(01079) 中学校施設管 理費	0	(国補) 1,702			△ 1,702	財源振替
						目計	0	1,702		△ 1,702		
計	874,035	△ 34,305	839,730				△ 34,305	21,992	6,200		△ 62,497	

第 10 款 教育費

第 4 項 社会教育費

(単位：千円)

目	補正前 の額	補正額	計	節		事業名	金額	補正額の財源内訳			説明	
				区 分	金額			特定財源				一般財源
								国県支出金	地方債	その他		
1 社会教育総 務費	183,350	△ 1,137	182,213	18 負担金補助 及び交付金	△ 1,137	3(00596) 社会教育団体 育成費	△ 1,137				△ 1,137	南砺市連合婦人会補助 金 △650 ガールスカウト富山県 大会補助金 △300 日本PTA全国研究大会 富山大会補助金 △187
						目計	△ 1,137			△ 1,137		
2 社会教育振 興費	15,975	△ 809	15,166	12 委託料	△ 809	1(00598) 社会教育推進 費	△ 809				△ 809	市民大学講演会講師派 遣等業務委託料 △809
						目計	△ 809			△ 809		
4 図書館費	95,761	0	95,761			1(00607) 図書館管理運 営費	0	(国補) △18			18	財源振替
						目計	0	△ 18		18		

第 10 款 教育費

第 4 項 社会教育費

(単位：千円)

目	補正前 の額	補正額	計	節		事業名	金額	補正額の財源内訳			説明		
				区 分	金額			特定財源				一般財源	
								国県支出金	地方債	その他			
5 文化財保護 費	211,556	△ 25,010	186,546	12		2(00611) 埋蔵文化財調 査費	△ 18,300	(国補)			△ 1,293	埋蔵文化財調査業務委 託料	△18,300
				委託料	△ 19,300			△3,085					
				14		3(00612) 世界遺産関係 費	△ 6,710	(国補)			△ 9,122	相倉集落周辺道路交通 渋滞対策業務委託料	△1,000
				工事請負費	△ 5,710			(県補)					
		目計	△ 25,010	△ 14,595			△ 10,415						
6 芸術文化推 進費	58,216	△ 18,122	40,094	12		1(00618) 芸術文化推進 費	△ 1,598	(国補)			△ 1,198	ヘリオス会館事業プロ デュース業務委託料	△798
				委託料	△ 4,346			△400					
				18		3(00620) 芸術文化団体 育成費	△ 13,224	(国補)			△ 10,150	文化芸術創造都市事業 ・国際舞台芸術活動事 業開催業務委託料	△2,650
負担金補助 及び交付金	△ 13,776	△1,774	△ 1,300		・ワールドミュージッ ク事業開催業務委託料			△898					
												文化協会等活動補助金	△211
												無形文化財、郷土芸能 伝統芸能保存団体補助 金	△342
												地域文化芸術事業開催 補助金	△123
												スキヤキ・ミーツ・ザ ・ワールド開催事業補 助金	△9,000

第 10 款 教育費

第 4 項 社会教育費

(単位：千円)

目	補正前 の額	補正額	計	節		事業名	金額	補正額の財源内訳				説明	
				区 分	金額			特定財源			一般財源		
								国県支出金	地方債	その他			
(芸術文化 推進費)						6(00623) 利賀芸術公園 管理費	△ 3,300	(県補) △2,200			△ 1,100	演劇の聖地“利賀”魅 力発信事業補助金 △3,300	
						目計	△ 18,122	△ 4,374	△ 1,300		△ 12,448		
8 美術館費	71,488	△ 6,300	65,188	1	△ 1,600	1(00630) 美術館管理費	0	(国補) △3				3	財源振替
				2	△ 500	2(00631) 美術館自主事 業費	△ 6,300			(使用) △7,250 (諸収) △590	1,540	会計年度任用職員 ・報酬 8人 △1,050 ・給料 2人 △500 ・手当 2人 △400 企画展講師謝礼等 △200 企画展ポスター、チラ シ印刷 △500 企画展広告料 △1,000 企画展運送展示等業務 委託料 △1,450 企画展使用料節組替等 △650	
				3	△ 400								
				7	△ 200								
				10	△ 500								
				11	△ 1,000								
				12	△ 1,450								
				13	△ 650								
													3(00632) 棟方志功記念 館費
						目計	△ 6,300	△ 3		△ 9,280	2,983		
9 教育文化施 設費	230,746	0	230,746			1(00634) 井波総合文化 センター費	0	(国補) △5				5	財源振替
						2(00635) 福野文化創造 センター費	0	(国補) △8				8	財源振替

第 10 款 教育費

第 4 項 社会教育費

(単位：千円)

目	補正前 の額	補正額	計	節		事業名	金額	補正額の財源内訳			説明	
				区 分	金額			特定財源				一般財源
								国県支出金	地方債	その他		
(教育文化 施設費)						3(00636) その他社会教育 施設維持費	0	(国補) △16			16	財源振替
						4(01033) 城端伝統芸能 会館管理費	0	(国補) △5			5	財源振替
						目計	0	△ 34			34	
10 社会教育施設 管理費	78,545	△ 1,500	77,045	12		1(01080) 社会教育施設 管理費	△ 1,500	(県補) 2,000	△ 600		△ 2,900	旅川体育館等高压受電 設備修繕工事設計業務 委託料 △200 平若者センター春光荘 屋根改修工事 △300 福野B&G海洋センタ ーアリーナ照明LED 化工事 △800 旅川体育館等高压受電 設備修繕工事 △200
				委託料	△ 200							
				14 工事請負費	△ 1,300							
				目計	△ 1,500							
計	968,817	△ 52,878	915,939				△ 52,878	△ 17,024	△ 1,900	△ 9,280	△ 24,674	

第 10 款 教育費

第 5 項 保健体育費

(単位：千円)

目	補正前 の額	補正額	計	節		事業名	金額	補正額の財源内訳			説明	
				区 分	金額			特定財源				一般財源
								国県支出金	地方債	その他		
1 体育総務費	70,676	△ 15,700	54,976	18	△ 15,700	2(00644) 体育団体育成 費	△ 14,000		△ 1,000		△ 13,000	南砺市体育協会補助金 △13,000 利賀スポーツクラブ補 助金 △1,000
						3(00645) スポーツ大会 派遣費	△ 1,700				△ 1,700	全国・北信越大会等出 場激励金 △1,700
						目計	△ 15,700		△ 1,000		△ 14,700	
計												

第 10 款 教育費

第 5 項 保健体育費

(単位：千円)

目	補正前 の額	補正額	計	節		事業名	金額	補正額の財源内訳				説明
				区 分	金額			特定財源			一般財源	
								国県支出金	地方債	その他		
2 体育振興費	7,630	△ 3,516	4,114	18 負担金補助 及び交付金	△ 3,516	2(00648) 生涯スポーツ 推進費	△ 3,516	(県補) △66			△ 3,450	東京2020オリンピ ック聖火リレー富山県 実行委員会負担金 △1,496 チャレンジデー補助金 △657 ザ・雪合戦なんと大会 補助金 △1,363
						目計	△ 3,516	△ 66			△ 3,450	
3 体育施設費	317,707	△ 10,456	307,251	12 委託料	△ 8,856	1(00650) 社会体育館管 理費	△ 4,678	(国補) △518	2,700		△ 6,860	城端西部体育館等指定 管理料 △4,678
				14 工事請負費	△ 1,600	4(00652) プール管理費	0	(国補) △7 (県補) 23			△ 16	財源振替
						5(00653) グラウンド管 理費	△ 1,600	(国補) △14	7,800		△ 9,386	城南スタジアムグラウ ンド改修工事 △1,600
						6(00654) その他施設維 持費	△ 4,178		△ 4,100		△ 78	桂湖ボート場レーン設 置・撤去業務委託料 △4,178
						目計	△ 10,456	△ 516	6,400		△ 16,340	
計	396,013	△ 29,672	366,341				△ 29,672	△ 582	5,400		△ 34,490	

第 11 款 災害復旧費

第 1 項 農林水産業施設災害復旧費

(単位：千円)

目	補正前 の額	補正額	計	節		事業名	金額	補正額の財源内訳				説明
				区 分	金額			特定財源			一般財源	
								国県支出金	地方債	その他		
1 農業用施設 等災害復旧 費	36,311	△ 19,412	16,899	14 工事請負費	△ 19,412	1(00661) 農業用施設等 災害復旧費（ 補助）	△ 19,412	(県補) △14,207	△ 4,900	103	△ 408	災害復旧工事 △19,412

第 11 款 災害復旧費

第 1 項 農林水産業施設災害復旧費

(単位：千円)

目	補正前 の額	補正額	計	節		事業名	金額	補正額の財源内訳				説明
				区 分	金額			特定財源			一般財源	
								国県支出金	地方債	その他		
						目計	△ 19,412	△ 14,207	△ 4,900	103	△ 408	
2 林道災害復 旧費	32,000	△ 32,000	0	12		1(00666) 林道災害復旧 費(補助)	△ 27,000	(県補) △13,500	△ 12,100		△ 1,400	災害復旧工事 △27,000
				委託料	△ 5,000							
				14		2(00667) 林道災害復旧 費(単独)	△ 5,000			△ 5,000	測量設計業務委託料 △5,000	
				工事請負費	△ 27,000							
					目計	△ 32,000	△ 13,500	△ 12,100		△ 6,400		
計	68,311	△ 51,412	16,899				△ 51,412	△ 27,707	△ 17,000	103	△ 6,808	

第 11 款 災害復旧費

第 2 項 土木施設災害復旧費

(単位：千円)

目	補正前 の額	補正額	計	節		事業名	金額	補正額の財源内訳				説明
				区 分	金額			特定財源			一般財源	
								国県支出金	地方債	その他		
1 道路河川災 害復旧費	160,417	△ 57,278	103,139	12		1(00675) 道路河川災害 復旧費(補助)	△ 50,000	(国負) △33,350	△ 16,600		△ 50	災害復旧工事 △50,000
				委託料	△ 2,389							
				13		2(00676) 道路河川災害 復旧費(単独)	△ 7,278			△ 7,278	測量設計業務委託料 △2,389	
				使用料及び 賃借料	△ 100							
				14								21 補償補てん 及び賠償金
工事請負費	△ 51,589											
					目計	△ 57,278	△ 33,350	△ 16,600		△ 7,328		
計	160,417	△ 57,278	103,139				△ 57,278	△ 33,350	△ 16,600		△ 7,328	

第 12 款 公債費

第 1 項 公債費

(単位：千円)

目	補正前 の額	補正額	計	節		事業名	金額	補正額の財源内訳				説明
				区 分	金額			特定財源			一般財源	
								国県支出金	地方債	その他		
2 利子	215,980	△ 57,444	158,536	22	△ 57,444	1(00687)	△ 57,444				△ 57,444	地方債償還利子 △57,444
				償還金利子 及び割引料		利子						
						目計	△ 57,444				△ 57,444	
計	4,861,563	△ 57,444	4,804,119				△ 57,444				△ 57,444	

第 13 款 諸支出金

第 2 項 基金費

(単位：千円)

目	補正前 の額	補正額	計	節		事業名	金額	補正額の財源内訳				説明
				区 分	金額			特定財源			一般財源	
								国県支出金	地方債	その他		
1 財政調整基 金積立金	8,062	147,809	155,871	24	147,809	1(00690)	147,809			(財運)		財政調整基金積立金 147,809
				積立金		財政調整基金 積立金		1,500 (繰越) 146,309				
						目計	147,809			147,809		
4 国際交流基 金積立金	206	15,000	15,206	24	15,000	1(00693)	15,000			(繰越)		国際交流基金積立金 15,000
				積立金		国際交流基金 積立金		15,000				
						目計	15,000			15,000		
5 社会福祉基 金積立金	0	35,000	35,000	24	35,000	1(00694)	35,000			(繰越)		社会福祉基金積立金 35,000
				積立金		社会福祉基金 積立金		35,000				
						目計	35,000			35,000		
18 合併地域振 興基金積立 金	0	9,084	9,084	24	9,084	1(01201)	9,084			(財運)		合併地域振興基金積立 金 9,084
				積立金		合併地域振興 基金積立金		9,084				
						目計	9,084			9,084		

第 13 款 諸支出金

第 2 項 基金費

(単位：千円)

目	補正前 の額	補正額	計	節		事業名	金額	補正額の財源内訳			説明	
				区 分	金額			特定財源				一般財源
								国県支出金	地方債	その他		
28 東日本大震 災支援基金 積立金	1	300	301	24		1(00973)			(寄附)		東日本大震災支援基金 積立金	
				積立金	300	東日本大震災 支援基金積立 金	300			300		300
						目計	300		300			
30 過疎地域自 立促進基金 積立金	1,081	150,400	151,481	24		1(00995)					過疎地域自立促進基金 積立金	
				積立金	150,400	過疎地域自立 促進基金積立 金	150,400		150,400			
						目計	150,400		150,400			
32 すこやか子 育て基金積 立金	3,880	150,000	153,880	24		1(01036)			(繰越)		すこやか子育て基金積 立金	
				積立金	150,000	すこやか子育 て基金積立金	150,000			150,000		
						目計	150,000		150,000			
33 地方創生推 進基金積立 金	166	507,200	507,366	24		1(01110)			(財運)		地方創生推進基金積立 金	
				積立金	507,200	地方創生推進 基金積立金	507,200			2,200 (寄附) 5,000 (繰越) 500,000		
						目計	507,200		507,200			
36 商工観光振 興基金積立 金	1,101	50,000	51,101	24		1(01154)			(繰越)		商工観光振興基金積立 金	
				積立金	50,000	商工観光振興 基金積立金	50,000			50,000		
						目計	50,000		50,000			
37 こども未来 創造基金積 立金	1,239	50,000	51,239	24		1(01155)			(繰越)		こども未来創造基金積 立金	
				積立金	50,000	こども未来創 造基金積立金	50,000			50,000		

第 13 款 諸支出金

第 2 項 基金費

(単位：千円)

目	補正前 の額	補正額	計	節		事業名	金額	補正額の財源内訳			説明	
				区 分	金額			特定財源				一般財源
								国県支出金	地方債	その他		
						目計	50,000			50,000		
39 新型コロナウイルス感 染症対策基金積立金	7,000	401,500	408,500	24	401,500	1(01200) 新型コロナウイルス感 染症対策基金積立 金	401,500			(寄附) 1,500 (繰越) 400,000	新型コロナウイルス感 染症対策基金積立金 401,500	
						目計		401,500				401,500
計	81,594	1,516,293	1,597,887				1,516,293		150,400	1,365,893		

給 与 費 明 細 書

1. 特 別 職

(単位：千円)

区 分	職員数 (人)	給与費						共済費	合計	備考	
		報酬	給料	期末手当 (年間 支給率)	寒冷地手当	その他 の手当	計				
補正後	長 等	3		26,760	(3.35月分) 10,459		339	37,558	6,734	44,292	
	議 員	18	89,480		(3.35月分) 36,133			125,613	32,545	158,158	
	その他の特別職	2,272	72,084					72,084		72,084	
	計	2,293	161,564	26,760	46,592		339	235,255	39,279	274,534	
補正前	長 等	3		26,760	(3.35月分) 10,459		339	37,558	6,734	44,292	
	議 員	18	89,480		(3.35月分) 36,133			125,613	32,545	158,158	
	その他の特別職	2,428	77,477					77,477		77,477	
	計	2,449	166,957	26,760	46,592		339	240,648	39,279	279,927	
比 較	長 等										
	議 員										
	その他の特別職	△ 156	△ 5,393					△ 5,393		△ 5,393	
	計	△ 156	△ 5,393					△ 5,393		△ 5,393	

2. 一般職

(1) 総括

※「ア 会計年度任用職員以外」と「イ 会計年度任用職員」の合計

(単位：千円)

区分	職員数(人)	給 与 費				共済費	合 計	備 考
		報 酬	給 料	職員手当	計			
補正後	(511) 633	498,787	2,121,809	1,063,903	3,684,499	675,200	4,359,699	
補正前	(519) 639	546,606	2,144,863	1,088,260	3,779,729	687,151	4,466,880	
比較	(△ 8) △ 6	△ 47,819	△ 23,054	△ 24,357	△ 95,230	△ 11,951	△ 107,181	

() 内は、短時間勤務職員(外書き)

職員手当 の内訳	区分	管理職手当	扶養手当	住居手当	通勤手当	特殊勤務手当	時間外勤務手当	休日勤務手当	夜間勤務手当
	補正後	57,967	38,189	14,383	44,886	1,068	75,957		
	補正前	57,967	38,189	14,383	44,918	1,068	90,460		
	比較				△ 32		△ 14,503		
の内訳	区分	宿日直手当	管理職員 特別勤務手当	寒冷地手当	期末手当	勤勉手当	児童手当		
	補正後	2,030	930	3,396	487,943	314,774	22,380		
	補正前	2,030	1,104	3,396	497,591	314,774	22,380		
	比較		△ 174		△ 9,648				

ア 会計年度任用職員以外の職員

(単位：千円)

区 分	職員数(人)	給 与 費				共済費	合 計	備 考
		報 酬	給 料	職員手当	計			
補 正 後	(20) 525		1,901,339	1,011,861	2,913,200	582,664	3,495,864	
補 正 前	(20) 525		1,901,339	1,026,538	2,927,877	582,664	3,510,541	
比 較				△ 14,677	△ 14,677		△ 14,677	

() 内は、短時間勤務職員(外書き)

職員手当 の内訳	区分	管理職手当	扶養手当	住居手当	通勤手当	特殊勤務手当	時間外勤務手当	休日勤務手当	夜間勤務手当
	補正後	57,967	38,189	13,233	38,751	798	75,957		
	補正前	57,967	38,189	13,233	38,751	798	90,460		
	比 較						△ 14,503		
の内訳	区分	宿日直手当	管 理 職 員 特別勤務手当	寒冷地手当	期末手当	勤勉手当	児童手当		
	補正後	2,030	930	3,396	443,456	314,774	22,380		
	補正前	2,030	1,104	3,396	443,456	314,774	22,380		
	比 較		△ 174						

イ 会計年度任用職員

(単位：千円)

区 分	職員数(人)	給 与 費				共済費	合 計	備 考
		報 酬	給 料	職員手当	計			
補 正 後	(491) 108	498,787	220,470	52,042	771,299	92,536	863,835	
補 正 前	(499) 114	546,606	243,524	61,722	851,852	104,487	956,339	
比 較	(△ 8) △ 6	△ 47,819	△ 23,054	△ 9,680	△ 80,553	△ 11,951	△ 92,504	

() 内は、短時間勤務職員(外書き)

職員手当	区分	管理職手当	扶養手当	住居手当	通勤手当	特殊勤務手当	時間外勤務手当	休日勤務手当	夜間勤務手当
	補正後			1,150	6,135	270			
	補正前			1,150	6,167	270			
	比 較				△ 32				
の内訳	区分	宿日直手当	管 理 職 員 特別勤務手当	寒冷地手当	期末手当	勤勉手当	児童手当		
	補正後				44,487				
	補正前				54,135				
	比 較				△ 9,648				

(2) 給料及び職員手当の増減額の明細

区 分	増減額(千円)	増減事由別内訳 (千円)		説 明	備 考
給 料	△ 23,054	給 与 改 定 に 伴 う 増 減 分			
		そ の 他 の 増 減 分	△ 23,054	会計年度任用職員の勤務実績に伴う増減	
職員手当	△ 24,357	制 度 改 正 に 伴 う 増 減 分			
		そ の 他 の 増 減 分	△ 24,357	時間外勤務手当等の増減 △ 14,677 会計年度任用職員の勤務実績に伴う増減 △ 9,680	県知事選挙、市議会議員・市長選挙の減額 個人番号カード交付休日開庁の増額

債務負担行為で翌年度以降にわたるものについての前年度末までの支出額又は
支出額の見込み及び当該年度以降の支出予定額等に関する調書

(単位：千円)

事項	限度額	令和元年度末までの支出額		令和2年度以降の支出見込額		左の財源内訳				備考
		期間	金額	期間	金額	特定財源				
						国県支出金	地方債	その他	一般財源	
令和2年度 城端老人福祉センター美山荘指定管理料	7,987			3	7,987				7,987	総事業費 算措置額 引 7,987
令和2年度 医療・介護連携ガイドブック印刷製本業務	748			3	748				748	総事業費 算措置額 引 748
令和2年度 利賀観光施設指定管理料	25,737			3 ~ 5	25,737				25,737	総事業費 算措置額 引 25,737
【変更】令和2年度 たいらスキー場クロスカントリー場指定管理料	12,411			3 ~ 5	12,411				12,411	総事業費 算措置額 引 12,411
147件（既設定分※ただし変更案件は除く）	5,588,469		1,999,866		3,588,603	14,141		93,202	3,481,260	
合計	5,635,352		1,999,866		3,635,486	14,141		93,202	3,528,143	

地方債の令和元年度末における現在高及び令和2年度末における現在高の見込みに関する調書

(単位:千円)

区 分	令和元年度末 現在高額	令和元年度 繰越事業 起債見込額	令和2年度中増減見込額						令和2年度末 現在高見込額
			起債見込額			元金償還見込額			
			補正前	補正額	計	補正前	補正額	計	
1. 普通債	3,539,072	95,100	600,200	84,500	684,700	524,682		524,682	3,794,190
(1) 総務債	46,621					1,840		1,840	44,781
(2) 民生債	305,509					98,451		98,451	207,058
(3) 衛生債	262,640		73,400		73,400	14,744		14,744	321,296
(4) 農林水産業債	182,938		68,700	140,100	208,800	33,059		33,059	358,679
(5) 商工債	37,144					3,360		3,360	33,784
(6) 土木債	1,329,291	95,100	193,500	12,000	205,500	287,670		287,670	1,342,221
(7) 消防債	26,556					2,127		2,127	24,429
(8) 教育債	1,348,373		264,600	△ 67,600	197,000	83,431		83,431	1,461,942
2. 災害復旧債	178,639	12,500	67,300	△ 33,600	33,700	20,747		20,747	204,092
(1) 補助災害復旧債	175,505	12,500	67,300	△ 33,600	33,700	20,123		20,123	201,582
(2) 単独災害復旧債	3,134					624		624	2,510
3. その他	39,977,212	631,400	2,827,200	223,554	3,050,754	4,100,154		4,100,154	39,559,212
(1) 辺地対策事業債	1,635,881	246,900	233,700	△ 42,800	190,900	182,607		182,607	1,891,074
(2) 過疎対策事業債	7,803,880	72,200	1,682,900	142,700	1,825,600	823,150		823,150	8,878,530
(3) 合併特例債	12,784,680	281,800				1,520,317		1,520,317	11,546,163
(4) 全国防災事業債	227,626					10,912		10,912	216,714
(5) 緊急防災・減災事業債	3,325,020		34,900		34,900	459,182		459,182	2,900,738
(6) 公共施設等適正管理推進事業債	36,000								36,000
(7) 防災・減災・国土強靱化緊急対策事業債	5,500	6,000	92,100	41,700	133,800				145,300
(8) 緊急自然災害防止対策事業債	14,500	24,500	3,600	1,700	5,300				44,300
(9) 減税補填債	123,187					32,610		32,610	90,577
(10) 臨時財政対策債	14,020,938		780,000	5,454	785,454	1,071,376		1,071,376	13,735,016
(11) 減収補てん債				74,800	74,800				74,800
合 計	43,694,923	739,000	3,494,700	274,454	3,769,154	4,645,583		4,645,583	43,557,494

議案第19号

令和2年度南砺市バス事業特別会計補正予算（第2号）

令和2年度南砺市バス事業特別会計補正予算（第2号）は、次に定めるところによる。

（歳入歳出予算の補正）

第1条 既定の歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ517千円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ196,117千円とする。

2 歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、「第1表 歳入歳出予算補正」による。

（地方債の補正）

第2条 既定の地方債の変更は、「第2表 地方債補正」による。

令和3年3月2日提出

南砺市長 田 中 幹 夫

第1表

歳入歳出予算補正

歳入

(単位：千円)

款	項	補正前の額	補正額	計
1. 利用料収入		18,204	△ 4,478	13,726
	1. 利用料収入	18,204	△ 4,478	13,726
3. 県支出金		22,054	1,695	23,749
	1. 県補助金	22,054	1,695	23,749
4. 繰入金		120,562	21,098	141,660
	1. 繰入金	120,562	21,098	141,660
5. 繰越金		2,000	8,702	10,702
	1. 繰越金	2,000	8,702	10,702
7. 市債		32,600	△ 26,500	6,100
	1. バス事業債	32,600	△ 26,500	6,100
歳入合計		195,600	517	196,117

歳 出

(単位：千円)

款	項	補正前の額	補正額	計
1. 事業費		165,729	△ 8,185	157,544
	1. 事業費	165,729	△ 8,185	157,544
3. 諸支出金		0	8,702	8,702
	1. 繰出金	0	8,702	8,702
歳 出 合 計		195,600	517	196,117

第2表

地 方 債 補 正

(変 更)

(単位 : 千円)

起債の目的	限度額			起債の方法	利率	償還の方法
	補正前	補正額	補正後			
過疎対策事業債	32,600	△ 26,500	6,100	普通貸借 又は 証券発行	年5.0%以内 (ただし、利率見 直し方式で借り入 れる資金につい て、利率の見直し を行った後におい ては、当該見直し 後の利率)	借入先の融資条件に従 い償還するものとする。 ただし、市財政の都合に より、据置期間及び償還 期限を短縮し、若しくは 繰上償還し、又は低利に 借換えすることができる。

1. 総括

歳入歳出予算事項別明細書

(1) 歳入

(単位：千円)

款	補正前の額	補正額	計
1. 利用料収入	18,204	△ 4,478	13,726
3. 県支出金	22,054	1,695	23,749
4. 繰入金	120,562	21,098	141,660
5. 繰越金	2,000	8,702	10,702
7. 市債	32,600	△ 26,500	6,100
歳入合計	195,600	517	196,117

(2) 歳出

(単位：千円)

款	補正前の額	補正額	計	補正額の財源内訳			
				特定財源			一般財源
				国県支出金	地方債	その他	
1. 事業費	165,729	△ 8,185	157,544	1,695	△ 26,500	16,620	
3. 諸支出金	0	8,702	8,702				8,702
歳出合計	195,600	517	196,117	1,695	△ 26,500	16,620	8,702

2. 歳入

第 1 款 利用料収入

第 1 項 利用料収入

(単位：千円)

目	補正前の額	補正額	計	節		説明
				区分	金額	
1 利用料収入	18,204	△ 4,478	13,726	1 利用料収入	△ 4,478	市営バス利用料収入 △4,478
計	18,204	△ 4,478	13,726			

第 3 款 県支出金

第 1 項 県補助金

(単位：千円)

目	補正前の額	補正額	計	節		説明
				区分	金額	
1 運行費県補助金	22,054	1,695	23,749	1 運行維持費補助金	1,695	路線対策費運行費補助金 1,695
計	22,054	1,695	23,749			

第 4 款 繰入金

第 1 項 繰入金

(単位：千円)

目	補正前の額	補正額	計	節		説明
				区分	金額	
1 他会計繰入金	120,562	21,098	141,660	1 一般会計繰入金	21,098	一般会計繰入金 21,098
計	120,562	21,098	141,660			

第 5 款 繰越金

第 1 項 繰越金

(単位：千円)

目	補正前の額	補正額	計	節		説明
				区分	金額	
1 繰越金	2,000	8,702	10,702	1 繰越金	8,702	前年度繰越金 8,702
計	2,000	8,702	10,702			

第 7 款 市債

第 1 項 バス事業債

(単位：千円)

目	補正前の額	補正額	計	節		説明
				区分	金額	
1 バス事業債	32,600	△ 26,500	6,100	1 バス事業債	△ 26,500	車両購入事業（過疎債） △25,400 市営バスソフト事業（過疎債） △1,100
計	32,600	△ 26,500	6,100			

3. 歳出
第1款 事業費

第1項 事業費

(単位：千円)

目	補正前 の額	補正額	計	節		事業名	金額	補正額の財源内訳			説明	
				区 分	金額			特定財源				一般財源
								国県支出金	地方債	その他		
1 事業費	165,729	△ 8,185	157,544	12	△ 1,000	7(00720) 市営バス運行 管理費	△ 4,000	(県補) 1,695	△ 1,100	(利用) △4,478 (繰入) △117	市営バス運行業務委託 料 民間路線バス運賃差額 ・シルバーパス利用分 の精算 備品購入	△1,000 △3,000 △4,185
				13	△ 3,000							
				17	△ 4,185	目計	△ 8,185	1,695	△ 26,500	16,620		
				計	165,729	△ 8,185	157,544			△ 8,185		

第3款 諸支出金

第1項 繰出金

(単位：千円)

目	補正前 の額	補正額	計	節		事業名	金額	補正額の財源内訳			説明	
				区 分	金額			特定財源				一般財源
								国県支出金	地方債	その他		
1 一般会計繰 出金	0	8,702	8,702	27	8,702	1(01181) 一般会計繰出 金	8,702				8,702	繰出金 8,702
						目計	8,702				8,702	
計	0	8,702	8,702				8,702				8,702	

地方債の令和元年度末における現在高及び令和2年度末における現在高の見込みに関する調書

(単位:千円)

区 分	令和元年度末 現在高額	令和元年度 繰越事業 起債見込額	令和2年度中増減見込額						令和2年度末 現在高見込額
			起債見込額			元金償還見込額			
			補正前	補正額	計	補正前	補正額	計	
過疎対策事業債	114,372		32,600	△ 26,500	6,100	26,886		26,886	93,586
合併特例債	1,176					588		588	588
合 計	115,548		32,600	△ 26,500	6,100	27,474		27,474	94,174

議案第20号

令和2年度南砺市国民健康保険事業特別会計補正予算（第4号）

令和2年度南砺市国民健康保険事業特別会計補正予算（第4号）は、次に定めるところによる。

（歳入歳出予算の補正）

- 第1条 既定の歳入歳出予算の総額から歳入歳出それぞれ2,743千円を減額し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ5,440,638千円とする。
- 2 歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、「第1表 歳入歳出予算補正」による。

令和3年3月2日提出

南砺市長 田 中 幹 夫

第1表

歳入歳出予算補正

歳入

(単位：千円)

款	項	補正前の額	補正額	計
1. 国民健康保険税		959,327	29,443	988,770
	1. 国民健康保険税	959,327	29,443	988,770
3. 国庫支出金		5,468	5,752	11,220
	2. 国庫補助金	5,468	5,752	11,220
6. 県支出金		3,981,303	7,149	3,988,452
	3. 県負担金・補助金	3,981,303	7,149	3,988,452
10. 繰入金		414,469	△ 85,937	328,532
	1. 繰入金	414,469	△ 85,937	328,532
11. 繰越金		38,609	45,026	83,635
	1. 繰越金	38,609	45,026	83,635
12. 諸収入		41,479	△ 4,176	37,303
	3. 雑入	23,520	△ 983	22,537
	4. 受託事業収入	12,888	△ 3,193	9,695
歳入合計		5,443,381	△ 2,743	5,440,638

歳 出

(単位：千円)

款	項	補正前の額	補正額	計
2. 保険給付費		3,866,102	△ 5,460	3,860,642
	4. 出産育児諸費	10,506	△ 5,460	5,046
8. 保健事業費		109,267	△ 18,324	90,943
	2. 健康診査等事業費	96,762	△ 18,324	78,438
9. 基金積立金		2,576	16,534	19,110
	1. 基金積立金	2,576	16,534	19,110
11. 諸支出金		47,900	4,507	52,407
	1. 償還金及び還付加 算金	17,940	3,408	21,348
	2. 繰出金	29,960	1,099	31,059
歳 出 合 計		5,443,381	△ 2,743	5,440,638

1. 総括 歳入歳出予算事項別明細書

(1) 歳入

(単位：千円)

款	補正前の額	補正額	計
1. 国民健康保険税	959,327	29,443	988,770
3. 国庫支出金	5,468	5,752	11,220
6. 県支出金	3,981,303	7,149	3,988,452
10. 繰入金	414,469	△ 85,937	328,532
11. 繰越金	38,609	45,026	83,635
12. 諸収入	41,479	△ 4,176	37,303
歳入合計	5,443,381	△ 2,743	5,440,638

(2) 歳出

(単位：千円)

款	補正前の額	補正額	計	補正額の財源内訳			
				特定財源			一般財源
				国県支出金	地方債	その他	
2. 保険給付費	3,866,102	△ 5,460	3,860,642			△ 3,640	△ 1,820
3. 国民健康保険事業費納付金	1,292,996	0	1,292,996	6,865		△ 4,408	△ 2,457
8. 保健事業費	109,267	△ 18,324	90,943	△ 815		△ 7,767	△ 9,742
9. 基金積立金	2,576	16,534	19,110				16,534
11. 諸支出金	47,900	4,507	52,407	1,099			3,408
歳出合計	5,443,381	△ 2,743	5,440,638	7,149		△ 15,815	5,923

2. 歳入

第 1 款 国民健康保険税

第 1 項 国民健康保険税

(単位：千円)

目	補正前の額	補正額	計	節		説明
				区分	金額	
1 一般被保険者国民健康保険税	959,027	29,443	988,470	1	22,894	医療給付費分現年課税分（一般） 22,894
				2	6,378	後期高齢者支援金等分現年課税分（一般） 6,378
				3	1,472	介護納付金分現年課税分（一般） 1,472
				4	△ 971	医療給付費分滞納繰越分（一般） △971
				5	△ 330	後期高齢者支援金等分滞納繰越分（一般） △330
計	959,327	29,443	988,770			

第 3 款 国庫支出金

第 2 項 国庫補助金

(単位：千円)

目	補正前の額	補正額	計	節		説明
				区分	金額	
9 国民健康保険災害等臨時特例補助金	0	5,752	5,752	1 国民健康保険災害等臨時特例補助金	5,752	国民健康保険災害等臨時特例補助金[定額] 5,752
計	5,468	5,752	11,220			

第 6 款 県支出金

第 3 項 県負担金・補助金

(単位：千円)

目	補正前の額	補正額	計	節		説明
				区分	金額	
1 保険給付費等交付金	3,974,474	5,611	3,980,085	2 保険給付費等交付金（特別交付金）	5,611	保険者努力支援分[定額] 4,386
						特別調整交付金分[定額] 2,040
						特定健康診査等負担金[国1/3, 県1/3] △815
2 強化助成費補助金	6,300	1,538	7,838	1 強化助成費補助金	1,538	強化助成費補助金[定額] 1,538
計	3,981,303	7,149	3,988,452			

第 10 款 繰入金		第 1 項 繰入金			(単位：千円)	
目	補正前の額	補正額	計	節		説明
				区分	金額	
1 他会計繰入金	336,580	△ 8,048	328,532	1 一般会計繰入金	△ 8,048	保険基盤安定負担金繰入金 6,687 財政安定化支援事業繰入金 2,691 出産育児一時金繰入金 △3,640 県国保強化補助金相当額繰入金 1,538 県単福祉医療波及分繰入金 △15,324
2 基金繰入金	77,889	△ 77,889	0	1 財政調整基金繰入金	△ 77,889	財政調整基金繰入金 △77,889
計	414,469	△ 85,937	328,532			

第 11 款 繰越金		第 1 項 繰越金			(単位：千円)	
目	補正前の額	補正額	計	節		説明
				区分	金額	
1 繰越金	38,609	45,026	83,635	1 前年度繰越金	45,026	前年度繰越金 45,026
計	38,609	45,026	83,635			

第 12 款 諸収入		第 3 項 雑入			(単位：千円)	
目	補正前の額	補正額	計	節		説明
				区分	金額	
4 雑入	50	3,591	3,641	1 雑入	3,591	雑入 3,591
5 健康診査等個人負担金	19,970	△ 4,574	15,396	1 健康診査等個人負担金	△ 4,574	健康診査等個人負担金 △4,574
計	23,520	△ 983	22,537			

第 12 款 諸収入		第 4 項 受託事業収入			(単位：千円)	
目	補正前の額	補正額	計	節		説明
				区分	金額	
1 健康診査等受託事業収入	12,888	△ 3,193	9,695	1 健康診査等受託事業収入	△ 3,193	特定健康診査受託料 △3,193
計	12,888	△ 3,193	9,695			

3. 歳出

第2款 保険給付費

第4項 出産育児諸費

(単位：千円)

目	補正前の額	補正額	計	節		事業名	金額	補正額の財源内訳				説明
				区分	金額			特定財源			一般財源	
								国県支出金	地方債	その他		
1 出産育児一時金	10,506	△ 5,460	5,046	18	△ 5,460	1(00741) 出産育児一時金	△ 5,460			(繰入) △3,640	△ 1,820	出産育児一時金 △5,460
						目計	△ 5,460			△ 3,640	△ 1,820	
計	10,506	△ 5,460	5,046				△ 5,460			△ 3,640	△ 1,820	

第3款 国民健康保険事業費納付金

第1項 医療給付費分

(単位：千円)

目	補正前の額	補正額	計	節		事業名	金額	補正額の財源内訳				説明
				区分	金額			特定財源			一般財源	
								国県支出金	地方債	その他		
1 一般被保険者医療給付費分	873,691	0	873,691			1(00743) 一般被保険者医療給付費分	0	(県補) 6,865		(繰入) △6,354	△ 511	財源振替
						目計	0	6,865		△ 6,354	△ 511	
計	873,891	0	873,891				0	6,865		△ 6,354	△ 511	

第3款 国民健康保険事業費納付金

第2項 後期高齢者支援金等分

(単位：千円)

目	補正前の額	補正額	計	節		事業名	金額	補正額の財源内訳				説明
				区分	金額			特定財源			一般財源	
								国県支出金	地方債	その他		
1 一般被保険者後期高齢者支援金等分	314,847	0	314,847			1(01134) 一般被保険者後期高齢者支援金等分	0			(繰入) 1,412	△ 1,412	財源振替
						目計	0			1,412	△ 1,412	
計	314,897	0	314,897				0			1,412	△ 1,412	

第 3 款 国民健康保険事業費納付金

第 3 項 介護納付金分

(単位：千円)

目	補正前 の額	補正額	計	節		事業名	金額	補正額の財源内訳				説明
				区 分	金額			特定財源			一般財源	
								国県支出金	地方債	その他		
1 介護納付金 分	104,208	0	104,208			1(01136) 介護納付金分	0			(繰入) 534	△ 534	財源振替
						目計	0			534	△ 534	
計	104,208	0	104,208				0			534	△ 534	

第 8 款 保健事業費

第 2 項 健康診査等事業費

(単位：千円)

目	補正前 の額	補正額	計	節		事業名	金額	補正額の財源内訳				説明
				区 分	金額			特定財源			一般財源	
								国県支出金	地方債	その他		
1 特定健康診査等 事業費	96,762	△ 18,324	78,438	12 委託料	△ 18,324	1(00757) 特定健康診査等 事業費	△ 18,324	(県補) △815		(諸収) △7,767	△ 9,742	特定健康診査等業務委 託料 △18,324
						目計	△ 18,324	△ 815		△ 7,767	△ 9,742	
計	96,762	△ 18,324	78,438				△ 18,324	△ 815		△ 7,767	△ 9,742	

第 9 款 基金積立金

第 1 項 基金積立金

(単位：千円)

目	補正前 の額	補正額	計	節		事業名	金額	補正額の財源内訳				説明
				区 分	金額			特定財源			一般財源	
								国県支出金	地方債	その他		
1 財政調整基金積立 金	2,576	16,534	19,110	24 積立金	16,534	1(00760) 財政調整基金積立 金	16,534				16,534	積立金 16,534
						目計	16,534				16,534	
計	2,576	16,534	19,110				16,534				16,534	

第 11 款 諸支出金

第 1 項 償還金及び還付加算金

(単位：千円)

目	補正前 の額	補正額	計	節		事業名	金額	補正額の財源内訳			説明	
				区 分	金額			特定財源				一般財源
								国県支出金	地方債	その他		
3 償還金	8,619	3,408	12,027	22	3,408	1(00772)	3,408				3,408	保険給付費等交付金（ 特定健康診査等負担金 ）返還金 3,408
				償還金利子 及び割引料		償還金						
計	17,940	3,408	21,348				3,408				3,408	

第 11 款 諸支出金

第 2 項 繰出金

(単位：千円)

目	補正前 の額	補正額	計	節		事業名	金額	補正額の財源内訳			説明	
				区 分	金額			特定財源				一般財源
								国県支出金	地方債	その他		
1 直営診療施 設繰出金	29,960	1,099	31,059	27	1,099	1(00775)	1,099	(県補) 1,099				へき地直営診療所運営 費繰出金 △1,064 直営診療施設整備事業 費繰出金 2,163
				繰出金		直営診療施設 繰出金						
計	29,960	1,099	31,059				1,099	1,099				

議案第21号

令和2年度南砺市国民健康保険診療所事業特別会計補正予算（第5号）

令和2年度南砺市国民健康保険診療所事業特別会計補正予算（第5号）は、次に定めるところによる。

（歳入歳出予算の補正）

第1条 既定の歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ2,020千円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ387,172千円とする。

2 歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、「第1表 歳入歳出予算補正」による。

（繰越明許費）

第2条 地方自治法（昭和22年法律第67号）第213条第1項の規定により、翌年度に繰り越して使用することができる経費は、「第2表 繰越明許費」による。

（地方債の補正）

第3条 既定の地方債の変更は、「第3表 地方債補正」による。

令和3年3月2日提出

南砺市長 田中幹夫

第1表

歳入歳出予算補正

歳入

(単位：千円)

款	項	補正前の額	補正額	計
1. 診療収入		151,621	1,428	153,049
	1. 外来収入	118,717	1,428	120,145
3. 県支出金		5,761	1,890	7,651
	1. 県補助金	5,761	1,890	7,651
4. 繰入金		197,466	753	198,219
	1. 繰入金	197,466	753	198,219
5. 繰越金		2,000	3,649	5,649
	1. 繰越金	2,000	3,649	5,649
7. 市債		10,900	△ 5,700	5,200
	1. 市債	10,900	△ 5,700	5,200
歳入合計		385,152	2,020	387,172

歳 出

(単位：千円)

款	項	補正前の額	補正額	計
1. 総務費		264,826	△ 2,218	262,608
	1. 施設管理費	264,826	△ 2,218	262,608
2. 医業費		83,755	1,414	85,169
	1. 医業費	83,755	1,414	85,169
4. 諸支出金		0	2,824	2,824
	1. 繰出金	0	2,824	2,824
歳 出 合 計		385,152	2,020	387,172

第2表

繰越明許費

(単位：千円)

款	項	事業名	金額
1. 総務費	1. 施設管理費	一般管理費	3,256
2. 医業費	1. 医業費	医療用機械器具費	2,934
合 計			6,190

第3表

地方債補正

(変更)

(単位：千円)

起債の目的	限度額			起債の方法	利率	償還の方法
	補正前	補正額	補正後			
過疎対策事業債	10,900	△ 5,700	5,200	普通貸借 又は 証券発行	年5.0%以内 (ただし、利率見 直し方式で借り入 れる資金につい て、利率の見直し を行った後におい ては、当該見直し 後の利率)	借入先の融資条件に従 い償還するものとする。 ただし、市財政の都合に より、据置期間及び償還 期限を短縮し、若しくは 繰上償還し、又は低利に 借換えすることができる。

1. 総括 歳入歳出予算事項別明細書

(1) 歳入

(単位：千円)

款	補正前の額	補正額	計
1. 診療収入	151,621	1,428	153,049
3. 県支出金	5,761	1,890	7,651
4. 繰入金	197,466	753	198,219
5. 繰越金	2,000	3,649	5,649
7. 市債	10,900	△ 5,700	5,200
歳入合計	385,152	2,020	387,172

(2) 歳 出

(単位：千円)

款	補正前の額	補正額	計	補正額の財源内訳			
				特定財源			一般財源
				国県支出金	地方債	その他	
1. 総務費	264,826	△ 2,218	262,608	2,904	△ 5,700	△ 247	825
2. 医業費	83,755	1,414	85,169	△ 1,014		1,000	1,428
4. 諸支出金	0	2,824	2,824				2,824
歳 出 合 計	385,152	2,020	387,172	1,890	△ 5,700	753	5,077

2. 歳入

第 1 款 診療収入

第 1 項 外来収入

(単位：千円)

目	補正前の額	補正額	計	節		説明
				区分	金額	
4 後期高齢者診療報酬収入	71,875	1,285	73,160	1 医科診療分	1,285	医科診療現年度分（後期高齢） 1,285
5 一部負担金収入	17,605	143	17,748	1 医科診療分	143	医科診療現年度分（一部負担金） 143
計	118,717	1,428	120,145			

第 3 款 県支出金

第 1 項 県補助金

(単位：千円)

目	補正前の額	補正額	計	節		説明
				区分	金額	
4 富山県新型コロナウイルス感染症緊急包括支援交付金	5,761	1,890	7,651	1 富山県新型コロナウイルス感染症緊急包括支援交付金	1,890	富山県新型コロナウイルス感染症緊急包括支援交付金 [10/10] 1,890
計	5,761	1,890	7,651			

第 4 款 繰入金

第 1 項 繰入金

(単位：千円)

目	補正前の額	補正額	計	節		説明
				区分	金額	
1 他会計繰入金	197,466	753	198,219	1 一般会計繰入金	753	一般会計繰入金 753
計	197,466	753	198,219			

第 5 款 繰越金

第 1 項 繰越金

(単位：千円)

目	補正前の額	補正額	計	節		説明
				区分	金額	
1 繰越金	2,000	3,649	5,649	1 前年度繰越金	3,649	前年度繰越金 3,649
計	2,000	3,649	5,649			

第 7 款 市債

第 1 項 市債

(単位：千円)

目	補正前の額	補正額	計	節		説明
				区分	金額	
1 直営診療所債	10,900	△ 5,700	5,200	1 直営診療所債	△ 5,700	過疎債 △5,700

第 7 款 市債

第 1 項 市債

(単位：千円)

目	補正前の額	補 正 額	計	節		説 明
				区 分	金 額	
計	10,900	△ 5,700	5,200			

3. 歳出
第1款 総務費

第1項 施設管理費

(単位：千円)

目	補正前 の額	補正額	計	節		事業名	金額	補正額の財源内訳				説明	
				区 分	金額			特定財源			一般財源		
								国県支出金	地方債	その他			
1 一般管理費	264,826	△ 2,218	262,608	2	△ 1,069	1(00780) 給与費(国保 診療所事業費)	0			(繰入) △1,505	1,505	財源振替	
				17	△ 1,050								
				18	△ 99	2(00781) 一般管理費	△ 2,218	(県補) 2,904	△ 5,700	(繰入) 1,258	△ 680	会計年度任用職員 ・給料 平 1人 施設間ネットワーク購 入 電子カルテ用サーバー 購入 新型コロナウイルス感 染症対応従事者慰労金	△1,069 61 △1,111 △99
				目計	△ 2,218	2,904	△ 5,700	△ 247	825				
計	264,826	△ 2,218	262,608				△ 2,218	2,904	△ 5,700	△ 247	825		

第2款 医業費

第1項 医業費

(単位：千円)

目	補正前 の額	補正額	計	節		事業名	金額	補正額の財源内訳				説明	
				区 分	金額			特定財源			一般財源		
								国県支出金	地方債	その他			
1 医療用機械 器具費	11,626	△ 14	11,612	10	△ 5	1(00782) 医療用機械器 具費	△ 14	(県補) △1,014		(繰入) 1,000		医療用器具購入 事務費	△9 △5
				17	△ 9								
						目計	△ 14	△ 1,014		1,000			
3 医薬品衛生 材料費	62,814	1,428	64,242	12	1,428	1(00784) 医薬品衛生材 料費	1,428				1,428	臨床検査業務委託料	1,428
												目計	1,428
計	83,755	1,414	85,169				1,414	△ 1,014		1,000	1,428		

第 4 款 諸支出金

第 1 項 繰出金

(単位：千円)

目	補正前 の額	補正額	計	節		事業名	金額	補正額の財源内訳			説明	
				区 分	金額			特定財源				一般財源
								国県支出金	地方債	その他		
1 一般会計繰 出金	0	2,824	2,824	27		1(01186)					一般会計繰出金 2,824	
				繰出金	2,824	一般会計繰出 金	2,824					2,824
						目計	2,824					
計	0	2,824	2,824				2,824					

給 与 費 明 細 書

1. 一 般 職

(1) 総 括

※「ア 会計年度任用職員以外」と「イ 会計年度任用職員」の合計

(単位：千円)

区 分	職員数(人)	給 与 費				共 済 費	合 計	備 考
		報 酬	給 料	職員手当	計			
補正後	(14) 14	38,588	60,645	57,236	156,469	22,708	179,177	
補正前	(14) 15	38,588	61,714	57,236	157,538	22,708	180,246	
比 較	△ 1		△ 1,069		△ 1,069		△ 1,069	

() 内は、短時間勤務職員 (外書き)

職員手当	区分	管理職手当	扶養手当	住居手当	通勤手当	特殊勤務手当	時間外勤務手当	休日勤務手当	夜間勤務手当
	補正後	2,592	459	1,140	1,972	9,840	1,000		
	補正前	2,592	459	1,140	1,972	9,840	1,000		
	比 較								
の内訳	区分	宿日直手当	管 理 職 員 特別勤務手当	寒冷地手当	期末手当	勤勉手当	児童手当	初任給調整手 当	
	補正後		200	162	15,033	9,825	200	14,813	
	補正前		200	162	15,033	9,825	200	14,813	
	比 較								

ア 会計年度任用職員以外の職員

(単位：千円)

区 分	職員数(人)	給 与 費				共済費	合 計	備 考
		報 酬	給 料	職員手当	計			
補正後	(2) 13		59,282	56,075	115,357	20,025	135,382	
補正前	(2) 13		59,282	56,075	115,357	20,025	135,382	
比 較								

職員手当	区分	管理職手当	扶養手当	住居手当	通勤手当	特殊勤務手当	時間外勤務手当	休日勤務手当	夜間勤務手当
	補正後	2,592	459	1,140	1,876	9,840	1,000		
	補正前	2,592	459	1,140	1,876	9,840	1,000		
	比 較								
の内訳	区分	宿日直手当	管 理 職 員 特別勤務手当	寒冷地手当	期末手当	勤勉手当	児童手当	初任給調整手 当	
	補正後		200	162	13,968	9,825	200	14,813	
	補正前		200	162	13,968	9,825	200	14,813	
	比 較								

イ 会計年度任用職員

(単位：千円)

区 分	職員数(人)	給 与 費				共済費	合 計	備 考
		報 酬	給 料	職員手当	計			
補正後	(12) 1	38,588	1,363	1,161	41,112	2,683	43,795	
補正前	(12) 2	38,588	2,432	1,161	42,181	2,683	44,864	
比 較	△ 1		△ 1,069		△ 1,069		△ 1,069	

() 内は、短時間勤務職員 (外書き)

職員手当 の内訳	区分	管理職手当	扶養手当	住居手当	通勤手当	特殊勤務手当	時間外勤務手当	休日勤務手当	夜間勤務手当
	補正後				96				
	補正前				96				
	比 較								
の 内 訳	区分	宿日直手当	管 理 職 員 特別勤務手当	寒冷地手当	期末手当	勤勉手当	児童手当		
	補正後				1,065				
	補正前				1,065				
	比 較								

(2) 給料及び職員手当の増減額の明細

区 分	増減額(千円)	増減事由別内訳 (千円)		説 明	備 考
給 料	△ 1,069	給 与 改 定 に 伴 う 増 減 分			
		そ の 他 の 増 減 分	△ 1,069	会計年度任用職員の勤務実績に伴う増減	

地方債の令和元年度末における現在高及び令和2年度末における現在高の見込みに関する調書

(単位:千円)

区 分	令和元年度末 現在高額	令和元年度 繰越事業 起債見込額	令和2年度中増減見込額						令和2年度末 現在高見込額
			起債見込額			元金償還見込額			
			補正前	補正額	計	補正前	補正額	計	
過疎対策事業債	160,177		10,900	△ 5,700	5,200	25,869		25,869	139,508
辺地対策事業債	3,200					800		800	2,400
病院事業債	15,000					7,500		7,500	7,500
合 計	178,377		10,900	△ 5,700	5,200	34,169		34,169	149,408

議案第22号

令和2年度南砺市後期高齢者医療事業特別会計補正予算（第2号）

令和2年度南砺市後期高齢者医療事業特別会計補正予算（第2号）は、次に定めるところによる。

（歳入歳出予算の補正）

- 第1条 既定の歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ50,137千円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ1,665,519千円とする。
- 2 歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、「第1表 歳入歳出予算補正」による。

令和3年3月2日提出

南砺市長 田 中 幹 夫

第1表

歳入歳出予算補正

歳入

(単位：千円)

款	項	補正前の額	補正額	計
1. 後期高齢者医療保険料		636,019	31,158	667,177
	1. 後期高齢者医療保険料	636,019	31,158	667,177
3. 繰入金		937,135	△ 17,595	919,540
	1. 一般会計繰入金	937,135	△ 17,595	919,540
5. 諸収入		41,678	36,574	78,252
	4. 受託事業収入	39,013	5,703	44,716
	5. 雑入	1,616	30,871	32,487
歳入合計		1,615,382	50,137	1,665,519

歳 出

(単位：千円)

款	項	補正前の額	補正額	計
2. 後期高齢者医療広 域連合納付金		1,563,543	13,238	1,576,781
	1. 後期高齢者医療広 域連合納付金	1,563,543	13,238	1,576,781
3. 保健事業費		41,113	6,028	47,141
	1. 保健事業費	41,113	6,028	47,141
4. 諸支出金		2,299	30,871	33,170
	1. 償還金及び還付加 算金	2,249	300	2,549
	2. 繰出金	50	30,571	30,621
歳 出 合 計		1,615,382	50,137	1,665,519

1. 総括 歳入歳出予算事項別明細書

(1) 歳入

(単位：千円)

款	補正前の額	補正額	計
1. 後期高齢者医療保険料	636,019	31,158	667,177
3. 繰入金	937,135	△ 17,595	919,540
5. 諸収入	41,678	36,574	78,252
歳入合計	1,615,382	50,137	1,665,519

(2) 歳 出

(単位：千円)

款	補正前の額	補正額	計	補正額の財源内訳			
				特定財源			一般財源
				国県支出金	地方債	その他	
2. 後期高齢者医療広域連合納付金	1,563,543	13,238	1,576,781			△ 17,920	31,158
3. 保健事業費	41,113	6,028	47,141			6,028	
4. 諸支出金	2,299	30,871	33,170			30,871	
歳 出 合 計	1,615,382	50,137	1,665,519			18,979	31,158

2. 歳入

第 1 款 後期高齢者医療保険料

第 1 項 後期高齢者医療保険料

(単位：千円)

目	補正前の額	補正額	計	節		説明
				区分	金額	
1 特別徴収保険料	477,299	25,369	502,668	1 特別徴収現年度分	25,369	特別徴収現年度分（後期） 25,369
2 普通徴収保険料	158,720	5,789	164,509	1 普通徴収現年度分	4,789	普通徴収現年度分（後期） 4,789
				2 普通徴収滞納繰越分	1,000	普通徴収滞納繰越分（後期） 1,000
計	636,019	31,158	667,177			

第 3 款 繰入金

第 1 項 一般会計繰入金

(単位：千円)

目	補正前の額	補正額	計	節		説明
				区分	金額	
1 事務費繰入金	47,749	325	48,074	1 事務費繰入金	325	事務費繰入金 325
2 保険基盤安定繰入金	166,160	△ 17,920	148,240	1 保険基盤安定繰入金	△ 17,920	保険基盤安定繰入金 △17,920
計	937,135	△ 17,595	919,540			

第 5 款 諸収入

第 4 項 受託事業収入

(単位：千円)

目	補正前の額	補正額	計	節		説明
				区分	金額	
1 受託事業収入	39,013	5,703	44,716	1 保健事業受託収入	5,703	保健事業受託収入 5,703
計	39,013	5,703	44,716			

第 5 款 諸収入

第 5 項 雑入

(単位：千円)

目	補正前の額	補正額	計	節		説明
				区分	金額	
3 雑入	1,616	30,871	32,487	1 雑入	30,871	雑入（事務費分） 2,917
						雑入（療養給付費分） 27,654
						雑入（合算療養費分） 300
計	1,616	30,871	32,487			

3. 歳出

第2款 後期高齢者医療広域連合納付金

第1項 後期高齢者医療広域連合納付金

(単位：千円)

目	補正前の額	補正額	計	節		事業名	金額	補正額の財源内訳			説明		
				区分	金額			特定財源				一般財源	
								国県支出金	地方債	その他			
1 後期高齢者 医療広域連 合納付金	1,554,740	13,238	1,567,978	18	13,238	2(00802) 後期高齢者医 療保険基盤安 定分納付金	△ 17,920			(繰入) △17,920	保険基盤安定制度負担 金 △17,920		
						4(00804) 後期高齢者医 療保険料納付 金		31,158				31,158	保険料負担金 31,158
						目計		13,238				△ 17,920	31,158
計	1,563,543	13,238	1,576,781				13,238			△ 17,920	31,158		

第3款 保健事業費

第1項 保健事業費

(単位：千円)

目	補正前の額	補正額	計	節		事業名	金額	補正額の財源内訳			説明	
				区分	金額			特定財源				一般財源
								国県支出金	地方債	その他		
1 保健事業費	41,113	6,028	47,141	12	6,028	1(00806) 保健事業費	6,028			(繰入) 325	健康診査業務委託料 6,028	
									(諸収) 5,703			
						目計		6,028		6,028		
計	41,113	6,028	47,141				6,028			6,028		

第4款 諸支出金

第1項 償還金及び還付加算金

(単位：千円)

目	補正前の額	補正額	計	節		事業名	金額	補正額の財源内訳			説明	
				区分	金額			特定財源				一般財源
								国県支出金	地方債	その他		
4 高額介護合 算療養費	1,200	300	1,500	18	300	1(00810) 高額介護合算 療養費	300			(諸収) 300	高額介護合算療養費 300	
						目計		300		300		

第 4 款 諸支出金

第 1 項 償還金及び還付加算金

(単位：千円)

目	補正前 の額	補正額	計	節		事業名	金額	補正額の財源内訳			説明	
				区 分	金額			特定財源				一般財源
								国県支出金	地方債	その他		
計	2,249	300	2,549				300			300		

第 4 款 諸支出金

第 2 項 繰出金

(単位：千円)

目	補正前 の額	補正額	計	節		事業名	金額	補正額の財源内訳			説明	
				区 分	金額			特定財源				一般財源
								国県支出金	地方債	その他		
1 他会計繰出 金	50	30,571	30,621	27 繰出金	30,571	1(00970) 一般会計繰出 金	30,571			(諸収) 30,571	一般会計繰出金 30,571	
						目計	30,571			30,571		
計	50	30,571	30,621				30,571			30,571		

議案第23号

令和2年度南砺市介護事業特別会計補正予算（第4号）

令和2年度南砺市介護事業特別会計補正予算（第4号）は、次に定めるところによる。

（歳入歳出予算の補正）

第1条 既定の歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ3,848千円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ242,403千円とする。

2 歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、「第1表 歳入歳出予算補正」による。

（繰越明許費）

第2条 地方自治法（昭和22年法律第67号）第213条第1項の規定により、翌年度に繰り越して使用することができる経費は、「第2表 繰越明許費」による。

（債務負担行為の補正）

第3条 債務負担行為の追加は、「第3表 債務負担行為補正」による。

（地方債の補正）

第4条 既定の地方債の廃止は、「第4表 地方債補正」による。

令和3年3月2日提出

南砺市長 田 中 幹 夫

第1表

歳入歳出予算補正

歳入

(単位：千円)

款	項	補正前の額	補正額	計
1. 使用料及び手数料		64,983	△ 5,595	59,388
	2. 手数料	64,983	△ 5,595	59,388
3. 繰入金		119,450	46,445	165,895
	1. 繰入金	119,450	46,445	165,895
4. 繰越金		5,000	6,188	11,188
	1. 繰越金	5,000	6,188	11,188
5. 諸収入		5,114	610	5,724
	2. 受託事業収入	5,081	610	5,691
6. 市債		43,800	△ 43,800	0
	1. 市債	43,800	△ 43,800	0
歳入合計		238,555	3,848	242,403

歳 出

(単位：千円)

款	項	補正前の額	補正額	計
1. 介護福祉支援事業 費		215,110	△ 2,340	212,770
	1. 介護福祉支援事業 費	208,386	△ 2,340	206,046
3. 諸支出金		0	6,188	6,188
	1. 繰出金	0	6,188	6,188
歳 出 合 計		238,555	3,848	242,403

第2表

繰越明許費

(単位：千円)

款	項	事業名	金額
1. 介護福祉支援事業費	1. 介護福祉支援事業費	デイサービスセンター運営費	1,868
		デイサービスセンター施設管理費	31,284
合 計			33,152

第3表

債務負担行為補正

(追加)

事 項	期 間	限度額
令和2年度 利賀デイサービスセンター空調設備更新工事	令和3年度	千円 4,400

第4表

地 方 債 補 正

(廃止)

(単位：千円)

起債の目的	限度額	備考
辺地対策事業債	19,300	
過疎対策事業債	2,000	
介護サービス事業債	22,500	

1. 総括

歳入歳出予算事項別明細書

(1) 歳入

(単位：千円)

款	補正前の額	補正額	計
1. 使用料及び手数料	64,983	△ 5,595	59,388
3. 繰入金	119,450	46,445	165,895
4. 繰越金	5,000	6,188	11,188
5. 諸収入	5,114	610	5,724
6. 市債	43,800	△ 43,800	0
歳入合計	238,555	3,848	242,403

(2) 歳 出

(単位：千円)

款	補正前の額	補正額	計	補正額の財源内訳			
				特定財源			一般財源
				国県支出金	地方債	その他	
1. 介護福祉支援事業費	215,110	△ 2,340	212,770		△ 43,800	41,460	
3. 諸支出金	0	6,188	6,188				6,188
歳 出 合 計	238,555	3,848	242,403		△ 43,800	41,460	6,188

2. 歳入

第 1 款 使用料及び手数料

第 2 項 手数料

(単位：千円)

目	補正前の額	補正額	計	節		説明
				区分	金額	
1 福祉事業手数料	64,983	△ 5,595	59,388	1 居宅介護支援事業手数料	△ 3,812	ケアプラン作成手数料 △3,812
				3 ホームヘルプステーション事業手数料	△ 1,783	訪問介護保険者手数料 △1,783
計	64,983	△ 5,595	59,388			

第 3 款 繰入金

第 1 項 繰入金

(単位：千円)

目	補正前の額	補正額	計	節		説明
				区分	金額	
1 他会計繰入金	119,450	46,445	165,895	1 一般会計繰入金	46,445	在宅介護支援センター運営繰入金 4,202 デイサービスセンター運営繰入金 43,611 ホームヘルプステーション運営繰入金 △1,368
計	119,450	46,445	165,895			

第 4 款 繰越金

第 1 項 繰越金

(単位：千円)

目	補正前の額	補正額	計	節		説明
				区分	金額	
1 繰越金	5,000	6,188	11,188	1 前年度繰越金	6,188	在宅介護支援センター事業繰越金 2,565 ホームヘルプステーション事業繰越金 3,623
計	5,000	6,188	11,188			

第 5 款 諸収入

第 2 項 受託事業収入

(単位：千円)

目	補正前の額	補正額	計	節		説明
				区分	金額	
1 受託事業収入	5,081	610	5,691	1 受託事業収入	610	在宅介護支援センター受託事業収入 610
計	5,081	610	5,691			

第 6 款 市債

第 1 項 市債

(単位：千円)

目	補正前の額	補 正 額	計	節		説 明
				区 分	金額	
1 介護福祉施設債	43,800	△ 43,800	0	1 介護福祉施設債	△ 43,800	過疎債（介護福祉施設） △2,000 介護サービス施設整備事業債 △22,500 辺地債（介護福祉施設） △19,300
計	43,800	△ 43,800	0			

3. 歳出
第1款

介護福祉支援事業費

第1項 介護福祉支援事業費

(単位：千円)

目	補正前の額	補正額	計	節		事業名	金額	補正額の財源内訳			説明	
				区分	金額			特定財源				一般財源
								国県支出金	地方債	その他		
1 在宅介護支援センター事業費	84,529	0	84,529			2(00813) 在宅介護支援センター運営費	0		△ 1,000	(手数) △3,812 (繰入) 4,202 (諸収) 610	財源振替	
						目計	0	△ 1,000	1,000			
2 デイサービスセンター運営費	52,682	811	53,493	12 委託料	811	2(00820) デイサービスセンター運営費	811		△ 3,100	(繰入) 3,911	平・上平・利賀デイサービスセンター指定管理料 811	
						目計	811	△ 3,100	3,911			
3 ホームヘルプステーション運営費	30,162	△ 3,151	27,011	2 給料	△ 2,160	2(00824) ホームヘルプステーション運営費	△ 3,151			(手数) △1,783 (繰入) △1,368	会計年度任用職員 ・給料 1人 △2,160 ・手当 1人 △564 ・社会保険料 △427	
				3 職員手当等	△ 564							
				4 共済費	△ 427							
								目計	△ 3,151	△ 3,151		
5 介護福祉支援施設管理費	41,013	0	41,013			1(01070) デイサービスセンター施設管理費	0		△ 39,700	(繰入) 39,700	財源振替	
						目計	0	△ 39,700	39,700			
計	208,386	△ 2,340	206,046				△ 2,340		△ 43,800	41,460		

第 3 款 諸支出金

第 1 項 繰出金

(単位：千円)

目	補正前 の額	補正額	計	節		事業名	金額	補正額の財源内訳			説明	
				区 分	金額			特定財源				一般財源
								国県支出金	地方債	その他		
1 一般会計繰 出金	0	6,188	6,188	27		1(01185)					一般会計繰出金 6,188	
				繰出金	6,188	一般会計繰出 金	6,188					6,188
						目計	6,188					
計	0	6,188	6,188				6,188					

給 与 費 明 細 書

1. 一 般 職

(1) 総 括

※「ア 会計年度任用職員以外」と「イ 会計年度任用職員」の合計

(単位：千円)

区 分	職員数(人)	給 与 費				共済費	合 計	備 考
		報 酬	給 料	職員手当	計			
補正後	(6) 13	7,453	46,352	21,996	75,801	14,646	90,447	
補正前	(6) 14	7,453	48,512	22,560	78,525	15,073	93,598	
比 較	△ 1		△ 2,160	△ 564	△ 2,724	△ 427	△ 3,151	

() 内は、短時間勤務職員(外書き)

職員手当 の内訳	区分	管理職手当	扶養手当	住居手当	通勤手当	特殊勤務手当	時間外勤務手当	休日勤務手当	夜間勤務手当
	補正後		198	610	1,251		1,600		
	補正前		198	610	1,347		1,600		
	比 較				△ 96				
	区分	宿日直手当	管 理 職 員 特別勤務手当	寒冷地手当	期末手当	勤勉手当	児童手当		
	補正後			37	11,556	6,624	120		
	補正前			37	12,024	6,624	120		
	比 較				△ 468				

ア 会計年度任用職員以外の職員

(単位：千円)

区 分	職員数(人)	給 与 費				共済費	合 計	備 考
		報 酬	給 料	職員手当	計			
補正後	10		39,072	19,417	58,489	12,286	70,775	
補正前	10		39,072	19,417	58,489	12,286	70,775	
比 較								

職員手当	区分	管理職手当	扶養手当	住居手当	通勤手当	特殊勤務手当	時間外勤務手当	休日勤務手当	夜間勤務手当
	補正後		198	610	1,027		1,600		
	補正前		198	610	1,027		1,600		
	比 較								
の内訳	区分	宿日直手当	管 理 職 員 特別勤務手当	寒冷地手当	期末手当	勤勉手当	児童手当		
	補正後			37	9,201	6,624	120		
	補正前			37	9,201	6,624	120		
	比 較								

イ 会計年度任用職員

(単位：千円)

区 分	職員数(人)	給 与 費				共済費	合 計	備 考
		報 酬	給 料	職員手当	計			
補正後	(6) 3	7,453	7,280	2,579	17,312	2,360	19,672	
補正前	(6) 4	7,453	9,440	3,143	20,036	2,787	22,823	
比 較	△ 1		△ 2,160	△ 564	△ 2,724	△ 427	△ 3,151	

() 内は、短時間勤務職員 (外書き)

職員手当 の内訳	区分	管理職手当	扶養手当	住居手当	通勤手当	特殊勤務手当	時間外勤務手当	休日勤務手当	夜間勤務手当
	補正後				224				
	補正前				320				
	比 較				△ 96				
の 内 訳	区分	宿日直手当	管 理 職 員 特別勤務手当	寒冷地手当	期末手当	勤勉手当	児童手当		
	補正後				2,355				
	補正前				2,823				
	比 較				△ 468				

(2) 給料及び職員手当の増減額の明細

区 分	増減額(千円)	増減事由別内訳 (千円)		説 明	備 考
給 料	△ 2,160	給 与 改 定 に 伴 う 増 減 分			
		そ の 他 の 増 減 分	△ 2,160	会計年度任用職員の勤務実績に伴う増減	
職員手当	△ 564	制 度 改 正 に 伴 う 増 減 分			
		そ の 他 の 増 減 分	△ 564	会計年度任用職員の勤務実績に伴う増減	

債務負担行為で翌年度以降にわたるものについての前年度末までの支出額又は
支出額の見込み及び当該年度以降の支出予定額等に関する調書

(単位：千円)

事項	限度額	令和元年度末までの支出額		令和2年度以降の支出見込額		左の財源内訳				備考	
						特定財源					
		期間	金額	期間	金額	国県支出金	地方債	その他	一般財源		
令和2年度 利賀デイサービスセンター 空調設備更新工事	4,400			3	4,400			4,400		総事業費 予算措置額 差引	4,400 4,400
7件 (既設定分)	398,464		134,526		263,938		4,100	37,993	221,845		
合計	402,864		134,526		268,338		4,100	42,393	221,845		

地方債の令和元年度末における現在高及び令和2年度末における現在高の見込みに関する調書

(単位:千円)

区 分	令和元年度末 現在高額	令和元年度 繰越事業 起債見込額	令和2年度中増減見込額						令和2年度末 現在高見込額
			起債見込額			元金償還見込額			
			補正前	補正額	計	補正前	補正額	計	
辺地対策事業債	16,974		19,300	△ 19,300	0	2,213		2,213	14,761
過疎対策事業債	5,503		2,000	△ 2,000	0	2,417		2,417	3,086
介護サービス事業債	48,044		22,500	△ 22,500	0	13,292		13,292	34,752
合 計	70,521		43,800	△ 43,800	0	17,922	0	17,922	52,599

議案第24号

令和2年度南砺市訪問看護事業特別会計補正予算（第6号）

令和2年度南砺市訪問看護事業特別会計補正予算（第6号）は、次に定めるところによる。

（歳入歳出予算の補正）

第1条 既定の歳入歳出予算の総額から歳入歳出それぞれ7,634千円を減額し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ249,586千円とする。

2 歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、「第1表 歳入歳出予算補正」による。

（繰越明許費）

第2条 地方自治法（昭和22年法律第67号）第213条第1項の規定により、翌年度に繰り越して使用することができる経費は、「第2表 繰越明許費」による。

令和3年3月2日提出

南砺市長 田中幹夫

第1表

歳入歳出予算補正

歳入

(単位：千円)

款	項	補正前の額	補正額	計
3. 繰越金		2,500	8,564	11,064
	1. 繰越金	2,500	8,564	11,064
6. 県支出金		1,692	308	2,000
	1. 県補助金	1,692	308	2,000
8. 繰入金		51,134	△ 16,506	34,628
	1. 繰入金	51,134	△ 16,506	34,628
歳入合計		257,220	△ 7,634	249,586

歳 出

(単位：千円)

款	項	補正前の額	補正額	計
1. 事業費		250,401	△ 7,634	242,767
	1. 事業費	250,401	△ 7,634	242,767
歳 出 合 計		257,220	△ 7,634	249,586

第2表

繰越明許費

(単位：千円)

款	項	事業名	金額
1. 事業費	1. 事業費	訪問看護事業費	2,450

1. 総括

歳入歳出予算事項別明細書

(1) 歳入

(単位：千円)

款	補正前の額	補正額	計
3. 繰越金	2,500	8,564	11,064
6. 県支出金	1,692	308	2,000
8. 繰入金	51,134	△ 16,506	34,628
歳入合計	257,220	△ 7,634	249,586

(2) 歳出

(単位：千円)

款	補正前の額	補正額	計	補正額の財源内訳			
				特定財源			一般財源
				国県支出金	地方債	その他	
1. 事業費	250,401	△ 7,634	242,767	308			△ 7,942
歳出合計	257,220	△ 7,634	249,586	308			△ 7,942

2. 歳入

第 3 款 繰越金

第 1 項 繰越金

(単位：千円)

目	補正前の額	補正額	計	節		説明
				区分	金額	
1 繰越金	2,500	8,564	11,064	1 繰越金	8,564	前年度繰越金 8,564
計	2,500	8,564	11,064			

第 6 款 県支出金

第 1 項 県補助金

(単位：千円)

目	補正前の額	補正額	計	節		説明
				区分	金額	
1 県補助金	1,692	308	2,000	1 県補助金	308	富山県新型コロナウイルス感染症緊急包 括支援交付金 [10/10] 308
計	1,692	308	2,000			

第 8 款 繰入金

第 1 項 繰入金

(単位：千円)

目	補正前の額	補正額	計	節		説明
				区分	金額	
1 基金繰入金	46,604	△ 16,506	30,098	1 財政調整基金繰入金	△ 16,506	財政調整基金繰入金 △16,506
計	51,134	△ 16,506	34,628			

3. 歳出
第1款 事業費

第1項 事業費

(単位：千円)

目	補正前 の額	補正額	計	節		事業名	金額	補正額の財源内訳			説明	
				区 分	金額			特定財源				一般財源
								国県支出金	地方債	その他		
1 事業費	250,401	△ 7,634	242,767	1		2(00840) 訪問看護事業 費	△ 7,634	(県補) 308			△ 7,942	会計年度任用職員 ・報酬 1人 △2,107 ・給料 1人 △3,145 ・手当 △1,504 ・社会保険料 △878
				報酬	△ 2,107							
				2								
				給料	△ 3,145							
				3								
職員手当等	△ 1,504											
4												
				4								
				共済費	△ 878							
						目計	△ 7,634	308			△ 7,942	
計	250,401	△ 7,634	242,767				△ 7,634	308			△ 7,942	

給 与 費 明 細 書

1. 一 般 職

(1) 総 括

※「ア 会計年度任用職員以外」と「イ 会計年度任用職員」の合計

(単位：千円)

区 分	職員数(人)	給 与 費				共済費	合 計	備 考
		報 酬	給 料	職員手当	計			
補正後	(1) 29	2,818	108,461	59,338	170,617	33,922	204,539	
補正前	(2) 30	4,925	111,606	60,842	177,373	34,800	212,173	
比 較	(△ 1) △ 1	△ 2,107	△ 3,145	△ 1,504	△ 6,756	△ 878	△ 7,634	

() 内は、短時間勤務職員(外書き)

職員手当 の内訳	区分	管理職手当	扶養手当	住居手当	通勤手当	特殊勤務手当	時間外勤務手当	休日勤務手当	夜間勤務手当
	補正後	1,470	1,578	1,203	1,848	3,750	5,500		
	補正前	1,470	1,578	1,203	1,944	3,750	5,500		
	比 較				△ 96				
の内訳	区分	宿日直手当	管 理 職 員 特別勤務手当	寒冷地手当	期末手当	勤勉手当	児童手当		
	補正後				25,174	17,605	1,210		
	補正前				26,582	17,605	1,210		
	比 較				△ 1,408				

ア 会計年度任用職員以外の職員

(単位：千円)

区 分	職員数(人)	給 与 費				共済費	合 計	備 考
		報 酬	給 料	職員手当	計			
補正後	29		108,461	58,996	167,457	33,254	200,711	
補正前	29		108,461	58,996	167,457	33,254	200,711	
比 較								

職員手当 の内訳	区分	管理職手当	扶養手当	住居手当	通勤手当	特殊勤務手当	時間外勤務手当	休日勤務手当	夜間勤務手当
	補正後	1,470	1,578	1,203	1,848	3,750	5,500		
	補正前	1,470	1,578	1,203	1,848	3,750	5,500		
	比 較								
	区分	宿日直手当	管 理 職 員 特別勤務手当	寒冷地手当	期末手当	勤勉手当	児童手当		
	補正後				24,832	17,605	1,210		
	補正前				24,832	17,605	1,210		
	比 較								

イ 会計年度任用職員

(単位：千円)

区 分	職員数(人)	給 与 費				共済費	合 計	備 考
		報 酬	給 料	職員手当	計			
補正後	(1)	2,818		342	3,160	668	3,828	
補正前	(2) 1	4,925	3,145	1,846	9,916	1,546	11,462	
比 較	(△ 1) △ 1	△ 2,107	△ 3,145	△ 1,504	△ 6,756	△ 878	△ 7,634	

() 内は、短時間勤務職員(外書き)

職員手当 の内訳	区分	管理職手当	扶養手当	住居手当	通勤手当	特殊勤務手当	時間外勤務手当	休日勤務手当	夜間勤務手当
	補正後								
	補正前				96				
	比 較				△ 96				
の内訳	区分	宿日直手当	管 理 職 員 特別勤務手当	寒冷地手当	期末手当	勤勉手当	児童手当		
	補正後				342				
	補正前				1,750				
	比 較				△ 1,408				

(2) 給料及び職員手当の増減額の明細

区 分	増減額(千円)	増減事由別内訳 (千円)		説 明	備 考
給 料	△ 3,145	給 与 改 定 に 伴 う 増 減 分			
		そ の 他 の 増 減 分	△ 3,145	会計年度任用職員の勤務実績に伴う増減	
職員手当	△ 1,504	制 度 改 正 に 伴 う 増 減 分			
		そ の 他 の 増 減 分	△ 1,504	会計年度任用職員の勤務実績に伴う増減	

議案第25号

令和2年度南砺市工業用地造成事業特別会計補正予算（第1号）

令和2年度南砺市工業用地造成事業特別会計補正予算（第1号）は、次に定めるところによる。

（歳入歳出予算の補正）

- 第1条 既定の歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ1,612千円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ54,412千円とする。
- 2 歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、「第1表 歳入歳出予算補正」による。

令和3年3月2日提出

南砺市長 田 中 幹 夫

第1表

歳入歳出予算補正

歳入

(単位：千円)

款	項	補正前の額	補正額	計
2. 繰越金		52,800	1,612	54,412
	1. 繰越金	52,800	1,612	54,412
歳入合計		52,800	1,612	54,412

歳 出

(単位：千円)

款	項	補正前の額	補正額	計
2. 公債費		52,800	△ 135	52,665
	1. 公債費	52,800	△ 135	52,665
3. 諸支出金		0	1,747	1,747
	1. 繰出金	0	1,747	1,747
歳 出 合 計		52,800	1,612	54,412

1. 総括 歳入歳出予算事項別明細書
 (1) 歳入

(単位：千円)

款	補正前の額	補正額	計
2. 繰越金	52,800	1,612	54,412
歳入合計	52,800	1,612	54,412

(2) 歳出

(単位：千円)

款	補正前の額	補正額	計	補正額の財源内訳			
				特定財源			一般財源
				国県支出金	地方債	その他	
2. 公債費	52,800	△ 135	52,665				△ 135
3. 諸支出金	0	1,747	1,747				1,747
歳出合計	52,800	1,612	54,412				1,612

2. 歳入
第2款 繰越金

第1項 繰越金

(単位：千円)

目	補正前の額	補正額	計	節		説明
				区分	金額	
1 繰越金	52,800	1,612	54,412	1 前年度繰越金	1,612	前年度繰越金 1,612
計	52,800	1,612	54,412			

3. 歳出
第2款 公債費

第1項 公債費

(単位：千円)

目	補正前 の額	補正額	計	節		事業名	金額	補正額の財源内訳				説明
				区 分	金額			特定財源			一般財源	
								国県支出金	地方債	その他		
2 利子	200	△ 135	65	22	△ 135	1(00975)	△ 135				△ 135	償還金利子 △135
				償還金利子 及び割引料		利子						
						目計	△ 135				△ 135	
計	52,800	△ 135	52,665				△ 135				△ 135	

第3款 諸支出金

第1項 繰出金

(単位：千円)

目	補正前 の額	補正額	計	節		事業名	金額	補正額の財源内訳				説明
				区 分	金額			特定財源			一般財源	
								国県支出金	地方債	その他		
1 一般会計繰 出金	0	1,747	1,747	27	1,747	1(01199)	1,747				1,747	一般会計繰出金 1,747
				繰出金		一般会計繰出 金						
						目計	1,747				1,747	
計	0	1,747	1,747				1,747				1,747	

議案第26号

令和2年度南砺市病院事業会計補正予算(第6号)

(総則)

第1条 令和2年度南砺市病院事業会計補正予算(第6号)は、次に定めるところによる。

(業務の予定量の補正)

第2条 令和2年度南砺市病院事業会計予算(以下「予算」という。)第2条に定めた業務の予定量を次のとおり補正する。

(項 目)		(既決予定量)	(補正予定量)	(計)
(ア)南砺市民病院				
(2)入院患者数	年間	57,670 人	△ 4,614 人	53,056 人
	1日平均	158 人	△ 13 人	145 人
(3)外来患者数	年間	90,524 人	△ 5,431 人	85,093 人
	1日平均	373 人	△ 22 人	351 人
(イ)公立南砺中央病院				
(2)入院患者数				
一般・医療型療養	年間	38,179 人	△ 1,431 人	36,748 人
	1日平均	105 人	△ 4 人	101 人
介護型療養	年間	7,300 人	△ 694 人	6,606 人
	1日平均	20 人	△ 2 人	18 人
(3)外来患者数	年間	76,406 人	△ 11,183 人	65,223 人
	1日平均	314 人	△ 46 人	268 人

(収益的収入及び支出の補正)

第3条 予算第3条に定めた収益的収入及び支出の予定額を次のとおり補正する。

収 入 (科目)	(既決予定額)	(補正予定額)	(計)
第1款 南砺市民病院事業収益	4,133,096 千円	△ 197,815 千円	3,935,281 千円
第1項 医業収益	3,576,703 千円	△ 260,595 千円	3,316,108 千円
第2項 医業外収益	477,553 千円	62,780 千円	540,333 千円
第2款 公立南砺中央病院事業収益	2,826,246 千円	△ 208,117 千円	2,618,129 千円
第1項 医業収益	2,265,079 千円	△ 240,312 千円	2,024,767 千円
第2項 医業外収益	505,057 千円	32,195 千円	537,252 千円
第3款 病院統括事業収益	37,950 千円	△ 2,000 千円	35,950 千円
第1項 医業外収益	37,950 千円	△ 2,000 千円	35,950 千円
収入合計	6,997,292 千円	△ 407,932 千円	6,589,360 千円
支 出 (科目)	(既決予定額)	(補正予定額)	(計)
第1款 南砺市民病院事業費用	3,943,715 千円	△ 6,397 千円	3,937,318 千円
第1項 医業費用	3,816,141 千円	△ 6,397 千円	3,809,744 千円
第2款 公立南砺中央病院事業費用	2,616,744 千円	1,335 千円	2,618,079 千円
第3項 特別損失	56,110 千円	1,335 千円	57,445 千円
第3款 病院統括事業費用	41,928 千円	1,094 千円	43,022 千円
第1項 医業費用	38,145 千円	△ 2,000 千円	36,145 千円
第3項 特別損失	0 千円	3,094 千円	3,094 千円
支出合計	6,602,387 千円	△ 3,968 千円	6,598,419 千円

(資本的収入及び支出の補正)

第4条 予算第4条本文括弧書中「不足する額390,802千円」を「不足する額386,953千円」に改め、資本的収入及び支出の予定額を次のとおり補正する。

収 入	(科目)	(既決予定額)	(補正予定額)	(計)
第1款	南砺市民病院事業資本的收入	339,247 千円	797 千円	340,044 千円
第3項	補助金	18,553 千円	797 千円	19,350 千円
第2款	公立南砺中央病院事業資本的收入	426,671 千円	22,253 千円	448,924 千円
第3項	補助金	15,494 千円	22,253 千円	37,747 千円
第3款	病院統括事業資本的收入	13,543 千円	△ 640 千円	12,903 千円
第1項	出資金	8,860 千円	△ 1,590 千円	7,270 千円
第2項	補助金	2,743 千円	△ 40 千円	2,703 千円
第3項	その他資本的收入	1,940 千円	990 千円	2,930 千円
収入合計		779,461 千円	22,410 千円	801,871 千円
支 出	(科目)	(既決予定額)	(補正予定額)	(計)
第1款	南砺市民病院事業資本的支出	522,202 千円	797 千円	522,999 千円
第1項	建設改良費	195,422 千円	797 千円	196,219 千円
第2款	公立南砺中央病院事業資本的支出	634,518 千円	17,504 千円	652,022 千円
第1項	建設改良費	247,639 千円	17,504 千円	265,143 千円
第3款	病院統括事業資本的支出	13,543 千円	260 千円	13,803 千円
第1項	投資及び出資金	10,800 千円	△ 600 千円	10,200 千円
第2項	企業債償還金	2,743 千円	△ 40 千円	2,703 千円
第3項	一般会計出資金返還金	0 千円	900 千円	900 千円
支出合計		1,170,263 千円	18,561 千円	1,188,824 千円

(他会計からの補助金の補正)

第5条 予算第9条中「449,836千円」を「369,837千円」に改める。

令和3年3月2日提出

南砺市長 田 中 幹 夫

令和2年度 南砺市病院事業会計補正予算（第6号）実施計画

収益的収入及び支出の補正

収 入 款	項	目	既決予定額 千円	補正予定額 千円	計 千円	備 考
1 南砺市民病院事業 収益			4,133,096	△ 197,815	3,935,281	
	1 医業収益		3,576,703	△ 260,595	3,316,108	
		1 入院収益	2,341,402	△187,312	2,154,090	入院診療収益 △ 187,312 千円
		2 外来収益	1,041,026	△62,462	978,564	外来診療収益 △ 62,462 千円
		4 その他医業収益	154,587	△10,821	143,766	医療相談収益 △ 10,821 千円
		2 医業外収益	477,553	62,780	540,333	
		2 他会計補助金	374,609	△7,687	366,922	一般会計負担金 △ 7,759 千円 一般会計補助金 72 千円
		3 補助金	66,888	70,467	137,355	インフルエンザ流行期における発熱外来診療体制確保支援補助金 23,962 千円 インフルエンザ流行期における新型コロナウイルス感染症疑い患者を受け入れる救急・周産期・小児医療機関体制確保支援事業補助金 20,000 千円 富山県新型コロナウイルス感染症緊急対策事業費補助金 △ 283 千円 富山県新型コロナウイルス感染症患者等の病床確保事業費補助金 25,896 千円 富山県新型コロナウイルス感染症緊急包括支援事業県補助金(介護分) 892 千円
2 公立南砺中央病院 事業収益			2,826,246	△ 208,117	2,618,129	
	1 医業収益		2,265,079	△ 240,312	2,024,767	
		1 入院収益 一般・医療型療養 介護型療養	1,377,820 123,070	△137,365 △18,527	1,240,455 104,543	入院診療収益 △ 137,365 千円 入院診療収益 △ 18,527 千円

	2 外来収益 一般・医療型療養	649,780	△84,420	565,360	外来診療収益	△ 84,420 千円
2 医業外収益		505,057	32,195	537,252		
	2 他会計補助金 一般・医療型療養	240,800	87,543	328,343	一般会計負担金 一般会計補助金	86,893 千円 650 千円
	介護型療養	167,597	△88,579	79,018	一般会計補助金	△ 88,579 千円
	3 補助金	52,945	33,788	86,733	インフルエンザ流行期における発熱外来診 療体制確保支援補助金 富山県新型コロナウイルス感染症患者等の 病床確保事業費補助金	5,292 千円 28,496 千円
	7 負担金及び交付金	12,476	△557	11,919	バイオマスボイラー経費負担金	△ 557 千円
3 病院統括事業収益		37,950	△ 2,000	35,950		
1 医業外収益		37,950	△ 2,000	35,950		
	1 他会計補助金	36,990	△ 2,000	34,990	一般会計負担金 一般会計補助金	2 千円 △ 2,002 千円

支 出

款	項	目	既決予定額 千円	補正予定額 千円	計 千円	備 考
1 南砺市民病院事業 費用			3,943,715	△ 6,397	3,937,318	
	1 医業費用		3,816,141	△ 6,397	3,809,744	
		3 経費	578,610	454	579,064	委託料 454 千円
		7 研究研修費	26,888	△ 6,851	20,037	旅費 △ 6,851 千円
2 公立南砺中央病院 事業費用			2,616,744	1,335	2,618,079	
	3 特別損失		56,110	1,335	57,445	
		2 過年度損益修正損	0	1,335	1,335	一般会計負担金過年度精算分返還金 1,335 千円
3 病院統括事業費用			41,928	1,094	43,022	
	1 医業費用		38,145	△ 2,000	36,145	

	2 経費	16,276	△ 2,000	14,276	委託料	△ 2,000 千円
3 特別損失		0	3,094	3,094		
	1 過年度損益修正損	0	3,094	3,094	一般会計補助金過年度精算分返還金	3,094 千円

資本的収入及び支出の補正

収 入 款	項	目	既決予定額	補正予定額	計	備 考
			千円	千円	千円	
1 南砺市民病院事業 資本的収入			339,247	797	340,044	
	3 補助金		18,553	797	19,350	
		1 補助金	18,553	797	19,350	富山県新型コロナウイルス感染症緊急包 括支援事業費補助金 797 千円
2 公立南砺中央病院 事業資本的収入			426,671	22,253	448,924	
	3 補助金		15,494	22,253	37,747	
		1 補助金	15,494	22,253	37,747	富山県新型コロナウイルス感染症緊急包 括支援事業費補助金 3,355 千円 インフルエンザ流行期における新型コロ ナウイルス感染症疑い患者を受け入れる 救急・周産期・小児医療機関体制確保支 援事業補助金 18,898 千円
3 病院統括事業資本 的収入			13,543	△ 640	12,903	
	1 出資金		8,860	△ 1,590	7,270	
		1 一般会計出資金	8,860	△ 1,590	7,270	看護学生修学資金貸付事業分 △ 1,590 千円
	2 補助金		2,743	△ 40	2,703	
		1 一般会計補助金	2,743	△ 40	2,703	企業債償還金分 △ 40 千円
	3 その他資本 的収入		1,940	990	2,930	
		1 貸付金返還金	1,940	990	2,930	看護学生就学資金返還金 990 千円

支 出 款	項	目	既決予定額	補正予定額	計	備 考
			千円	千円	千円	
1 南砺市民病院事業 資本的支出			522,202	797	522,999	

	1 建設改良費		195,422	797	196,219		
		1 医療機械器具整備 事業費	195,422	797	196,219	医療機械器具購入費	797 千円
2 公立南砺中央病院 事業資本的支出			634,518	17,504	652,022		
	1 建設改良費		247,639	17,504	265,143		
		2 医療機械器具整備 事業費	187,467	23,619	211,086	医療機械器具購入費 出退勤タブレット等購入費	22,253 千円 1,366 千円
		3 その他無形固定資 産購入費	6,115	△ 6,115	0	勤務管理システム更新	△ 6,115 千円
3 病院統括事業資本 的支出			13,543	260	13,803		
	1 投資及び出 資金		10,800	△ 600	10,200		
		1 投資及び出資金	10,800	△ 600	10,200	看護学生就学資金貸付金	△ 600 千円
	2 企業債償還 金		2,743	△ 40	2,703		
		1 企業債償還金	2,743	△ 40	2,703	過疎地域自立促進特別事業分	△ 40 千円
	3 一般会計出 資金返還金		0	900	900		
		1 一般会計出資金返 還金	0	900	900	一般会計出資金過年度精算分返還金	900 千円

令和2年度南砺市病院事業会計補正予算(第6号) 予定キャッシュ・フロー計算書
(令和2年4月1日から令和3年3月31日まで)

(単位:千円)

1. 南砺市民病院事業

業務活動によるキャッシュ・フロー

当年度純利益(△は純損失)	994
減価償却費	271,099
固定資産除却費	3,000
長期前受金戻入	△ 23,300
賞与引当金の増減(△は減少)	8,948
貸倒引当金の増減(△は減少)	3,093
たな卸資産の増減(△は増加)	△ 193
受取利息	△ 100
支払利息	39,488
小計	303,029
利息の受取額	100
利息の支払額	△ 39,488
業務活動によるキャッシュ・フロー	263,641

投資活動によるキャッシュ・フロー

有形固定資産の取得による支出	△ 180,050
国庫補助金等による収入	19,350
投資活動によるキャッシュ・フロー	△ 160,700

財務活動によるキャッシュ・フロー

企業債による収入	138,800
企業債の償還による支出	△ 326,780
一般会計からの出資による収入	181,894
財務活動によるキャッシュ・フロー	△ 6,086

資金増減額	96,855
資金期首残高	1,413,115
資金期末残高	1,509,970

2. 公立南砺中央病院事業

業務活動によるキャッシュ・フロー

当年度純利益(△は純損失)	△ 17,644
減価償却費	159,874
固定資産除却費	7,598
過年度損益修正損	△ 1,335
長期前受金戻入	△ 21,854
賞与引当金の増減(△は減少)	4,942
受取利息	△ 20
支払利息	59,566
小計	191,127
利息の受取額	20
利息の支払額	△ 59,566
業務活動によるキャッシュ・フロー	131,581

投資活動によるキャッシュ・フロー

有形固定資産の取得による支出	△ 239,578
無形固定資産の取得による支出	△ 5,559
国庫補助金等による収入	37,746
投資活動によるキャッシュ・フロー	△ 207,391

財務活動によるキャッシュ・フロー	
企業債による収入	187,100
企業債の償還による支出	△ 311,279
その他の他会計借入金の返済による支出	△ 75,600
一般会計からの出資による収入	224,077
財務活動によるキャッシュ・フロー	<u>24,298</u>
資金増減額	△ 51,512
資金期首残高	671,923
資金期末残高	<u>620,411</u>
3. 病院統括事業	
業務活動によるキャッシュ・フロー	
当年度純利益(△は純損失)	△ 3,962
減価償却費	378
過年度損益修正損	△ 3,094
就学資金返還免除額	3,600
賞与引当金の増減(△は減少)	50
支払利息	33
小計	<u>△ 2,995</u>
利息の支払額	<u>△ 33</u>
業務活動によるキャッシュ・フロー	△ 3,028
投資活動によるキャッシュ・フロー	
修学資金貸付による支出	△ 11,400
修学資金貸付の償還による収入	2,930
投資活動によるキャッシュ・フロー	<u>△ 8,470</u>
財務活動によるキャッシュ・フロー	
企業債の償還による支出	△ 2,703
一般会計からの出資による収入	9,073
財務活動によるキャッシュ・フロー	<u>6,370</u>
資金増減額	△ 5,128
資金期首残高	45,038
資金期末残高	<u>39,910</u>

議案第27号

令和2年度南砺市水道事業会計補正予算（第3号）

（総則）

第1条 令和2年度南砺市水道事業会計補正予算（第3号）は、次に定めるところによる。

（収益的収入の補正）

第2条 令和2年度南砺市水道事業会計予算（以下「予算」という。）第3条に定めた収益的収入の予定額を次のとおり補正する。

収 入

（科 目）	（既決予定額）	（補正予定額）	（ 計 ）
第1款 水道事業収益	1,225,925 千円	△2,252 千円	1,223,673 千円
第2項 営業外収益	473,265 千円	△2,252 千円	471,013 千円

（資本的収入の補正）

第3条 予算第4条本文括弧書中「不足する額690,799千円」を「不足する額716,759千円」に改め、資本的収入の予定額を次のとおり補正する。

収 入

（科 目）	（既決予定額）	（補正予定額）	（ 計 ）
第1款 資本的収入	419,393 千円	△25,960 千円	393,433 千円
第1項 企 業 債	99,300 千円	△25,500 千円	73,800 千円
第5項 負 担 金	12,728 千円	△460 千円	12,268 千円

（企業債の補正）

第4条 予算第5条に定めた企業債の限度額を次のとおり補正する。

起債の目的	限 度 額		
	既決予定額	補正予定額	計
上水道建設改良事業	99,300 千円	△25,500 千円	73,800 千円

(他会計からの補助金の補正)

第5条 予算第9条本文書中「366,691千円」を「364,537千円」
に改める。

令和3年3月2日提出

南砺市長 田 中 幹 夫

令和2年度南砺市水道事業会計補正予算（第3号）実施計画明細書

収益的収入の補正

収入 (単位:千円)

款	項	目	既決予定額	補正予定額	計	備考
1 水道事業収益			1,225,925	△ 2,252	1,223,673	
	2 営業外収益		473,265	△ 2,252	471,013	
		5 その他営業外収益		361,009	△ 2,252	358,757

資本的収入の補正

収入 (単位:千円)

款	項	目	既決予定額	補正予定額	計	備考
1 資本的収入			419,393	△ 25,960	393,433	
	1 企業債		99,300	△ 25,500	73,800	
		1 企業債		99,300	△ 25,500	73,800
	5 負担金		12,728	△ 460	12,268	
		1 負担金		12,728	△ 460	12,268

令和2年度南砺市水道事業会計補正予算（第3号）予定キャッシュ・フロー計算書
 （令和2年4月1日から令和3年3月31日まで）

間接法

（単位：千円）

1. 業務活動によるキャッシュ・フロー	
当期純利益	△61,044
減価償却費	541,231
貸倒引当金の増減額(△は減少)	100
受取利息及び受取配当	△356
支払利息	51,325
未収金の増減額(△は増加)	△1,871
未払金の増減額(△は減少)	690
たな卸資産の増減額(△は増加)	△42
引当金の増減額	1,827
長期前受補助金等戻入額	△110,900
固定資産除却費	17,805
小計	438,765
利息及び配当金の受取額	356
利息の支払額	△51,325
計	<u>387,796</u>
2. 投資活動によるキャッシュ・フロー	
有形固定資産の取得による支出	△496,150
他会計貸付金による支出	△300,000
補助金による収入	124,917
新規加入金による収入	10,650
負担金による収入	12,268
未収金の増減額(△は増加)	0
未払金の増減額(△は減少)	44,631
計	<u>△ 603,684</u>
3. 財務活動によるキャッシュ・フロー	
建設改良等の財源に充てるための企業債による収入	73,800
建設改良等の財源に充てるための企業債の償還による支出	△266,468
他会計からの出資による収入	170,733
計	<u>△ 21,935</u>
現金及び現金同等物の増減額	△237,823
現金及び現金同等物の期首残高	2,082,147
現金及び現金同等物の期末残高	<u><u>1,844,324</u></u>

議案第28号

令和2年度南砺市下水道事業会計補正予算（第3号）

（総則）

第1条 令和2年度南砺市下水道事業会計補正予算（第3号）は、次に定めるところによる。

（業務の予定量の補正）

第2条 令和2年度南砺市下水道事業会計予算（以下「予算」という。）第2条に定めた業務の予定量の一部を次のとおり補正する。

（区分）	（既決予定量）	（補正予定量）	（計）
下水道事業（公共下水道事業及び特定環境保全公共下水道事業）			
（4）建設改良事業	233,753千円	△15,000千円	218,753千円
農業集落排水事業			
（4）建設改良事業	59,022千円	△7,500千円	51,522千円
林業集落排水事業			
（4）建設改良事業	1,698千円	△500千円	1,198千円
個別合併浄化槽設置事業			
（4）建設改良事業	3,000千円	△3,000千円	0千円

（収益的収入及び支出の補正）

第3条 予算第3条に定めた収益的収入及び支出の予定額を次のとおり補正する。

収 入

（科目）	（既決予定額）	（補正予定額）	（計）
第1款 下水道事業収益	2,449,644千円	16,190千円	2,465,834千円
第1項 営業収益	844,080千円	16,190千円	860,270千円
収入合計	2,950,760千円	16,190千円	2,966,950千円

支 出

（科目）	（既決予定額）	（補正予定額）	（計）
第1款 下水道事業費用	2,204,809千円	△6,044千円	2,198,765千円
第2項 営業外費用	352,754千円	△6,044千円	346,710千円
第2款 農業集落排水事業費用	565,709千円	△1,135千円	564,574千円
第2項 営業外費用	58,931千円	△1,135千円	57,796千円
第3款 林業集落排水事業費用	21,134千円	1千円	21,135千円
第2項 営業外費用	1,115千円	1千円	1,116千円
支出合計	2,824,442千円	△7,178千円	2,817,264千円

(資本的収入及び支出の補正)

第4条 予算第4条本文括弧書中「不足する額1,537,786千円」を「不足する額1,528,032千円」に改め、資本的収入及び支出の予定額を次のとおり補正する。

収 入		(既決予定額)	(補正予定額)	(計)
第1款	下水道事業 資本的収入	737,483千円	△5,100千円	732,383千円
第1項	企業債	404,200千円	△20,000千円	384,200千円
第2項	負担金及び分担金	8,417千円	15,900千円	24,317千円
第6項	その他資本的収入	1,000千円	△1,000千円	0千円
第2款	農業集落排水事業 資本的収入	121,047千円	△6,400千円	114,647千円
第1項	企業債	81,900千円	△7,300千円	74,600千円
第2項	負担金及び分担金	1,506千円	900千円	2,406千円
第3款	林業集落排水事業 資本的収入	1,500千円	△400千円	1,100千円
第1項	企業債	1,500千円	△400千円	1,100千円
第4款	個別合併浄化槽設置 事業資本的収入	4,351千円	△2,700千円	1,651千円
第1項	企業債	2,700千円	△2,700千円	0千円
収入合計		864,381千円	△14,600千円	849,781千円
支 出		(既決予定額)	(補正予定額)	(計)
第1款	下水道事業 資本的支出	1,992,852千円	△13,354千円	1,979,498千円
第1項	建設改良費	233,753千円	△15,000千円	218,753千円
第2項	流域下水道 建設負担金	79,449千円	1,646千円	81,095千円
第2款	農業集落排水事業 資本的支出	381,291千円	△7,500千円	373,791千円
第1項	建設改良費	59,022千円	△7,500千円	51,522千円
第3款	林業集落排水事業 資本的支出	5,494千円	△500千円	4,994千円
第1項	建設改良費	1,698千円	△500千円	1,198千円
第4款	個別合併浄化槽設置 事業資本的支出	8,530千円	△3,000千円	5,530千円
第1項	建設改良費	3,000千円	△3,000千円	0千円
支出合計		2,402,167千円	△24,354千円	2,377,813千円

(企業債の補正)

第5条 予算第5条に定めた企業債の限度額を次のとおり補正する。

起債の目的	限度額		
	既決予定額	補正予定額	計
公共下水道事業	56,100千円	△ 12,400千円	43,700千円
特定環境保全公共下水道事業	102,000千円	△ 9,300千円	92,700千円
流域下水道事業	79,300千円	1,700千円	81,000千円
農業集落排水事業	48,700千円	△ 7,300千円	41,400千円
林業集落排水事業	1,500千円	△ 400千円	1,100千円
個別合併浄化槽設置事業	2,700千円	△ 2,700千円	千円
資本費平準化債	200,000千円		200,000千円
計	490,300千円	△ 30,400千円	459,900千円

令和3年3月2日提出

南砺市長 田 中 幹 夫

令和2年度南砺市下水道事業会計補正予算（第3号）実施計画明細書

収益的收入及び支出

(単位：千円)

収 入	款	項	目	既決予定額	補正予定額	計	備 考
1	下 水 道 事 業 収 益			2,449,644	16,190	2,465,834	
		1	営 業 収 益	844,080	16,190	860,270	
		4	そ の 他 営 業 収 益	1,916	16,190	18,106	流域下水道維持管理負担金返還金

(単位：千円)

支 出	款	項	目	既決予定額	補正予定額	計	備 考
1	下 水 道 事 業 費 用			2,204,809	△ 6,044	2,198,765	
		2	営 業 外 費 用	352,754	△ 6,044	346,710	
		1	支 払 利 息 及 び 企 業 債 取 扱 諸 費	311,753	△ 6,044	305,709	企業債利息
2	農 業 集 落 排 水 事 業 費 用			565,709	△ 1,135	564,574	
		2	営 業 外 費 用	58,931	△ 1,135	57,796	
		1	支 払 利 息 及 び 企 業 債 取 扱 諸 費	53,930	△ 1,135	52,795	企業債利息
3	林 業 集 落 排 水 事 業 費 用			21,314	1	21,315	
		2	営 業 外 費 用	1,115	1	1,116	
		1	支 払 利 息 及 び 企 業 債 取 扱 諸 費	814	1	815	企業債利息

資本的收入及び支出

収 入

(単位：千円)

款	項	目	既決予定額	補正予定額	計	備 考
1 下水道事業 資本的收入			737,483	△ 5,100	732,383	
	1 企業債		404,200	△ 20,000	384,200	
		1 企業債	404,200	△ 20,000	384,200	起債事業 公共下水道 △12,400 特定環境保全公共下水道 △9,300 流域下水道 1,700
	2 負担金及び 分担金		8,417	15,900	24,317	
		1 受益者負担金及 び分担金	8,417	15,900	24,317	
	6 その他 資本的收入		1,000	△ 1,000	0	
		1 貸付金返還金	1,000	△ 1,000	0	水洗化改造資金貸付金返還金
2 農業集落排水事業 資本的收入			121,047	△ 6,400	114,647	
	1 企業債		81,900	△ 7,300	74,600	
		1 企業債	81,900	△ 7,300	74,600	起債事業
	2 負担金及び 分担金		1,506	900	2,406	
	1 受益者負担金及 び分担金	1,506	900	2,406		
3 林業集落排水事業 資本的收入			1,500	△ 400	1,100	
	1 企業債		1,500	△ 400	1,100	
		1 企業債	1,500	△ 400	1,100	起債事業
4 個別合併浄化槽設置 事業資本的收入			4,351	△ 2,700	1,651	
	1 企業債		2,700	△ 2,700	0	
		1 企業債	2,700	△ 2,700	0	起債事業

支 出

(単位：千円)

款	項	目	既決予定額	補正予定額	計	備 考
1 下水道事業 資本的支出			1,992,852	△ 13,354	1,979,498	
	1 建設改良費		233,753	△ 15,000	218,753	
		1 管渠整備費	208,576	△ 15,000	193,576	委託料 △800 工事請負費 △13,000 補償費 △1,200
	2 流域下水道 建設負担金		79,449	1,646	81,095	
		1 流域下水道 建設負担金	79,449	1,646	81,095	
2 農業集落排水事業 資本的支出			381,291	△ 7,500	373,791	
	1 建設改良費		59,022	△ 7,500	51,522	
		1 管渠整備費	26,660	△ 7,500	19,160	委託料 △500 工事請負費 △7,000
3 林業集落排水事業 資本的支出			5,494	△ 500	4,994	
	1 建設改良費		1,698	△ 500	1,198	
		1 管渠整備費	500	△ 500	0	工事請負費
4 個別合併浄化槽設置 事業資本的支出			8,530	△ 3,000	5,530	
	1 建設改良費		3,000	△ 3,000	0	
		3 個別合併浄化槽 整備費	3,000	△ 3,000	0	工事請負費

令和2年度南砺市下水道事業会計補正予算（第3号）予定キャッシュ・フロー計算書
 （令和2年4月1日から令和3年3月31日まで）

間接法

（単位：千円）

1. 業務活動によるキャッシュ・フロー	
当期純利益	155,198
減価償却費	1,677,795
貸倒引当金の増減額(△は減少)	285
受取利息及び受取配当	△2
支払利息	361,160
未収金の増減額(△は増額)	1,801
未払金の増減額(△は減少)	△69,795
たな卸資産の増減額(△は増額)	0
引当金の増減額	1,414
長期前受補助金等戻入額	△499,073
固定資産除却費	13,002
小計	1,641,785
利息及び配当金の受取額	2
利息の支払額	△361,160
計	1,280,627
2. 投資活動によるキャッシュ・フロー	
有形固定資産の取得による支出	△245,419
無形固定資産の取得による支出	△73,872
国庫補助金による収入	66,000
受益者負担金及び分担金による収入	26,801
工事負担金による収入	5,501
未収金の増減額(△は増額)	219
未払金の増減額(△は減少)	0
計	△220,770
3. 財務活動によるキャッシュ・フロー	
建設改良等の財源に充てるための企業債による収入	259,900
建設改良等の財源に充てるための企業債の償還による支出	△1,807,199
その他の企業債による収入	200,000
その他の企業債の償還による支出	△201,744
その他の他会計借入金による収入	300,000
短期貸付金による支出	△1,000
短期貸付返還による収入	0
他会計からの出資による収入	291,577
計	△958,466
現金及び現金同等物の増減額	101,391
現金及び現金同等物の期首残高	328,091
現金及び現金同等物の期末残高	429,482

議案第29号

南砺市福光里山レクリエーション農園条例の全部改正について

南砺市福光里山レクリエーション農園条例を別紙のとおり定める。

令和3年3月2日提出

南砺市長 田 中 幹 夫

南砺市条例第 号

南砺市福光里山レクリエーション農園条例

南砺市福光里山レクリエーション農園条例（平成16年南砺市条例第175号）の全部を改正する。

（設置）

第1条 農山村の自然環境保全及び活用並びに地域の特性に即した観光農林漁業の推進により、農林漁業家の就業機会の増大及び経済の安定向上を図るとともに、都市生活者等に対し、農林漁業に親しみ、これらに対する理解を深める機会を設けるため、レクリエーション農園を設置する。

（名称及び位置）

第2条 レクリエーション農園の名称及び位置は、次のとおりとする。

- （1）名称 南砺市福光里山レクリエーション農園
- （2）位置 南砺市才川七、土生横道地内

（使用の許可）

第3条 南砺市福光里山レクリエーション農園（以下「農園」という。）を使用しようとする者は、あらかじめ市長の許可を受けなければならない。許可に係る事項を変更しようとするときも、同様とする。

- 2 農園の使用の許可は、適否の審査の上、抽選により決定する。この場合において、許可の上限は2年とする。
- 3 市長は、使用の許可に際して、管理上必要な条件を付することができる。

（使用の制限）

第4条 市長は、次の各号のいずれかに該当するときは、使用を許可しないものとする。

- （1）公の秩序又は善良な風俗を乱すおそれがあると認めるとき。
- （2）農園の施設又は附属設備を損傷するおそれがあると認めるとき。
- （3）農園の設置目的に反し、管理運営上不相当であると認めるとき。
- （4）前3号に掲げるもののほか、農園の管理上特に支障があると認めるとき。

（使用権の譲渡等の禁止）

第5条 使用の許可を受けた者（以下「使用者」という。）は、使用目的以外のこと

に使用し、又は使用権を他人に譲渡し、若しくは転貸してはならない。

(特別の設備等の許可)

第6条 使用者は、特別の設備をし、施設に変更を加え、又は備付け以外の器具を持ち込み使用しようとするときは、あらかじめ市長の許可を受けなければならない。

(使用許可の変更及び取消し)

第7条 農園の使用に際し、次の各号のいずれかに該当するときは、市長は、使用の許可の条件を変更し、若しくは使用を停止し、又は使用の許可を取り消すことができる。この場合において、使用者に損害を生じても市は、その責めを負わない。

(1) この条例又はこの条例に基づく規則の規定に違反したとき。

(2) 許可の条件に違反したとき。

(3) 虚偽の申請により使用の許可を受けたとき。

(4) 前3号に掲げるもののほか、市長が管理上特に支障があると認めるとき。

(使用料)

第8条 使用者は、市長に使用料を納めなければならない。

2 使用料は、年間2,090円(2区画分)とする。

(使用料の減免)

第9条 市長は、特に必要があると認めるときは、使用料を減額し、又は免除することができる。

(使用料の不還付)

第10条 既に納付した使用料は、還付しない。ただし、次の各号のいずれかに該当するときは、使用料の全部又は一部を還付することができる。

(1) 使用者の責めによらない理由で使用できなくなったとき。

(2) 使用者が規則に定める期間内に使用の取消しを申し出た場合において、市長が相当の事由があると認めるとき。

(原状回復)

第11条 使用者は、農園の使用が終わったときは、直ちに整理及び清掃をし、一切を原状に回復して市長の点検を受けなければならない。

2 前項の原状回復は、使用者が第7条の規定により使用の許可を取り消されたときも同様とする。

(損害賠償)

第12条 使用者は、施設、設備等を損傷し、又は滅失したときは、これによって生じた損害を賠償しなければならない。ただし、市長が特別の理由があると認める

ときは、その額を減額し、又は免除することができる。

(委任)

第13条 この条例の施行に関し必要な事項は、規則で定める。

附 則

(施行期日)

1 この条例は、令和3年4月1日から施行する。

(経過措置)

2 この条例の施行の日の前日までに、この条例による改正前の南砺市福光里山レクリエーション農園条例の規定によりなされた処分、手続その他の行為は、この条例の相当規定によりなされたものとみなす。

議案第30号

南砺市つくばね森林公園条例の全部改正について

南砺市つくばね森林公園条例を別紙のとおり定める。

令和3年3月2日提出

南砺市長 田 中 幹 夫

南砺市条例第 号

南砺市つくばね森林公園条例

南砺市つくばね森林公園条例（平成16年南砺市条例第185号）の全部を改正する。

（設置）

第1条 林業振興並びに森林の持つ公益的機能の向上及び理解を深めるため森林総合利用の拠点として、つくばね森林公園を設置する。

（名称及び位置）

第2条 つくばね森林公園の名称及び位置は、次のとおりとする。

（1）名称 南砺市つくばね森林公園

（2）位置 南砺市林道字原山12番地、10番地1、北野蓑谷入会蓑谷山49番地44及び49番地45

（使用の許可）

第3条 南砺市つくばね森林公園（以下「森林公園」という。）を使用しようとする者は、あらかじめ市長の許可を受けなければならない。許可に係る事項を変更しようとするときも、同様とする。

2 市長は、使用の許可に際して、管理上必要な条件を付することができる。

（使用の制限）

第4条 市長は、次の各号のいずれかに該当するときは、使用を許可しないものとする。

（1）公の秩序又は善良な風俗を乱すおそれがあると認めるとき。

（2）森林公園の施設又は附属設備を損傷するおそれがあると認めるとき。

（3）森林公園の施設の設置目的に反し、管理運営上不適当であると認めるとき。

（4）前3号に掲げるもののほか、森林公園の管理上特に支障があると認めるとき。

（使用権の譲渡等の禁止）

第5条 使用の許可を受けた者（以下「使用者」という。）は、使用目的以外のことに使用し、又は使用権を他人に譲渡し、若しくは転貸してはならない。

(使用許可の変更及び取消し)

第6条 森林公園の使用に際し、次の各号のいずれかに該当するときは、市長は、使用の許可の条件を変更し、若しくは使用を停止し、又は使用の許可を取り消すことができる。この場合において、使用者に損害を生じてても市は、その責めを負わない。

(1) この条例又はこの条例に基づく規則の規定に違反したとき。

(2) 許可の条件に違反したとき。

(3) 虚偽の申請により使用の許可を受けたとき。

(4) 前3号に掲げるもののほか、市長が管理上特に支障があると認めるとき。

(使用料)

第7条 使用者は、別表第1及び別表第2に定める額の使用料を納めなければならない。

(使用料の減免)

第8条 市長は、特に必要があると認めるときは、使用料を減額し、又は免除することができる。

(使用料の不還付)

第9条 既に納付した使用料は、還付しない。ただし、次の各号のいずれかに該当するときは、使用料の全部又は一部を還付することができる。

(1) 使用者の責めによらない理由で使用できなくなったとき。

(2) 使用者が規則に定める期間内に使用の取消しを申し出た場合において、市長が相当の事由があると認めるとき。

(原状回復)

第10条 使用者は、森林公園の使用が終わったときは、直ちに整理及び清掃をし、一切を原状に回復して市長の点検を受けなければならない。

2 前項の原状回復は、使用者が第6条の規定により使用の許可を取り消されたときも同様とする。

(損害賠償)

第11条 使用者は、施設、設備等を損傷し、又は滅失したときは、これによって生じた損害を賠償しなければならない。ただし、市長が特別の理由があると認めるときは、その額を減額し、又は免除することができる。

(委任)

第12条 この条例の施行に関し必要な事項は、規則で定める。

附 則

(施行期日)

1 この条例は、令和3年4月1日から施行する。

(経過措置)

2 この条例の施行の日の前日までに、この条例による改正前の南砺市つくばね森林公園条例の規定によりなされた処分、手続その他の行為は、この条例の相当規定によりなされたものとする。

別表第1 (第7条関係)

施設名	単位	使用料	摘要
キャンプ場	1日	1人 520円	・1日とは、午前10時から翌日の午前10時まで使用することをいう。 ・午前10時から午後4時まで使用の場合は、半額とする。 ・1団体当たりとする。
テント	1日	1張 1,040円	
毛布	1日	1人 210円	
薪	1束	310円	
薪(キャンプファイヤー用)	1式	4,190円	
バンガロー1棟	1日	6,280円	
ログハウス1棟			
基本料	1日	10,470円	
プラス1人当たり	1日	1人 520円	
電話	1分間	100円	
ランプ	1日	210円	
パラグライダー基地	1年間	1,040円	

備考 使用者が別表第2の使用者区分のいずれかに該当するときは、同表に規定する割増率を乗じて得た額を使用料とする。

別表第2 (第7条関係)

使用者区分	割増率
直接営利を目的としたもの(市内在住者)	200%
直接営利を目的としたもの(市外在住者)	400%

議案第31号

南砺市の職員のサービスの宣誓に関する条例の一部改正について

南砺市の職員のサービスの宣誓に関する条例の一部を改正する条例を別紙のとおり定める。

令和3年3月2日提出

南砺市長 田 中 幹 夫

南砺市条例第 号

南砺市の職員のサービスの宣誓に関する条例の一部を改正する条例

南砺市の職員のサービスの宣誓に関する条例（平成16年南砺市条例第33号）の一部を次のように改正する。

第2条第1項中「任命権者又は任命権者の定める上級の公務員の面前において、別記様式による宣誓書に署名」を「別記様式による宣誓書を任命権者に提出」に改める。

附 則

この条例は、令和3年4月1日から施行する。

議案第 3 2 号

南砺市一般職員の特殊勤務手当に関する条例の一部改正について

南砺市一般職員の特殊勤務手当に関する条例の一部を改正する条例を別紙のとおり定める。

令和 3 年 3 月 2 日提出

南砺市長 田 中 幹 夫

南砺市条例第 号

南砺市一般職員の特殊勤務手当に関する条例の一部を改正する条例

(南砺市一般職員の特殊勤務手当に関する条例の一部改正)

第1条 南砺市一般職員の特殊勤務手当に関する条例(平成16年南砺市条例第48号)の一部を次のように改正する。

第5条を次のように改める。

(防疫等作業に従事する職員の特殊勤務手当)

第5条 防疫等作業に従事する職員の特殊勤務手当は、感染症等が発生し、又は発生するおそれがある場合における感染症(規則で定めるものに限る。以下この条において同じ。)の患者若しくは感染症にかかっている疑いのある患者の救護作業、感染症の病原体の付着した物件若しくは付着の疑いのある物件の処理作業又は家畜伝染病(規則で定めるものに限る。以下この条において同じ。)にかかっている家畜若しくは家畜伝染病にかかっている疑いのある家畜に対する防疫作業に従事した職員に支給する。

附則第3項前段中「新型コロナウイルス感染症を指定感染症として定める等の政令(令和2年政令第11号)第1条に規定するものをいう。」を「病原体がベータコロナウイルス属のコロナウイルス(令和2年1月に、中華人民共和国から世界保健機関に対して、人に伝染する能力を有することが新たに報告されたものに限る。)であるものに限る。」に改める。

別表中

「

防疫等作業に従事する職員の 特殊勤務手当	1日 290円
-------------------------	---------

」を

「

防疫等作業に従事する職員の 特殊勤務手当	1日1,100円の範囲内で規則で定める 額
-------------------------	--------------------------

」に

改める。

第2条 南砺市一般職員の特殊勤務手当に関する条例の一部を次のように改正する。

第5条中「防疫作業」の次に「その他これに準ずる防疫作業で規則で定めるもの」

を加える。

附 則

(施行期日等)

- 1 この条例中第1条の規定は公布の日から、第2条の規定は令和3年4月1日から施行する。
- 2 第1条の規定による改正後の南砺市一般職員の特殊勤務手当に関する条例第5条及び別表の規定は、この条例の公布の日前に第5条に規定する家畜伝染病が発生した場合においては、最初に当該家畜伝染病が発生した日から適用する。

議案第 33 号

南砺市地域経済牽引事業の促進による地域の成長発展の基盤強化に関する
法律の施行に伴う固定資産税の課税免除に関する条例の一部改正について

南砺市地域経済牽引事業の促進による地域の成長発展の基盤強化に関する法律の
施行に伴う固定資産税の課税免除に関する条例の一部を改正する条例を別紙のとおり
定める。

令和 3 年 3 月 2 日提出

南砺市長 田 中 幹 夫

南砺市条例第 号

南砺市地域経済牽引事業の促進による地域の成長発展の基盤強化に関する
法律の施行に伴う固定資産税の課税免除に関する条例の一部を改正する条例

南砺市地域経済牽引事業の促進による地域の成長発展の基盤強化に関する法律の
施行に伴う固定資産税の課税免除に関する条例（平成19年南砺市条例第45号）の
一部を次のように改正する。

第2条中「地域経済牽引事業の促進による地域の成長発展の基盤強化に関する法
律第25条の地方公共団体等を定める省令」を「地域経済牽引事業の促進による地域
の成長発展の基盤強化に関する法律第26条の地方公共団体等を定める省令」に、
「第24条」を「第25条」に改める。

附 則

この条例は、公布の日から施行する。

議案第34号

南砺市体育施設条例の一部改正について

南砺市体育施設条例の一部を改正する条例を別紙のとおり定める。

令和3年3月2日提出

南砺市長 田 中 幹 夫

南砺市条例第 号

南砺市体育施設条例の一部を改正する条例

南砺市体育施設条例（平成16年南砺市条例第103号）の一部を次のように改正する。

第3条第2項中第5号を第7号とし、第4号を第6号とし、同号の前に次の1号を加える。

（5）南砺市福光里山テニスコート

第3条第2項中第3号を第4号とし、第2号を第3号とし、第1号の次に次の1号を加える。

（2）南砺市福光里山体育館

附 則

（施行期日）

1 この条例は、令和3年4月1日から施行する。

（経過措置）

2 この条例の施行前にこの条例による改正前の南砺市体育施設条例第8条第1項の規定によりした許可又は同項の規定によりされた許可の申請は、この条例による改正後の南砺市体育施設条例第8条第1項の規定によりした許可又は同項の規定によりされた許可の申請とみなす。

議案第 35 号

南砺市重度心身障害者等医療費助成条例の一部改正について

南砺市重度心身障害者等医療費助成条例の一部を改正する条例を別紙のとおり定める。

令和 3 年 3 月 2 日提出

南砺市長 田 中 幹 夫

南砺市条例第 号

南砺市重度心身障害者等医療費助成条例の一部を改正する条例

南砺市重度心身障害者等医療費助成条例（平成16年南砺市条例第145号）の一部を次のように改正する。

第2条第2項ただし書を次のように改める。

ただし、生活保護法（昭和25年法律第144号）の規定による保護を受けている者及び規則の定めるところにより算定した合計所得金額（地方税法（昭和25年法律第226号）第292条第1項第13号に定める合計所得金額をいう。ただし、当該合計所得金額に所得税法（昭和40年法律第33号）第28条第1項に規定する給与所得又は同法第35条第3項に規定する公的年金等に係る所得が含まれている場合にあつては、同法第28条第2項の規定により計算した金額及び同法第35条第2項第1号の規定により計算した金額の合計額から10万円を控除して得た金額（当該金額が0を下回る場合には、0とする。）とする。）の世帯合計額が1,000万円以上の世帯に属する者を除く。

附 則

この条例は、令和3年4月1日から施行し、改正後の第2条第2項の規定は、令和2年以後の年の所得の額の算定について適用する。

議案第 36 号

南砺市国民健康保険条例の一部改正について

南砺市国民健康保険条例の一部を改正する条例を別紙のとおり定める。

令和 3 年 3 月 2 日提出

南砺市長 田 中 幹 夫

南砺市条例第 号

南砺市国民健康保険条例の一部を改正する条例

南砺市国民健康保険条例（平成16年南砺市条例第148号）の一部を次のように改正する。

附則第4項中「新型インフルエンザ等対策特別措置法（平成24年法律第31号）附則第1条の2第1項に規定する新型コロナウイルス感染症」を「新型コロナウイルス感染症（病原体がベータコロナウイルス属のコロナウイルス（令和2年1月に、中華人民共和国から世界保健機関に対して、人に伝染する能力を有することが新たに報告されたものに限る。）である感染症をいう。以下同じ。）」に改める。

附 則

この条例は、公布の日から施行する。

議案第 37 号

南砺市国民健康保険税条例の一部改正について

南砺市国民健康保険税条例の一部を改正する条例を別紙のとおり定める。

令和 3 年 3 月 2 日提出

南砺市長 田 中 幹 夫

南砺市条例第 号

南砺市国民健康保険税条例の一部を改正する条例

南砺市国民健康保険税条例（平成17年南砺市条例第6号）の一部を次のように改正する。

第23条第1号中「33万円」を「43万円（納税義務者並びにその世帯に属する国民健康保険の被保険者及び特定同一世帯所属者のうち給与所得を有する者（前年中に法第703条の5に規定する総所得金額に係る所得税法（昭和40年法律第33号）第28条第1項に規定する給与所得について同条第3項に規定する給与所得控除額の控除を受けた者（同条第1項に規定する給与等の収入金額が55万円を超える者に限る。）をいう。以下この号において同じ。）の数及び公的年金等に係る所得を有する者（前年中に法第703条の5に規定する総所得金額に係る所得税法第35条第3項に規定する公的年金等に係る所得について同条第4項に規定する公的年金等控除額の控除を受けた者（年齢65歳未満の者にあつては当該公的年金等の収入金額が60万円を超える者に限り、年齢65歳以上の者にあつては当該公的年金等の収入金額が110万円を超える者に限る。）をいい、給与所得を有する者を除く。）の数の合計数（以下この条において「給与所得者等の数」という。）が2以上の場合にあつては、43万円に当該給与所得者等の数から1を減じた数に10万円を乗じて得た金額を加算した金額）」に改め、同条第2号及び第3号中「33万円」を「43万円（納税義務者並びにその世帯に属する国民健康保険の被保険者及び特定同一世帯所属者のうち給与所得者等の数が2以上の場合にあつては、43万円に当該給与所得者等の数から1を減じた数に10万円を乗じて得た金額を加算した金額）」に改める。

附則第5項中「所得税法（昭和40年法律第33号）」を「所得税法」に改め、「同条中「法第703条の5に規定する総所得金額」の次に「及び山林所得金額」を加え、「、「法」を「「法」に、「とする。））」を「とする。）及び山林所得金額」と、「110万円」とあるのは「125万円」に改める。

附 則

（施行期日）

- 1 この条例は、令和3年4月1日から施行する。

（適用区分）

- 2 この条例による改正後の南砺市国民健康保険税条例の規定は、令和3年度以後の年度分の国民健康保険税について適用し、令和2年度分までの国民健康保険税については、なお従前の例による。

議案第 38 号

南砺市火入れに関する条例の一部改正について

南砺市火入れに関する条例の一部を改正する条例を別紙のとおり定める。

令和 3 年 3 月 2 日提出

南砺市長 田 中 幹 夫

南砺市条例第 号

南砺市火入れに関する条例の一部を改正する条例

南砺市火入れに関する条例（平成16年南砺市条例第184号）の一部を次のように改正する。

様式第1号中

「

申請者 住所

氏名

㊦

」を

「

申請者 住所

氏名

」に、

「

防 火 体 制	火入従事者	男 人、女 人、計 人
	防 火 帯	延長 メートル、幅員 メートル
	器 具	

」を

「

防 火 体 制	火入従事者	計 人
	防 火 帯	延長 メートル、幅員 メートル
	器 具	

」に

改める。

附 則

この条例は、公布の日から施行する。

議案第 39 号

南砺市井口カイニヨと椿の森公園条例の一部改正について

南砺市井口カイニヨと椿の森公園条例の一部を改正する条例を別紙のとおり定める。

令和 3 年 3 月 2 日提出

南砺市長 田 中 幹 夫

南砺市条例第 号

南砺市井口カイニヨと椿の森公園条例の一部を改正する条例

南砺市井口カイニヨと椿の森公園条例（平成26年南砺市条例第45号）の一部を次のように改正する。

第7条第1項中「午後9時」を「午後5時」に改め、同項ただし書を次のように改める。

ただし、指定管理者は、施設の予約状況に応じ、これを午後9時まで延長することができる。

第7条第2項中「前項に規定する」を「第1項の」に改め、同項を同条第3項とし、同条第1項の次に次の1項を加える。

2 指定管理者は、必要があると認めるときは、市長の承認を得て、前項の開館時間を変更することができる。

附 則

この条例は、令和3年4月1日から施行する。

議案第40号

南砺市都市公園条例の一部改正について

南砺市都市公園条例の一部を改正する条例を別紙のとおり定める。

令和3年3月2日提出

南砺市長 田 中 幹 夫

南砺市条例第 号

南砺市都市公園条例の一部を改正する条例

南砺市都市公園条例（平成16年南砺市条例第233号）の一部を次のように改正する。

第9条の2中「及びやかた一号公園」を「、やかた一号公園及び園芸植物園」に、「第9条」を「前条」に改める。

第9条の4の次に次の1条を加える。

（園芸植物園の開園、入園時間等）

第9条の5 園芸植物園の開園及び入園時間並びに休園日は、次の表に定めるとおりとする。ただし、指定管理者が必要と認めるときは、市長の承認を得て、これを変更することができる。

開園時間	入園時間	休園日
午前9時から午後5時まで	午前9時から午後4時30分まで	(1) 火曜日（その日が国民の祝日に関する法律（昭和23年法律第178号）に規定する休日に当たるときは、その翌日） (2) 12月29日から翌年の1月3日までの日

2 指定管理者は、市長が必要と認めるときは、前項に定める時間を臨時に変更しなければならない。

第13条第2項中「第1項」を削る。

別表第1中

「

大門川河川公園	南砺市井波2279番地1
---------	--------------

」を

「

大門川河川公園	南砺市井波2279番地1
井波南部農村公園	南砺市川原崎15番地
井波北部農村公園	南砺市岩屋159番地2
高瀬遺跡公園	南砺市高瀬736番地

」に、

「

安居緑地広場	南砺市安居 5 8 2 5 番地
--------	------------------

」を

「

安居緑地広場	南砺市安居 5 8 2 5 番地
福野高瀬農村公園	南砺市森清 3 1 4 9 番地
野尻農村公園	南砺市野尻 6 8 6 番地 1
布袋農村公園	南砺市布袋 5 0 番地 3
安居農村公園	南砺市安居 3 0 0 番地 2
年代農村公園	南砺市年代 6 5 番地 3
福野南部農村公園	南砺市広安 3 3 3 番地 1
園芸植物園	南砺市柴田屋 1 2 8 番地

」に

改める。

別表第 2 を次のように改める。

別表第 2（第 10 条関係）

都市公園名	有料公園施設名
閑乗寺公園	管理・多目的施設
	キャンプ場
園芸植物園	研修室

別表第 3 の 1 の表を次のように改める。

1 公園施設使用料

都市公園名	有料公園施設	区分	単位	金額	
閑乗寺公園	管理・多目的施設	研修室 休憩施設	1 室・施設につき半日	1, 100 円（暖房料は別に 550 円）	
			キャンプ場	第 1、第 2 キャンプ場	入場料（1 人） 1 区画（日帰り） 1 区画（1 泊） A C 電源（1 利用）
	園芸植物園	研修室	2 階研修室	2 時間	990 円（冷暖房料は別に利用料金の 30%）

別表第 3 の 2 の表を次のように改める。

2 公園施設を設置し、又は管理する場合(法第 5 条第 1 項関係)

区分	金額
公園施設を設置し、又は管理する場合	南砺市財産条例（平成 28 年南砺市条例第 49 号）第 6 条の規定により算定して得た額

別表第 3 中 3 の表を削り、4 の表を 3 の表とし、5 の表を 4 の表とし、備考を次のように改める。

備考

- 1 使用料の額の算出については、次の各号に定めるところによる。
 - (1) 算出の基礎とする期間については、使用料の額が年額で定めている許可に係る期間が1年未満である場合は月割とし、1箇月未満の端数が生じた場合は1箇月とする。
 - (2) 算出の基礎とする単位については、単位に満たない場合は、当該単位まで切り上げる。
- 2 園芸植物園の利用料金については、次の各号に定めるところによる。
 - (1) 利用者が商業宣伝、営業その他これに類する目的を持って利用する場合は、利用料金に次に掲げる割合を乗じて得た額を加算する。
 - ア 市内に事業所を有する業者の場合は、100分の50
 - イ 市内に事業所を有しない業者の場合は、100分の100
 - (2) 許可を受けた単位時間を超えて利用した場合は、1時間(1時間未満は、1時間とする。)につき利用料金に100分の50を乗じて得た額を加算する。
 - (3) 前2号で加算した額に1円未満の端数が生じたときは、これを切り捨てる。
 - (4) 利用時間を短縮した場合においても、利用料金は減額しない。

附 則

(施行期日)

- 1 この条例は、令和3年4月1日から施行する。
(経過措置)
- 2 この条例による改正後の南砺市都市公園条例の規定は、この条例の施行の日以後の使用等に係る使用料等について適用し、同日前の使用等に係る使用料等については、なお従前の例による。
(南砺市史跡公園条例等の廃止)
- 3 次に掲げる条例は、廃止する。
 - (1) 南砺市史跡公園条例(平成16年南砺市条例第110号)
 - (2) 南砺市園芸植物園条例(平成26年南砺市条例第44号)
 - (3) 南砺市安居緑地広場条例(平成16年南砺市条例第163号)
(南砺市史跡公園条例等の廃止に伴う経過措置)
- 4 この条例の施行前にこの条例による廃止前の南砺市史跡公園条例第4条、南砺市園芸植物園条例第9条第1項及び南砺市安居緑地広場条例第3条の規定によりし

た許可又は許可の申請は、この条例による改正後の南砺市都市公園条例第10条の規定によりした承認又は承認の申請とみなす。

- 5 この条例の施行の際現にこの条例による廃止前の南砺市園芸植物園条例の規定により利用の許可を受けている者の当該許可に係る利用料金の額については、この条例による改正後の南砺市都市公園条例第13条の規定にかかわらず、なお従前の例による。

(南砺市農村公園条例の一部改正)

- 6 南砺市農村公園条例(平成16年南砺市条例第168号)の一部を次のように改正する。

第2条の表中

「

南砺市井波南部農村公園	南砺市川原崎15番地
南砺市井波北部農村公園	南砺市岩屋159番地2
南砺市福野高瀬農村公園	南砺市森清3149番地
南砺市野尻農村公園	南砺市野尻686番地1
南砺市野尻緑地公園	南砺市野尻633番地1
南砺市布袋農村公園	南砺市布袋50番地3
南砺市安居農村公園	南砺市安居300番地2
南砺市年代農村公園	南砺市年代65番地3
南砺市福野南部農村公園	南砺市広安333番地1
南砺市石黒農村公園	南砺市川西385番地

」を

「

南砺市野尻緑地公園	南砺市野尻633番地1
南砺市石黒農村公園	南砺市川西385番地

」に

改める。

議案第41号

南砺市特定公共賃貸住宅条例の一部改正について

南砺市特定公共賃貸住宅条例の一部を改正する条例を別紙のとおり定める。

令和3年3月2日提出

南砺市長 田 中 幹 夫

南砺市条例第 号

南砺市特定公共賃貸住宅条例の一部を改正する条例

南砺市特定公共賃貸住宅条例（平成16年南砺市条例第246号）の一部を次のように改正する。

第11条第1項第1号中「2人」を削る。

附 則

この条例は、令和3年4月1日から施行する。

議案第42号

南砺市病院事業使用料及び手数料条例の一部改正について

南砺市病院事業使用料及び手数料条例の一部を改正する条例を別紙のとおり定める。

令和3年3月2日提出

南砺市長 田 中 幹 夫

南砺市条例第 号

南砺市病院事業使用料及び手数料条例の一部を改正する条例

南砺市病院事業使用料及び手数料条例（平成16年南砺市条例第254号）の一部を次のように改正する。

別表第1中

「

人間ドック	日帰り人間ドック	男性	1回	38,150円
		女性	1回	43,680円
	日帰り脳ドック		1回	34,130円
	1泊人間ドック	男性	1回	66,030円
		女性	1回	72,860円
	1泊人間・脳ドック	男性	1回	104,570円
		女性	1回	111,400円
	ミニドック		1回	22,120円

」を

「

人間ドック	日帰り人間ドック	男性	1回	38,120円
		女性	1回	43,670円
	日帰り脳ドック		1回	34,060円
	1泊人間ドック	男性	1回	66,080円
		女性	1回	72,900円
	1泊人間・脳ドック	男性	1回	104,190円
		女性	1回	111,010円
	ミニドック		1回	22,140円

」に

改める。

附 則

(施行期日)

- 1 この条例は、令和3年4月1日から施行する。

(経過措置)

- 2 この条例による改正後の別表第1の規定は、この条例の施行の日以後の利用又は交付に係る使用料又は手数料について適用し、同日前の利用又は交付に係る使用料又は手数料については、なお従前の例による。

議案第43号

南砺市国土強靱化地域計画の策定について

南砺市国土強靱化地域計画を別紙のとおり策定したいので、南砺市議会基本条例（平成25年南砺市条例第43号）第8条の規定により議会の議決を求める。

令和3年3月2日提出

南砺市長 田 中 幹 夫

南砺市国土強靱化地域計画議決事項

1 基本方針

「災害に強く持続可能な協働の地域づくりといつまでも元気であり続ける強靱な南砺市」をつくりあげていくため、南砺市総合計画などと整合を図りながら、各分野別計画の指針として策定し、次を基本方針とする。

(1) 取組姿勢

①南砺市の強靱性を損なう本質的原因をあらゆる側面から検証したうえで取り組む。

②時間管理概念を持ちつつ、SDGs や長期的な視野を持って計画的に取り組む。

(2) 適切な施策の組み合わせ

③災害リスクや地域の状況等に応じて、ハード対策とソフト対策を適切に組み合わせ、効果的に施策を推進する。

④「自助」、「共助」及び「公助」を適切に組み合わせ、官（国、県、市町村）と民（住民、民間事業者等）が適切に連携及び役割分担して取り組む。

⑤非常時に防災・減災等の効果を発揮するのみならず、地域包括医療ケアシステムなどが平時にも有効に活用される対策となるよう工夫する。

(3) 効率的な施策の推進

⑥施策の重点化や既存の社会資本を有効活用すること等により、費用を縮減しつつ効率的に施策を推進する。

(4) 地域の特性に応じた施策の推進

⑦人のつながりやコミュニティ機能の向上を図るとともに、各地域の小規模多機能自治において強靱化を推進する担い手が適切に活動できる環境整備に努める。

⑧女性、高齢者、子ども、障がい者、観光客、外国人等に対し、全世代型共生社会の理念に十分配慮して、各種施策を講じる。

⑨地域の特性に応じて、環境との調和及び景観の維持に配慮するとともに、自然環境の有する多様な機能を活用するなどし、自然との共生を図る。

2 基本目標

(1) 人命の保護が最大限図られること

(2) 市及び社会の重要な機能が致命的な障害を受けず維持される

(3) 市民の財産及び公共施設に係る被害の最小化

(4) 迅速な復旧復興

3 計画期間

令和3（2021）年度から概ね5年間とする。

議案第44号

過疎地域自立促進計画の変更について

過疎地域自立促進計画を別紙のとおり変更したいので、過疎地域自立促進特別措置法（平成12年法律第15号）第6条第7項の規定において準用する同条第1項の規定により議会の議決を求める。

令和3年3月2日提出

南砺市長 田 中 幹 夫

(別紙)

過疎地域自立促進市町村計画（変更）

自立促進施策区分	変 更 前	変 更 後（頁、行）	備 考																																										
2. 交通通信体系の整備、情報化及び地域間交流の促進	<p>(3) 計画 事業計画（平成28年度～令和2年度）</p> <table border="1" data-bbox="497 438 1151 893"> <thead> <tr> <th>事業名 (施設名)</th> <th>事業内容</th> <th>事業主体</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>(1) 市町村道</td> <td></td> <td></td> </tr> <tr> <td>道路</td> <td>(略)</td> <td>(略)</td> </tr> <tr> <td></td> <td>市道野田上原線改良 L=390m W=11.0m</td> <td>南砺市</td> </tr> <tr> <td></td> <td>(略)</td> <td>(略)</td> </tr> <tr> <td></td> <td>市道前田安居線改良 L=500m W=8.5m</td> <td>南砺市</td> </tr> <tr> <td></td> <td>(略)</td> <td>(略)</td> </tr> </tbody> </table>	事業名 (施設名)	事業内容	事業主体	(1) 市町村道			道路	(略)	(略)		市道野田上原線改良 L=390m W=11.0m	南砺市		(略)	(略)		市道前田安居線改良 L=500m W=8.5m	南砺市		(略)	(略)	<p>24頁、29行</p> <p>(3) 計画 事業計画（平成28年度～令和2年度）</p> <table border="1" data-bbox="1229 438 1883 893"> <thead> <tr> <th>事業名 (施設名)</th> <th>事業内容</th> <th>事業主体</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>(1) 市町村道</td> <td></td> <td></td> </tr> <tr> <td>道路</td> <td>(略)</td> <td>(略)</td> </tr> <tr> <td></td> <td>削除</td> <td>削除</td> </tr> <tr> <td></td> <td>(略)</td> <td>(略)</td> </tr> <tr> <td></td> <td>削除</td> <td>削除</td> </tr> <tr> <td></td> <td>(略)</td> <td>(略)</td> </tr> </tbody> </table>	事業名 (施設名)	事業内容	事業主体	(1) 市町村道			道路	(略)	(略)		削除	削除		(略)	(略)		削除	削除		(略)	(略)	<p>事業の中止</p> <p>同上</p>
事業名 (施設名)	事業内容	事業主体																																											
(1) 市町村道																																													
道路	(略)	(略)																																											
	市道野田上原線改良 L=390m W=11.0m	南砺市																																											
	(略)	(略)																																											
	市道前田安居線改良 L=500m W=8.5m	南砺市																																											
	(略)	(略)																																											
事業名 (施設名)	事業内容	事業主体																																											
(1) 市町村道																																													
道路	(略)	(略)																																											
	削除	削除																																											
	(略)	(略)																																											
	削除	削除																																											
	(略)	(略)																																											

(別紙)

過疎地域自立促進市町村計画 (変更)

自立促進施策区分	変更前	変更後 (頁、行)	備考																																																																								
	<table border="1"> <thead> <tr> <th data-bbox="497 379 734 443">事業名 (施設名)</th> <th data-bbox="734 379 1019 443">事業内容</th> <th data-bbox="1019 379 1153 443">事業主体</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td data-bbox="497 451 734 499">(3) 林道</td> <td data-bbox="734 451 1019 499">(略)</td> <td data-bbox="1019 451 1153 499">(略)</td> </tr> <tr> <td></td> <td data-bbox="734 499 1019 563">尾洞山線開設 L=485m W=4.0m</td> <td data-bbox="1019 499 1153 563">南砺市</td> </tr> <tr> <td></td> <td data-bbox="734 563 1019 611">(略)</td> <td data-bbox="1019 563 1153 611">(略)</td> </tr> <tr> <td></td> <td data-bbox="734 611 1019 675">高草嶺線開設 L=370m W=3.0m</td> <td data-bbox="1019 611 1153 675">南砺市</td> </tr> <tr> <td></td> <td data-bbox="734 675 1019 722">(略)</td> <td data-bbox="1019 675 1153 722">(略)</td> </tr> <tr> <td></td> <td data-bbox="734 722 1019 786">樋瀬戸線舗装 L=960m W=3.0m</td> <td data-bbox="1019 722 1153 786">南砺市</td> </tr> <tr> <td></td> <td data-bbox="734 786 1019 850">高清水線改良 L=72m W=4.0m</td> <td data-bbox="1019 786 1153 850">南砺市</td> </tr> <tr> <td></td> <td data-bbox="734 850 1019 914">奥孫線改良 L=104m W=3.0m</td> <td data-bbox="1019 850 1153 914">南砺市</td> </tr> <tr> <td></td> <td data-bbox="734 914 1019 962">(略)</td> <td data-bbox="1019 914 1153 962">(略)</td> </tr> <tr> <td></td> <td data-bbox="734 962 1019 1026">西大谷線改良 L=25m W=3.0m</td> <td data-bbox="1019 962 1153 1026">南砺市</td> </tr> <tr> <td></td> <td data-bbox="734 1026 1019 1074">(略)</td> <td data-bbox="1019 1026 1153 1074">(略)</td> </tr> </tbody> </table>	事業名 (施設名)	事業内容	事業主体	(3) 林道	(略)	(略)		尾洞山線開設 L=485m W=4.0m	南砺市		(略)	(略)		高草嶺線開設 L=370m W=3.0m	南砺市		(略)	(略)		樋瀬戸線舗装 L=960m W=3.0m	南砺市		高清水線改良 L=72m W=4.0m	南砺市		奥孫線改良 L=104m W=3.0m	南砺市		(略)	(略)		西大谷線改良 L=25m W=3.0m	南砺市		(略)	(略)	<p data-bbox="1232 327 1400 359">25頁、23行</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th data-bbox="1227 379 1464 443">事業名 (施設名)</th> <th data-bbox="1464 379 1749 443">事業内容</th> <th data-bbox="1749 379 1883 443">事業主体</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td data-bbox="1227 451 1464 499">(3) 林道</td> <td data-bbox="1464 451 1749 499">(略)</td> <td data-bbox="1749 451 1883 499">(略)</td> </tr> <tr> <td></td> <td data-bbox="1464 499 1749 563">尾洞山線開設 L=578m W=4.0m</td> <td data-bbox="1749 499 1883 563">南砺市</td> </tr> <tr> <td></td> <td data-bbox="1464 563 1749 611">(略)</td> <td data-bbox="1749 563 1883 611">(略)</td> </tr> <tr> <td></td> <td data-bbox="1464 611 1749 675">高草嶺線開設 L=488m W=3.0m</td> <td data-bbox="1749 611 1883 675">南砺市</td> </tr> <tr> <td></td> <td data-bbox="1464 675 1749 722">(略)</td> <td data-bbox="1749 675 1883 722">(略)</td> </tr> <tr> <td></td> <td data-bbox="1464 722 1749 786">樋瀬戸線舗装 L=1171m W=3.0m</td> <td data-bbox="1749 722 1883 786">南砺市</td> </tr> <tr> <td></td> <td data-bbox="1464 786 1749 850">高清水線改良 L=109m W=4.0m</td> <td data-bbox="1749 786 1883 850">南砺市</td> </tr> <tr> <td></td> <td data-bbox="1464 850 1749 914">奥孫線改良 L=132m W=3.0m</td> <td data-bbox="1749 850 1883 914">南砺市</td> </tr> <tr> <td></td> <td data-bbox="1464 914 1749 962">(略)</td> <td data-bbox="1749 914 1883 962">(略)</td> </tr> <tr> <td></td> <td data-bbox="1464 962 1749 1026">西大谷線改良 L=33m W=3.0m</td> <td data-bbox="1749 962 1883 1026">南砺市</td> </tr> <tr> <td></td> <td data-bbox="1464 1026 1749 1074">(略)</td> <td data-bbox="1749 1026 1883 1074">(略)</td> </tr> </tbody> </table>	事業名 (施設名)	事業内容	事業主体	(3) 林道	(略)	(略)		尾洞山線開設 L=578m W=4.0m	南砺市		(略)	(略)		高草嶺線開設 L=488m W=3.0m	南砺市		(略)	(略)		樋瀬戸線舗装 L=1171m W=3.0m	南砺市		高清水線改良 L=109m W=4.0m	南砺市		奥孫線改良 L=132m W=3.0m	南砺市		(略)	(略)		西大谷線改良 L=33m W=3.0m	南砺市		(略)	(略)	<p data-bbox="1926 518 2094 550">事業数量の変更</p> <p data-bbox="1926 630 1982 662">同上</p> <p data-bbox="1926 742 1982 774">同上</p> <p data-bbox="1926 805 1982 837">同上</p> <p data-bbox="1926 869 1982 901">同上</p> <p data-bbox="1926 981 1982 1013">同上</p>
事業名 (施設名)	事業内容	事業主体																																																																									
(3) 林道	(略)	(略)																																																																									
	尾洞山線開設 L=485m W=4.0m	南砺市																																																																									
	(略)	(略)																																																																									
	高草嶺線開設 L=370m W=3.0m	南砺市																																																																									
	(略)	(略)																																																																									
	樋瀬戸線舗装 L=960m W=3.0m	南砺市																																																																									
	高清水線改良 L=72m W=4.0m	南砺市																																																																									
	奥孫線改良 L=104m W=3.0m	南砺市																																																																									
	(略)	(略)																																																																									
	西大谷線改良 L=25m W=3.0m	南砺市																																																																									
	(略)	(略)																																																																									
事業名 (施設名)	事業内容	事業主体																																																																									
(3) 林道	(略)	(略)																																																																									
	尾洞山線開設 L=578m W=4.0m	南砺市																																																																									
	(略)	(略)																																																																									
	高草嶺線開設 L=488m W=3.0m	南砺市																																																																									
	(略)	(略)																																																																									
	樋瀬戸線舗装 L=1171m W=3.0m	南砺市																																																																									
	高清水線改良 L=109m W=4.0m	南砺市																																																																									
	奥孫線改良 L=132m W=3.0m	南砺市																																																																									
	(略)	(略)																																																																									
	西大谷線改良 L=33m W=3.0m	南砺市																																																																									
	(略)	(略)																																																																									

(別紙)

過疎地域自立促進市町村計画（変更）

自立促進施策区分	変 更 前	変 更 後（頁、行）	備 考																																										
	<table border="1"> <thead> <tr> <th data-bbox="497 379 734 443">事業名 (施設名)</th> <th data-bbox="734 379 1021 443">事業内容</th> <th data-bbox="1021 379 1151 443">事業主体</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td data-bbox="497 459 734 507">(7) 自動車等</td> <td data-bbox="734 459 1021 507"></td> <td data-bbox="1021 459 1151 507"></td> </tr> <tr> <td data-bbox="497 523 734 571">自動車</td> <td data-bbox="734 523 1021 571">市営バス車両購入事業 市営バス購入 7台</td> <td data-bbox="1021 523 1151 571">南砺市</td> </tr> <tr> <td data-bbox="497 587 734 635">雪上車</td> <td data-bbox="734 587 1021 635">除雪機械更新事業 除雪ドーザ購入 14台</td> <td data-bbox="1021 587 1151 635">南砺市</td> </tr> <tr> <td></td> <td data-bbox="734 651 1021 699">除雪機械更新事業 ロータリ除雪車購入 3台</td> <td data-bbox="1021 651 1151 699">南砺市</td> </tr> <tr> <td></td> <td data-bbox="734 715 1021 762">(略)</td> <td data-bbox="1021 715 1151 762">(略)</td> </tr> <tr> <td></td> <td data-bbox="734 778 1021 826">地域ぐるみ除排雪促進事業 ハンドガイド除雪機購入 5台</td> <td data-bbox="1021 778 1151 826">南砺市</td> </tr> </tbody> </table>	事業名 (施設名)	事業内容	事業主体	(7) 自動車等			自動車	市営バス車両購入事業 市営バス購入 7台	南砺市	雪上車	除雪機械更新事業 除雪ドーザ購入 14台	南砺市		除雪機械更新事業 ロータリ除雪車購入 3台	南砺市		(略)	(略)		地域ぐるみ除排雪促進事業 ハンドガイド除雪機購入 5台	南砺市	<p data-bbox="1234 327 1402 359">26頁、14行</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th data-bbox="1227 379 1464 443">事業名 (施設名)</th> <th data-bbox="1464 379 1751 443">事業内容</th> <th data-bbox="1751 379 1881 443">事業主体</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td data-bbox="1227 459 1464 507">(7) 自動車等</td> <td data-bbox="1464 459 1751 507"></td> <td data-bbox="1751 459 1881 507"></td> </tr> <tr> <td data-bbox="1227 523 1464 571">自動車</td> <td data-bbox="1464 523 1751 571">市営バス車両購入事業 市営バス購入 6台</td> <td data-bbox="1751 523 1881 571">南砺市</td> </tr> <tr> <td data-bbox="1227 587 1464 635">雪上車</td> <td data-bbox="1464 587 1751 635">除雪機械更新事業 除雪ドーザ購入 9台</td> <td data-bbox="1751 587 1881 635">南砺市</td> </tr> <tr> <td></td> <td data-bbox="1464 651 1751 699">除雪機械更新事業 ロータリ除雪車購入 2台</td> <td data-bbox="1751 651 1881 699">南砺市</td> </tr> <tr> <td></td> <td data-bbox="1464 715 1751 762">(略)</td> <td data-bbox="1751 715 1881 762">(略)</td> </tr> <tr> <td></td> <td data-bbox="1464 778 1751 826">地域ぐるみ除排雪促進事業 ハンドガイド除雪機購入 4台</td> <td data-bbox="1751 778 1881 826">南砺市</td> </tr> </tbody> </table>	事業名 (施設名)	事業内容	事業主体	(7) 自動車等			自動車	市営バス車両購入事業 市営バス購入 6台	南砺市	雪上車	除雪機械更新事業 除雪ドーザ購入 9台	南砺市		除雪機械更新事業 ロータリ除雪車購入 2台	南砺市		(略)	(略)		地域ぐるみ除排雪促進事業 ハンドガイド除雪機購入 4台	南砺市	<p data-bbox="1919 531 2092 563">事業数量の変更</p> <p data-bbox="1919 595 1975 627">同上</p> <p data-bbox="1919 659 1975 691">同上</p> <p data-bbox="1919 786 1975 818">同上</p>
事業名 (施設名)	事業内容	事業主体																																											
(7) 自動車等																																													
自動車	市営バス車両購入事業 市営バス購入 7台	南砺市																																											
雪上車	除雪機械更新事業 除雪ドーザ購入 14台	南砺市																																											
	除雪機械更新事業 ロータリ除雪車購入 3台	南砺市																																											
	(略)	(略)																																											
	地域ぐるみ除排雪促進事業 ハンドガイド除雪機購入 5台	南砺市																																											
事業名 (施設名)	事業内容	事業主体																																											
(7) 自動車等																																													
自動車	市営バス車両購入事業 市営バス購入 6台	南砺市																																											
雪上車	除雪機械更新事業 除雪ドーザ購入 9台	南砺市																																											
	除雪機械更新事業 ロータリ除雪車購入 2台	南砺市																																											
	(略)	(略)																																											
	地域ぐるみ除排雪促進事業 ハンドガイド除雪機購入 4台	南砺市																																											

(別紙)

過疎地域自立促進市町村計画（変更）

自立促進施策区分	変更前	変更後（頁、行）	備考																																																																
4. 高齢者等の保健及び福祉の向上及び増進	<p>(3) 計画 事業計画（平成28年度～令和2年度）</p> <table border="1" data-bbox="497 437 1153 1219"> <thead> <tr> <th>事業名 (施設名)</th> <th>事業内容</th> <th>事業主体</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>(1) 高齢者福祉施設</td> <td></td> <td></td> </tr> <tr> <td>老人ホーム</td> <td>(略)</td> <td>(略)</td> </tr> <tr> <td rowspan="4">その他</td> <td>福光地域高齢者保健福祉施設整備事業</td> <td>南砺市</td> </tr> <tr> <td>デイサービスセンター車両購入事業 車両購入 6台</td> <td>南砺市</td> </tr> <tr> <td>(略)</td> <td>(略)</td> </tr> <tr> <td>在宅介護支援センター車両購入事業 車両購入 4台</td> <td>南砺市</td> </tr> <tr> <td>(略)</td> <td>(略)</td> <td>(略)</td> </tr> <tr> <td>(3) 児童福祉施設</td> <td></td> <td></td> </tr> <tr> <td rowspan="2">保育所</td> <td>(略)</td> <td>(略)</td> </tr> <tr> <td>利賀ささゆり保育園改修事業</td> <td>南砺市</td> </tr> <tr> <td>児童館</td> <td>(略)</td> <td>(略)</td> </tr> </tbody> </table>	事業名 (施設名)	事業内容	事業主体	(1) 高齢者福祉施設			老人ホーム	(略)	(略)	その他	福光地域高齢者保健福祉施設整備事業	南砺市	デイサービスセンター車両購入事業 車両購入 6台	南砺市	(略)	(略)	在宅介護支援センター車両購入事業 車両購入 4台	南砺市	(略)	(略)	(略)	(3) 児童福祉施設			保育所	(略)	(略)	利賀ささゆり保育園改修事業	南砺市	児童館	(略)	(略)	<p>34頁、6行</p> <p>(3) 計画 事業計画（平成28年度～令和2年度）</p> <table border="1" data-bbox="1227 437 1883 1219"> <thead> <tr> <th>事業名 (施設名)</th> <th>事業内容</th> <th>事業主体</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>(1) 高齢者福祉施設</td> <td></td> <td></td> </tr> <tr> <td>老人ホーム</td> <td>(略)</td> <td>(略)</td> </tr> <tr> <td rowspan="4">その他</td> <td>削除</td> <td>削除</td> </tr> <tr> <td>デイサービスセンター車両購入事業 車両購入 3台</td> <td>南砺市</td> </tr> <tr> <td>(略)</td> <td>(略)</td> </tr> <tr> <td>在宅介護支援センター車両購入事業 車両購入 3台</td> <td>南砺市</td> </tr> <tr> <td>(略)</td> <td>(略)</td> <td>(略)</td> </tr> <tr> <td>(3) 児童福祉施設</td> <td></td> <td></td> </tr> <tr> <td rowspan="2">保育所</td> <td>(略)</td> <td>(略)</td> </tr> <tr> <td>削除</td> <td>削除</td> </tr> <tr> <td>児童館</td> <td>(略)</td> <td>(略)</td> </tr> </tbody> </table>	事業名 (施設名)	事業内容	事業主体	(1) 高齢者福祉施設			老人ホーム	(略)	(略)	その他	削除	削除	デイサービスセンター車両購入事業 車両購入 3台	南砺市	(略)	(略)	在宅介護支援センター車両購入事業 車両購入 3台	南砺市	(略)	(略)	(略)	(3) 児童福祉施設			保育所	(略)	(略)	削除	削除	児童館	(略)	(略)	<p>事業の中止</p> <p>事業数量の変更</p> <p>同上</p> <p>事業の中止</p>
事業名 (施設名)	事業内容	事業主体																																																																	
(1) 高齢者福祉施設																																																																			
老人ホーム	(略)	(略)																																																																	
その他	福光地域高齢者保健福祉施設整備事業	南砺市																																																																	
	デイサービスセンター車両購入事業 車両購入 6台	南砺市																																																																	
	(略)	(略)																																																																	
	在宅介護支援センター車両購入事業 車両購入 4台	南砺市																																																																	
(略)	(略)	(略)																																																																	
(3) 児童福祉施設																																																																			
保育所	(略)	(略)																																																																	
	利賀ささゆり保育園改修事業	南砺市																																																																	
児童館	(略)	(略)																																																																	
事業名 (施設名)	事業内容	事業主体																																																																	
(1) 高齢者福祉施設																																																																			
老人ホーム	(略)	(略)																																																																	
その他	削除	削除																																																																	
	デイサービスセンター車両購入事業 車両購入 3台	南砺市																																																																	
	(略)	(略)																																																																	
	在宅介護支援センター車両購入事業 車両購入 3台	南砺市																																																																	
(略)	(略)	(略)																																																																	
(3) 児童福祉施設																																																																			
保育所	(略)	(略)																																																																	
	削除	削除																																																																	
児童館	(略)	(略)																																																																	

(別紙)

過疎地域自立促進市町村計画（変更）

自立促進施策区分	変 更 前	変 更 後（頁、行）	備 考																																																		
5. 医療の確保	<p>(3) 計画 事業計画（平成28年度～令和2年度）</p> <table border="1" data-bbox="497 438 1153 1024"> <thead> <tr> <th>事業名 (施設名)</th> <th>事業内容</th> <th>事業主体</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>(1) 診療施設</td> <td></td> <td></td> </tr> <tr> <td>病院</td> <td>(略)</td> <td>(略)</td> </tr> <tr> <td>診療所</td> <td>(略)</td> <td>(略)</td> </tr> <tr> <td rowspan="2">巡回診療車</td> <td>平診療所往診車整備事業 往診車購入 1台</td> <td>南砺市</td> </tr> <tr> <td>(略)</td> <td>(略)</td> </tr> <tr> <td>(3) 過疎地域自立 促進特別事業</td> <td>(略)</td> <td>(略)</td> </tr> <tr> <td rowspan="2">(4) その他</td> <td>訪問看護ステーション活動車両 更新事業 活動用車両購入 6台</td> <td>南砺市</td> </tr> <tr> <td>(略)</td> <td>(略)</td> </tr> </tbody> </table>	事業名 (施設名)	事業内容	事業主体	(1) 診療施設			病院	(略)	(略)	診療所	(略)	(略)	巡回診療車	平診療所往診車整備事業 往診車購入 1台	南砺市	(略)	(略)	(3) 過疎地域自立 促進特別事業	(略)	(略)	(4) その他	訪問看護ステーション活動車両 更新事業 活動用車両購入 6台	南砺市	(略)	(略)	<p>36頁、19行</p> <p>(3) 計画 事業計画（平成28年度～令和2年度）</p> <table border="1" data-bbox="1227 438 1883 1024"> <thead> <tr> <th>事業名 (施設名)</th> <th>事業内容</th> <th>事業主体</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>(1) 診療施設</td> <td></td> <td></td> </tr> <tr> <td>病院</td> <td>(略)</td> <td>(略)</td> </tr> <tr> <td>診療所</td> <td>(略)</td> <td>(略)</td> </tr> <tr> <td rowspan="2">巡回診療車</td> <td>削除</td> <td>削除</td> </tr> <tr> <td>(略)</td> <td>(略)</td> </tr> <tr> <td>(3) 過疎地域自立 促進特別事業</td> <td>(略)</td> <td>(略)</td> </tr> <tr> <td rowspan="2">(4) その他</td> <td>訪問看護ステーション活動車両 更新事業 活動用車両購入 3台</td> <td>南砺市</td> </tr> <tr> <td>(略)</td> <td>(略)</td> </tr> </tbody> </table>	事業名 (施設名)	事業内容	事業主体	(1) 診療施設			病院	(略)	(略)	診療所	(略)	(略)	巡回診療車	削除	削除	(略)	(略)	(3) 過疎地域自立 促進特別事業	(略)	(略)	(4) その他	訪問看護ステーション活動車両 更新事業 活動用車両購入 3台	南砺市	(略)	(略)	<p>事業の中止</p> <p>事業数量の変更</p>
事業名 (施設名)	事業内容	事業主体																																																			
(1) 診療施設																																																					
病院	(略)	(略)																																																			
診療所	(略)	(略)																																																			
巡回診療車	平診療所往診車整備事業 往診車購入 1台	南砺市																																																			
	(略)	(略)																																																			
(3) 過疎地域自立 促進特別事業	(略)	(略)																																																			
(4) その他	訪問看護ステーション活動車両 更新事業 活動用車両購入 6台	南砺市																																																			
	(略)	(略)																																																			
事業名 (施設名)	事業内容	事業主体																																																			
(1) 診療施設																																																					
病院	(略)	(略)																																																			
診療所	(略)	(略)																																																			
巡回診療車	削除	削除																																																			
	(略)	(略)																																																			
(3) 過疎地域自立 促進特別事業	(略)	(略)																																																			
(4) その他	訪問看護ステーション活動車両 更新事業 活動用車両購入 3台	南砺市																																																			
	(略)	(略)																																																			

(別紙)

過疎地域自立促進市町村計画（変更）

自立促進施策区分	変更前	変更後（頁、行）	備考																																																																								
6. 教育の振興	<p>(3) 計画 事業計画（平成28年度～令和2年度）</p> <table border="1" data-bbox="497 438 1153 1088"> <thead> <tr> <th>事業名 (施設名)</th> <th>事業内容</th> <th>事業主体</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>(1) 学校教育関連施設</td> <td></td> <td></td> </tr> <tr> <td>校舎</td> <td>(略)</td> <td>(略)</td> </tr> <tr> <td></td> <td>井口小中学校小中一貫改修事業</td> <td>南砺市</td> </tr> <tr> <td>スクールバス</td> <td>スクールバス更新事業 スクールバス購入 5台</td> <td>南砺市</td> </tr> <tr> <td>(3) 集会施設、体育施設等</td> <td></td> <td></td> </tr> <tr> <td>公民館</td> <td>(略)</td> <td>(略)</td> </tr> <tr> <td>集会施設</td> <td>(略)</td> <td>(略)</td> </tr> <tr> <td>体育施設</td> <td>(略)</td> <td>(略)</td> </tr> <tr> <td></td> <td>城南スタジアム改修事業</td> <td>南砺市</td> </tr> </tbody> </table>	事業名 (施設名)	事業内容	事業主体	(1) 学校教育関連施設			校舎	(略)	(略)		井口小中学校小中一貫改修事業	南砺市	スクールバス	スクールバス更新事業 スクールバス購入 5台	南砺市	(3) 集会施設、体育施設等			公民館	(略)	(略)	集会施設	(略)	(略)	体育施設	(略)	(略)		城南スタジアム改修事業	南砺市	<p>39頁、9行</p> <p>(3) 計画 事業計画（平成28年度～令和2年度）</p> <table border="1" data-bbox="1227 438 1883 1348"> <thead> <tr> <th>事業名 (施設名)</th> <th>事業内容</th> <th>事業主体</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>(1) 学校教育関連施設</td> <td></td> <td></td> </tr> <tr> <td>校舎</td> <td>(略)</td> <td>(略)</td> </tr> <tr> <td></td> <td>井口小中学校小中一貫改修事業</td> <td>南砺市</td> </tr> <tr> <td></td> <td>中学校トイレ改修事業</td> <td>南砺市</td> </tr> <tr> <td>屋外運動場</td> <td>義務教育施設グラウンド整備事業</td> <td>南砺市</td> </tr> <tr> <td>スクールバス</td> <td>スクールバス更新事業 スクールバス購入 5台</td> <td>南砺市</td> </tr> <tr> <td>(3) 集会施設、体育施設等</td> <td></td> <td></td> </tr> <tr> <td>公民館</td> <td>(略)</td> <td>(略)</td> </tr> <tr> <td>集会施設</td> <td>(略)</td> <td>(略)</td> </tr> <tr> <td>体育施設</td> <td>(略)</td> <td>(略)</td> </tr> <tr> <td></td> <td>城南スタジアム改修事業</td> <td>南砺市</td> </tr> <tr> <td></td> <td>福野体育館施設改修事業</td> <td>南砺市</td> </tr> <tr> <td></td> <td>城南屋内グラウンド改修事業</td> <td>南砺市</td> </tr> </tbody> </table>	事業名 (施設名)	事業内容	事業主体	(1) 学校教育関連施設			校舎	(略)	(略)		井口小中学校小中一貫改修事業	南砺市		中学校トイレ改修事業	南砺市	屋外運動場	義務教育施設グラウンド整備事業	南砺市	スクールバス	スクールバス更新事業 スクールバス購入 5台	南砺市	(3) 集会施設、体育施設等			公民館	(略)	(略)	集会施設	(略)	(略)	体育施設	(略)	(略)		城南スタジアム改修事業	南砺市		福野体育館施設改修事業	南砺市		城南屋内グラウンド改修事業	南砺市	<p>事業の追加 事業の追加 (区分の追加)</p> <p>事業の追加 同上</p>
事業名 (施設名)	事業内容	事業主体																																																																									
(1) 学校教育関連施設																																																																											
校舎	(略)	(略)																																																																									
	井口小中学校小中一貫改修事業	南砺市																																																																									
スクールバス	スクールバス更新事業 スクールバス購入 5台	南砺市																																																																									
(3) 集会施設、体育施設等																																																																											
公民館	(略)	(略)																																																																									
集会施設	(略)	(略)																																																																									
体育施設	(略)	(略)																																																																									
	城南スタジアム改修事業	南砺市																																																																									
事業名 (施設名)	事業内容	事業主体																																																																									
(1) 学校教育関連施設																																																																											
校舎	(略)	(略)																																																																									
	井口小中学校小中一貫改修事業	南砺市																																																																									
	中学校トイレ改修事業	南砺市																																																																									
屋外運動場	義務教育施設グラウンド整備事業	南砺市																																																																									
スクールバス	スクールバス更新事業 スクールバス購入 5台	南砺市																																																																									
(3) 集会施設、体育施設等																																																																											
公民館	(略)	(略)																																																																									
集会施設	(略)	(略)																																																																									
体育施設	(略)	(略)																																																																									
	城南スタジアム改修事業	南砺市																																																																									
	福野体育館施設改修事業	南砺市																																																																									
	城南屋内グラウンド改修事業	南砺市																																																																									

(別紙)

過疎地域自立促進市町村計画（変更）

自立促進施策区分	変 更 前	変 更 後（頁、行）	備 考																				
9. その他地域の自立促進に関し必要な事項	(3) 計画 事業計画（平成28年度～令和2年度） <table border="1" data-bbox="497 438 1153 699"> <thead> <tr> <th>事業名 (施設名)</th> <th>事業内容</th> <th>事業主体</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td rowspan="3">(4) 過疎地域自立促進特別事業</td> <td>(略)</td> <td>(略)</td> </tr> <tr> <td>普通財産解体事業</td> <td>南砺市</td> </tr> <tr> <td>(略)</td> <td>(略)</td> </tr> </tbody> </table>	事業名 (施設名)	事業内容	事業主体	(4) 過疎地域自立促進特別事業	(略)	(略)	普通財産解体事業	南砺市	(略)	(略)	48頁、28行 (3) 計画 事業計画（平成28年度～令和2年度） <table border="1" data-bbox="1227 438 1883 699"> <thead> <tr> <th>事業名 (施設名)</th> <th>事業内容</th> <th>事業主体</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td rowspan="3">(4) 過疎地域自立促進特別事業</td> <td>(略)</td> <td>(略)</td> </tr> <tr> <td>削除</td> <td>削除</td> </tr> <tr> <td>(略)</td> <td>(略)</td> </tr> </tbody> </table>	事業名 (施設名)	事業内容	事業主体	(4) 過疎地域自立促進特別事業	(略)	(略)	削除	削除	(略)	(略)	事業の中止
事業名 (施設名)	事業内容	事業主体																					
(4) 過疎地域自立促進特別事業	(略)	(略)																					
	普通財産解体事業	南砺市																					
	(略)	(略)																					
事業名 (施設名)	事業内容	事業主体																					
(4) 過疎地域自立促進特別事業	(略)	(略)																					
	削除	削除																					
	(略)	(略)																					

議案第 45 号

辺地総合整備計画の変更について

辺地総合整備計画を別紙のとおり変更したいので、辺地に係る公共的施設の総合整備のための財政上の特別措置等に関する法律（昭和 37 年法律第 88 号）第 3 条第 8 項の規定において準用する同条第 1 項の規定により議会の議決を求める。

令和 3 年 3 月 2 日提出

南砺市長 田 中 幹 夫

(別紙)

辺地に係る総合整備変更計画書
富山県 南砺市

辺地名	項 目	変 更 前					変 更 後						
		令和2年度から令和6年度まで 5年間 (単位：千円)					令和2年度から令和6年度まで 5年間 (単位：千円)						
施設名	区 分 事 業 主体名	事業費	財源内訳		一般財源のうち 辺地対策事業債 の予定額	施設名	区 分 事 業 主体名	事業費	財源内訳		一般財源のうち 辺地対策事業債 の予定額		
			特定財源	一般財源					特定財源	一般財源			
平	3 公共的施設の整備計画	道路	富山県	29,700	0	29,700	28,100	道路	富山県	46,942	0	46,942	40,600
			南砺市	65,000	34,775	30,225	28,600		南砺市	152,090	85,113	66,977	63,000
		林道	富山県	45,200	0	45,200	42,700	林道	富山県	51,337	0	51,337	48,400
			南砺市	35,800	17,900	17,900	16,700		南砺市	36,600	18,300	18,300	17,100
								電気通信	一部事務 組合	76,701	0	76,701	73,000
		高齢者福祉 増進施設	南砺市	37,305	0	37,305	17,600						
		合 計		213,005	52,675	160,330	133,700	合 計		363,670	103,413	260,257	242,100

(別紙)

辺地に係る総合整備変更計画書
富山県 南砺市

辺地名	項 目	変 更 前					変 更 後						
		令和2年度から令和6年度まで 5年間 (単位：千円)					令和2年度から令和6年度まで 5年間 (単位：千円)						
施設名	区分 事業 主体名	事業費	財源内訳		一般財源のうち 辺地対策事業債 の予定額	施設名	区分 事業 主体名	事業費	財源内訳		一般財源のうち 辺地対策事業債 の予定額		
			特定財源	一般財源					特定財源	一般財源			
上平	3 公共的施設の整備計画	道路	南砺市	11,200	0	11,200	10,600	道路	南砺市	71,204	27,659	43,545	39,200
		林道	南砺市	17,100	11,760	5,340	5,000	林道	南砺市	21,714	15,200	6,514	6,200
								電気通信	一部事務 組合	91,888	0	91,888	87,200
								除雪機械	南砺市	24,112	16,000	8,112	7,600
		高齢者福祉 増進施設	南砺市	12,600	0	12,600	5,900						
		観光・レクリ エーション施設	南砺市	50,119	0	50,119	47,400	観光・レクリ エーション施設	南砺市	87,804	648	87,156	82,500
		合 計		91,019	11,760	79,259	68,900	合 計		296,722	59,507	237,215	222,700

(別紙)

辺地に係る総合整備変更計画書
富山県 南砺市

辺地名	項目	変更前					変更後						
利賀	3 公共的施設の整備計画 (2) 公共的施設の整備計画	令和元年度から令和5年度まで 5年間 (単位：千円)					令和元年度から令和5年度まで 5年間 (単位：千円)						
		区分		事業費	財源内訳		一般財源のうち 辺地対策事業債 の予定額	区分		事業費	財源内訳		一般財源のうち 辺地対策事業債 の予定額
		事業	施設名 主体名		特定財源	一般財源		事業	施設名 主体名		特定財源	一般財源	
		道路		南砺市	452,361	154,369	297,992	283,200		道路	南砺市	402,681	128,836
		林道	富山県	51,400	0	51,400	48,900	林道	富山県	52,142	0	52,142	47,900
			南砺市	105,030	70,428	34,602	32,700		南砺市	126,612	86,227	40,385	38,500
		電気通信	一部事務 組合	81,219	0	81,219	81,200	電気通信	一部事務 組合	93,028	0	93,028	88,300
		除雪機械	南砺市	18,073	12,469	5,604	5,300	除雪機械	南砺市	18,073	12,048	6,025	6,000
		保育所	南砺市	10,796	0	10,796	10,200						
		観光・レクリ エーション施設	南砺市	6,891	0	6,891	6,500	観光・レクリ エーション施設	南砺市	39,193	13,000	26,193	24,100
合計		725,770	237,266	488,504	468,000	合計		731,729	240,111	491,618	453,000		
太美山	3 公共的施設の整備計画	令和2年度から令和6年度まで 5年間 (単位：千円)					令和2年度から令和6年度まで 5年間 (単位：千円)						
		区分		事業費	財源内訳		一般財源のうち 辺地対策事業債 の予定額	区分		事業費	財源内訳		一般財源のうち 辺地対策事業債 の予定額
		事業	施設名 主体名		特定財源	一般財源		事業	施設名 主体名		特定財源	一般財源	
		林道		南砺市	48,700	24,200	24,500	22,800		林道	南砺市	49,963	24,949
合計		48,700	24,200	24,500	22,800	合計		49,963	24,949	25,014	23,100		

議案第46号

市道路線の認定について

道路法（昭和27年法律第180号）第8条第1項の規定により、市道路線を下記のとおり認定する。

令和3年3月2日提出

南砺市長 田中幹夫

記

整理 番号	路線名	起 点	重要な経過地	備考
		終 点		
1	坂本3号線	坂本		
		坂本		
2	坪野住宅2号線	坪野		
		坪野		

議案第47号

市道路線の変更について

道路法（昭和27年法律第180号）第10条第2項の規定により、市道路線を下記のとおり変更する。

令和3年3月2日提出

南砺市長 田中幹夫

記

整理 番号	旧新別	路線名	起 点	重要な 経過地	備考
			終 点		
1	旧	上村線	利賀村		起点 変更
			利賀村		
	新		利賀村		
			利賀村		
2	旧	八日町山見線	井波		起点 変更
			山見		
	新		山見		
			山見		
3	旧	栃原線	利賀村栃原		終点 変更
			利賀村栃原		
	新		利賀村栃原		
			利賀村栃原		

議案第48号

南砺市特別養護老人ホーム（特別養護老人ホームいなみ等）、南砺市城端介護研修センター及び南砺市デイサービスセンター（デイサービスセンターいなみ等）の指定管理者の指定について

地方自治法（昭和22年法律第67号）第244条の2第6項の規定により、指定管理者を下記のとおり指定する。

令和3年3月2日提出

南砺市長 田中 幹夫

記

管理を行わせる施設の名称及び所在地	別紙のとおり
指定管理者	名称 社会福祉法人福寿会 所在地 富山県南砺市松原678番地1 代表者 理事長 田中 幹夫
指定期間	令和3年4月1日から令和4年3月31日まで

(別紙)

管理を行わせる施設の名称及び所在地

名 称	所 在 地
特別養護老人ホームいなみ	南砺市井波 1 3 1 0 番地 1
特別養護老人ホーム「福寿園」	南砺市松原 6 7 8 番地 1
特別養護老人ホーム「やすらぎ荘」	南砺市天池 1 5 7 0 番地
南砺市城端介護研修センター	南砺市理休 2 4 7 番地 1
デイサービスセンターいなみ	南砺市井波 1 3 1 0 番地 1
旅川デイサービスセンター	南砺市院林 9 2 番地 1
福野デイサービスセンター	南砺市松原 5 0 0 番地 2
やすらぎ荘デイサービスセンター	南砺市天池 1 5 7 0 番地
ふく満デイサービスセンター	南砺市福光 1 0 4 5 番地

議案第49号

南砺市城端老人福祉センター「美山荘」の指定管理者の指定について

地方自治法（昭和22年法律第67号）第244条の2第6項の規定により、指定管理者を下記のとおり指定する。

令和3年3月2日提出

南砺市長 田 中 幹 夫

記

管理を行わせる施設の名称及び所在地	名 称 南砺市城端老人福祉センター「美山荘」 所在地 南砺市理休429番地
指定管理者	名 称 社会福祉法人南砺市社会福祉協議会 所在地 富山県南砺市蛇喰1009番地 代表者 理事長 中山 繁實
指 定 期 間	令和3年4月1日から令和4年3月31日まで